

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「年金記録問題に関する日本年金機構等の取組に関する会計
検査の結果について」

平成26年10月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成26年6月9日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、年金記録問題に関する日本年金機構等の取組について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月10日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成26年10月
会 計 検 査 院

目次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	公的年金制度の概要等	1
(1)	公的年金制度の概要	1
(2)	基礎年金番号の導入	3
(3)	厚生年金保険及び国民年金の年金記録の管理方法	3
(4)	年金記録問題の発生及び社会保険庁における取組の状況	4
(5)	日本年金機構の設立と同機構における年金記録問題への取組の状況	6
(6)	年金記録問題に関する特別委員会の設置等	9
(7)	年金受給者等に対する特例的救済施策	10
3	これまでの会計検査の実施状況	11
4	検査の観点、着眼点、対象及び方法	13
(1)	検査の観点及び着眼点	13
ア	年金記録問題に関する事業の実施状況	13
イ	年金記録問題への取組による効果の発現状況	14
ウ	年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況	14
(2)	検査の対象及び方法	15
第2	検査の結果	16
1	年金記録問題に関する事業の実施状況	16
(1)	年金記録問題の態様	16
(2)	厚生労働省及び機構における年金記録問題への取組の実施状況	16
ア	ねんきん特別便等の各種便の送付	16
イ	紙台帳等とオンライン記録との突合せ	20
ウ	厚生年金保険の被保険者等の年金記録と厚生年金基金記録との突合せ	26
エ	総務大臣のあつせん等による処理	31
オ	厚生年金保険の標準報酬等の遡及訂正	33
カ	国民年金の特殊台帳とオンライン記録との突合せ	34

キ	引き続き取組を行う必要がある未統合記録	35
(3)	機構の取組に対する厚生労働省の関与	39
(4)	年金受給者等に対する特例的救済施策への取組	39
ア	年金時効特例法の運用について	39
イ	厚生年金特例法の運用について	43
ウ	遅延特別加算金法の運用について	51
エ	第3号被保険者の年金記録不整合問題に係る年金確保支援法及び年金健全 化法の運用について	52
(5)	年金記録等に係る年金相談等の実施状況	60
ア	年金相談業務の概要	60
イ	各県社労士会に委託するなどして年金事務所等で行う年金相談業務の実 施状況	62
ウ	連合会に委託して街角の年金相談センター等で行う年金相談業務の実施 状況	66
エ	民間事業者に委託して行う電話相談業務の実施状況	67
オ	機構が主体となって実施している年金相談業務	73
(6)	ねんきんネットの活用等	74
ア	ねんきんネットの概要等	74
イ	ねんきんネットの利用状況	75
ウ	市区町村との連携	76
(7)	被保険者等の自主点検を促す施策	76
ア	「気になる年金記録、再確認キャンペーン」	76
イ	年金記録回復の具体的事例の公表	77
(8)	機構における契約方式、入札の状況等について	78
ア	機構の契約方式等	78
イ	年金記録問題への取組のために締結した契約の事項別の内容等	80
ウ	契約方式の適用状況等	80
エ	競争性のある契約の割合	81
オ	一般競争契約の入札実施状況	82
カ	随意契約の適用理由	83

(9)	機構における年金記録問題への取組の体制	84
(10)	年金記録問題対策に関する経費の状況	92
	ア 特別委員会の報告書等における年金記録問題対策に関する経費の概要	92
	イ 特別委員会の報告書において年金記録問題対策に関する経費とされていない経費	94
(11)	総務省における年金記録問題への取組の実施状況	97
	ア 第三者委員会の業務の概要	97
	イ 第三者委員会の業務の実績と人員の状況	99
	ウ 第三者委員会の運営に要した経費	106
	エ 第三者委員会の報告	107
	オ 年金業務監視委員会の業務等	108
	カ 新たな年金記録訂正手続の創設	109
2	年金記録問題への取組による効果の発現状況	111
(1)	未統合記録の回復状況	111
(2)	記録の内容に誤りがある年金記録の回復状況	111
(3)	年金受給者等に対する特例的救済施策による年金等の支給状況	113
(4)	年金記録の回復による効果	114
	ア 特別委員会の報告書等における年金回復額	114
	イ 年金回復額の推移等	116
(5)	年金記録の訂正による減額ケース等	117
3	年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況	120
(1)	機構における体制整備の状況等	120
	ア 内部統制システムの構築等	120
	イ 事務処理誤りに対する取組の状況等	126
	ウ 監事監査及び内部監査の体制整備等	132
(2)	厚生労働省と機構との連携等	136
(3)	年金記録問題に関する厚生労働省及び機構と共済組合等の関係機関との連携等	138
(4)	今後の年金記録の正確性確保のための対策	139
	ア 本人等による記録確認等	139

イ	基礎年金番号の重複付番対策	140
ウ	諸届出の電子化	140
エ	基金への情報提供	141
(5)	26年度以降の機構の年金記録問題への対応に係る体制の変更等	141
ア	機構における体制の変更等	141
イ	年金健全化法による改正後の国民年金法の施行	142
ウ	第三者委員会の報告書等への対応	142
第3	検査の結果に対する所見	144
1	検査の結果の概要	144
2	所見	156
別表		161

以下、本文及び図表中の数値は、原則として、金額については表示単位未満を切り捨て、割合については表示単位未満を四捨五入している。

事 例 一 覧

[納付勧奨等が適切に行われていなかった事例]

<事例1> 49

[債権管理において適切な時効の中断措置を執っていなかった事例①]

<事例2> 50

[債権管理において適切な時効の中断措置を執っていなかった事例②]

<事例3> 50

[転出先年金事務所に種別変更の処理を引き継いでいなかった事例]

<事例4> 57

[転出先年金事務所が、引継元年金事務所から種別変更の処理を引き継いだものの、その処理を行っていなかった事例]

<事例5> 57

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成26年6月9日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月10日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

総務省、厚生労働省、日本年金機構

(二) 検査の内容

年金記録問題に関する日本年金機構等の取組に関する次の各事項

- ① 年金記録問題に関する事業の実施状況
- ② 年金記録問題への取組による効果の発現状況
- ③ 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

2 公的年金制度の概要等

(1) 公的年金制度の概要

我が国における公的年金制度は、図表0-1に示した沿革を経るなどして各制度が個別に発足したため、従前は民間の被用者を対象とする厚生年金保険、公務員等を対象とする各種の共済年金及び自営業者等を対象とする国民年金に分立していた。

図表0-1 主な公的年金制度の沿革

昭和15年		昭和20年		昭和30年		昭和60年	
被 用 者	一般被用者	労働者年金保険法（昭17. 6）	旧厚生年金保険法（昭19. 10）	厚生年金保険法（昭29. 5）			
	船員	船員保険法（昭15. 6）					厚生年金保険に統合（昭61. 4）
	公務員等	旧国家公務員共済組合法（昭23. 7）→国家公務員共済組合法（昭34. 1）					
		市町村職員共済組合法（昭30. 1）→地方公務員等共済組合法（昭37. 12）					
自 営 業 者 等	私立学校教職員共済法（昭29. 1）						
	国民年金法（昭36. 4）						

（注） 括弧内の年月は、施行日等を記載している。

そして、図表0-2のとおり、昭和60年の法改正により、61年4月から、国民年金を全国民共通の基礎年金として支給する基礎年金制度が導入され、厚生年金保険や共済年金は報酬比例の年金を支給する「基礎年金の上乗せ」として位置付けられ、いわゆる二階建ての年金制度として再編成されて現在に至っている。

図表0-2 現在の公的年金制度

			(数値は平成25年3月末現在)	
		厚生年金基金 420万人	職域加算	
		(代行部分)		
		厚生年金保険	共済年金	
国 民 年 金 (基 礎 年 金)				
自営業者、学生等		第2号被保険者の被扶養配偶者	民間の被用者 3472万人	公務員等 440万人
← 第1号被保険者 → 1864万人		← 第3号被保険者 → 960万人	← 第2号被保険者 → 3912万人	
6736万人				

（厚生労働省作成資料による。）

(2) 基礎年金番号の導入

我が国の公的年金制度は、前記のとおり、厚生年金保険、国民年金等に分立していた。そして、年金の受給権を裁定（年金を受給する資格ができたときに必要となる手続をいう。以下同じ。）するために必要となる年金受給者又は被保険者の氏名、性別、^(注1)生年月日、被保険者期間、保険料の納付等に関する年金記録は、平成9年1月の基礎年金番号導入前においては、厚生年金保険、国民年金等の各制度の保険者ごとに、年金手帳等の記号番号（以下「手帳番号」という。）により管理され、手帳番号は、制度ごとに原則として一人が一つの番号を付与されることとなっていた。

しかし、複数の公的年金制度に加入していた者や複数の手帳番号を有する者については、年金の受給権の裁定の際に、全ての手帳番号が必要となる上、制度や手帳番号ごとに年金記録を確認する必要があり、この確認に時間を要するなどしていたことから、被保険者等ごとの年金記録を正確に把握して、年金事業運営の一層の適正化・効率化や被保険者等に対するサービスの向上を図るために、同月から各年金制度間で共通に使用する基礎年金番号が導入された。基礎年金番号は各制度を通じて一人が一つの番号を付与されるものである。

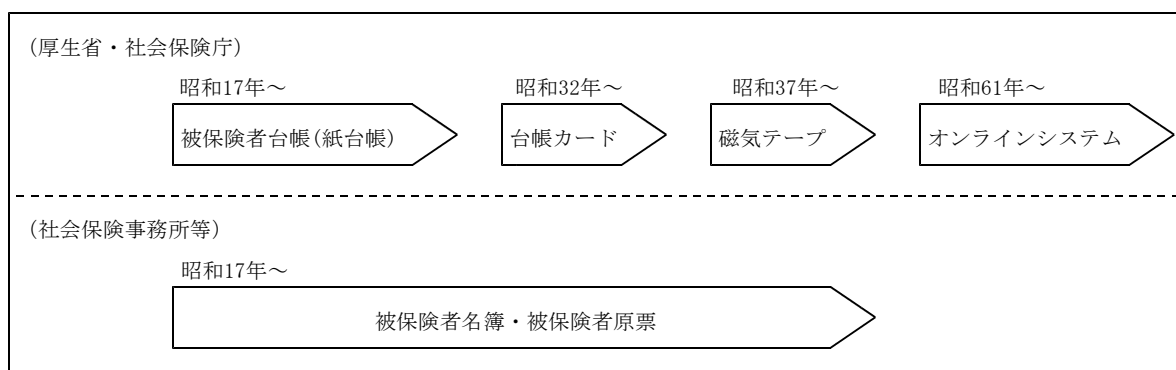
(注1) 年金記録 厚生年金保険の記録としては、手帳番号、氏名、性別、生年月日、住所、事業所記号、資格取得・喪失年月日、種別、標準報酬月額、一時金記録等が管理されている。
また、国民年金の記録としては、手帳番号、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、台帳保管庁名、資格取得・喪失年月日、保険料納付状況等が管理されている。

(3) 厚生年金保険及び国民年金の年金記録の管理方法

前記の公的年金制度のうち、厚生労働省（昭和37年7月から平成21年12月までは社会保険庁、昭和37年6月以前は厚生省）が管掌している年金制度は、①厚生年金保険及び②国民年金である。

このうち、①厚生年金保険については、昭和61年に社会保険庁の社会保険オンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）が導入されたが、それ以前は、図表0-3のとおり、社会保険事務所等において、事業主からの届出に基づき「被保険者名簿」又は「被保険者原票」により被保険者の年金記録を管理するなどしていた。

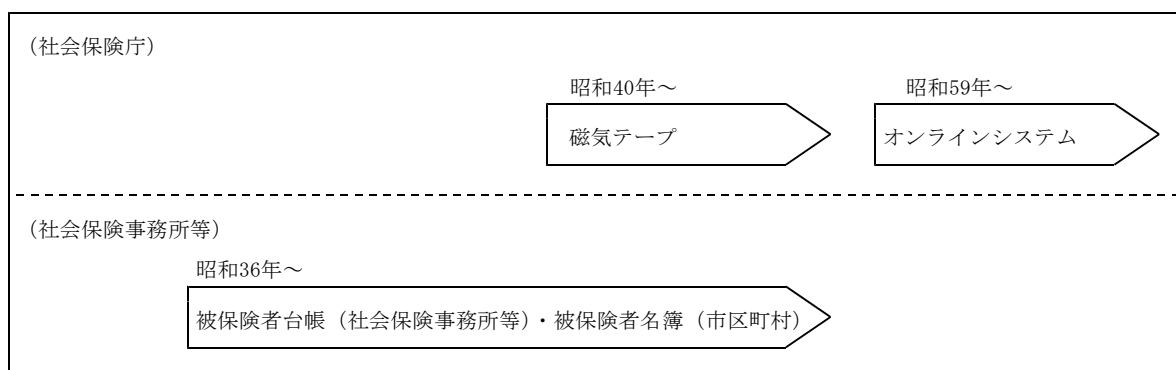
図表0-3 年金記録の管理方法（厚生年金保険）



(注) 社会保険庁は、オンラインシステムの導入に当たり、被保険者名簿、被保険者原票等をマイクロフィルム化して各社会保険事務所等において保存管理している。

また、②国民年金については、59年にオンラインシステムの導入により社会保険庁で一元的に管理されることになったが、それ以前は、図表0-4のとおり、社会保険事務所等において、「被保険者台帳」により年金記録を管理するなどしていた。

図表0-4 年金記録の管理方法（国民年金）



(4) 年金記録問題の発生及び社会保険庁における取組の状況

社会保険庁における厚生年金保険、国民年金等の被保険者等の年金記録の管理状況等については、平成18年以降の国会審議等において、次の①から⑤までなどが取り上げられて、大きな社会問題となった。

- ① オンラインシステム上の年金記録（以下「オンライン記録」という。）には、基礎年金番号に統合されていないものが約5095万件あること^(注2)
- ② マイクロフィルムで管理されている厚生年金保険等の旧台帳の年金記録約1466万件の中には、オンラインシステムに収録されていないものがあること
- ③ オンライン記録には、被保険者台帳や被保険者名簿から、その内容が正確に入力されていないものがあること

- ④ 保険料を納付した旨の年金受給者又は被保険者等本人の申立てがあるにもかかわらず、保険料納付の記録が台帳等に記録されていないものがあること
- ⑤ 標準報酬月額等について不適正な遡及訂正処理が行われた記録があること

(注2) 約5095万件 オンラインシステムにおいて磁気ディスクに管理されていた年金記録は平成9年1月時点で約3億件存在していたと推定されているが、このうち、約1億0156万件については、基礎年金番号が付番された。また、約1億5000万件については、同月から18年6月までの間に、基礎年金番号の付番通知の際、複数の手帳番号の保有について照会を行った回答や、本人の申請に基づく年金の受給権に係る裁定の際等に基礎年金番号に統合された。しかし、18年6月時点で、残りの約5095万件の年金記録が依然として基礎年金番号に統合されていない状況となっていた。

これらの問題に対応して年金記録に関する国民の信頼の回復を図るなどのために、19年7月に、年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会により「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」が取りまとめられ、厚生労働省は、この取りまとめに沿って、同年8月に「年金記録適正化実施工程表」（以下「適正化工程表」という。）を作成して、これらの問題に対する取組の内容、実施時期等を公表するなどしていた。

適正化工程表には、次のとおり一連の具体的な対策等が掲げられており、社会保険庁はこれらに従って各種取組を進めることとされた。

- ① 約5095万件の基礎年金番号に統合されていないオンライン記録（以下「未統合記録」という。）と約2.5億件の基礎年金番号に結び付いているオンライン記録との名寄せの実施
- ② 年金記録が基礎年金番号に結び付く可能性がある者に対して、その旨と加入履歴を確認してもらうための「ねんきん特別便」の発送
- ③ マイクロフィルムで管理されている約1466万件の年金記録の磁気ファイル化及び全てのオンライン記録との名寄せの実施
- ④ 厚生年金保険の被保険者名簿等の記録とオンライン記録との計画的な突合せ
- ⑤ 年金記録に係る相談体制の拡充

これらを示すと、図表0-5のとおりである。

図表0-5 年金記録問題に対する社会保険庁における主な取組について

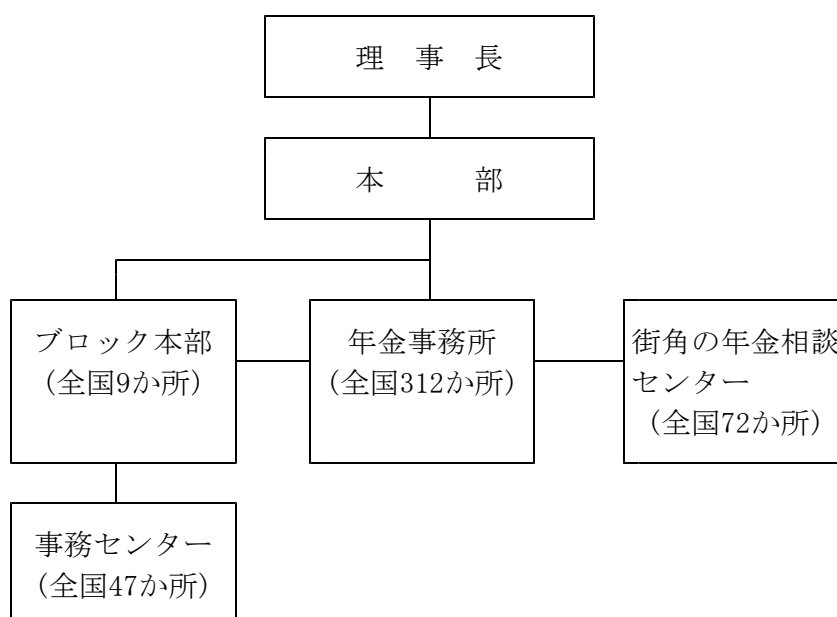
年月	①年金記録の補正作業及び名寄せ	②ねんきん特別便等の実施状況	厚生年金保険の旧台帳、厚生年金保険の被保険者名簿等とオンライン記録との突合せ		⑤年金記録相談等の実施状況
			③	④	
平成19年	4月				
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月	氏名等が収録されていない年金記録の補正作業			
	11月				
	12月				
平成20年	1月				
	2月				
	3月	漢字カナ変換記録の補正作業			
	4月				
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
平成21年	1月				
	2月				
	3月				
	4月				
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				

(5) 日本年金機構の設立と同機構における年金記録問題への取組の状況

16年以降、社会保険庁職員による年金個人情報業務目的外閲覧、収賄事件等の不祥事や社会保険事務所による国民年金保険料免除等の不適正な事務処理等の不適切な業務運営が次々と発覚して、これらは社会保険庁の組織・体制上の構造的な問題が背景にあるとされたことなどから、社会保険庁は22年1月1日に廃止され、同日以降、従来、社会保険庁が所掌していた厚生年金保険及び国民年金の事業に関する事務は、厚生労働省が所掌することとなった。そして、日本年金機構法（平成19年法律第109号。

以下「機構法」という。)に基づき、同省は、当該事業に関する事務の一部を、同日に設立された特殊法人である日本年金機構（以下「機構」という。）に委任し、又は委託し、機構は、同省の監督の下に、同省と密接な連携を図りながら、厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的として、当該委任され、又は委託された業務を図表0-6に示した組織体制で実施している。

図表0-6 機構の組織図



(注) 本図表は、平成26年3月31日現在の組織図である。

このように、機構が行う業務は厚生労働省の監督の下に行われることとされ、機構法に基づき、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に対し、報告を求めたり、業務の運営の改善に関し必要な措置を執るべきことを命じたりなどすることができることとなっている。

また、機構の業務については、機構法第33条に基づき、3年以上5年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を厚生労働大臣が定め、機構に指示することとなっている。そして、機構は、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けることとなっている。さらに、機構は、中期計画に基づき、毎事業年度、業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生

労働大臣の認可を受けるとともに、厚生労働大臣は、事業年度ごとの機構の業務の実績についてSからDまでの5段階の評価を行うこととなっている。

機構設立時における中期目標及びこれを受けた中期計画の期間は、22年1月から26年3月までの4年3か月となっており、これらの中期目標及び中期計画の中で年金記録問題への対応は、最優先、最重要課題とされており、機構において計画的、多角的に取り組むこととしている。また、中期計画に基づく21年度から25年度までの各年度計画においても、年金記録問題への対応に関する事項は最優先の事項として定められている。

さらに、機構は、中期計画に基づき22年度から25年度までの4年間を実施期間とする「年金記録問題への対応の実施計画（工程表）」（以下「工程表」という。）を定めており、実施状況等を踏まえ、年度ごとに工程表の改定を行っている。この工程表には、図表0-7のとおり、機構が年金記録問題への対応として実施する取組や各年度の取組ごとの実施作業に関する処理期限の目標が具体的に記載されている。

図表0-7 工程表に示された年金記録問題に対する主な取組の概要

主な取組	取組の概要
ねんきん特別便等の各種便の送付	- 平成25年3月以前に受け付けた各種便の回答については、原則として25年9月末までを目途にその確認作業を行う。 - 加入期間10年未満の黄色便の送付（24年度）、各種便未送達者への再送付（24年2月開始）を行う。
紙台帳等とオンライン記録との突合せ	紙台帳等とオンライン記録の突合せについては、25年度中を目途に終了し、該当者へのお知らせを原則として25年度中を目途に送付する。
厚生年金保険の被保険者等の年金記録と厚生年金基金記録との突合せ	第一次審査について早急に処理を進めるとともに、第二次審査について25年10月末までに厚生年金基金等から報告があったものについて25年度中を目途に必要な記録訂正を進める。
年金事務所段階における記録回復の促進	- 年金事務所段階の記録回復基準に基づき記録回復を進める。 - 総務省年金記録確認第三者委員会のあっせん事案等の分析、調査を踏まえ、更なる記録回復基準の検討を行う。
厚生年金保険の標準報酬等の遡及訂正	年金事務所段階の記録回復基準に基づき記録回復を進める。
国民年金の特殊台帳とオンライン記録との突合せ	社会保険庁時代から実施している国民年金特殊台帳とオンライン記録との突合せ業務を22年6月末を目途に終了させる。

このような制度、計画等の下、機構は、社会保険庁が行っていた取組を引き継いで

実施するとともに、年金記録問題への主要な取組は25年度を集中処理の最終年度として実施することとなった。

(6) 年金記録問題に関する特別委員会の設置等

年金記録問題の発生を受けて、国は、19年度以降、総務省、厚生労働省等に、学者、専門家、有識者等から構成される年金記録問題を扱う各種の委員会を設置し、これらの委員会は、年金記録問題発生の原因、責任の所在等についての調査、検証を行うなどしている。

総務省には、19年6月、「年金記録問題検証委員会」（以下「検証委員会」という。）が設置され、検証委員会は、年金記録問題発生の経緯、原因、責任の所在等について調査及び検証を行い、同年10月に、年金記録問題検証委員会報告書を取りまとめて公表している。

同報告書では、年金記録問題発生の経緯、原因として「厚生労働省及び社会保険庁の年金記録管理に関する基本的姿勢、年金記録の正確性確保の重要性に対する社会保険庁の認識不足、^(注3)「裁定時主義」による業務処理という基本的問題に加えて、様々な事務処理上の問題、年金管理システムに関する問題などの直接的な要因、更には間接的な要因としての組織上の問題があったこと」を挙げており、「上記の多くの問題に対して組織的に十分な改善対策が長期間にわたって執られてこなかったこと」が年金記録問題につながったとしている。

さらに、総務省には、本省に年金記録確認中央第三者委員会（以下「中央委員会」という。）が、50か所の管区行政評価局等に年金記録確認地方第三者委員会（以下「地方委員会」といい、中央委員会と地方委員会を合わせて「第三者委員会」という。）が19年6月にそれぞれ設置され、同年7月に年金業務・社会保険庁監視等委員会（22年1月1日に廃止）が設置されるなどしている。

また、厚生労働省には、20年1月に「年金記録問題作業委員会」が、21年10月に「年金記録回復委員会」が、25年3月に「年金記録問題に関する特別委員会」（以下「特別委員会」という。）が順次設置されている。

そして、特別委員会は、中期目標において年金記録問題への主要な取組は25年度が集中処理の最終年度となっていることを受けて、機構設立以降だけでなく社会保険庁時代も含めた6年間の年金記録問題への取組の全般的整理と今後に向けての提言等を含めた内容とする報告書を、26年1月に厚生労働大臣に提出している。

この報告書では、現状や今後の提言として、①25年9月末時点においても依然として解明されていない未統合記録が約2112万件あること、②年金記録問題への集中処理期間は終了するが今後も引き続き年金記録問題への取組が必要なこと、③機構や厚生労働省において今後の制度改正等も踏まえて、再発防止のための各種対策、体制強化が必要であること、④年金受給者等からの照会や申出を待つだけでなく、機構から年金受給者等への積極的な働きかけが引き続き必要であることなど、年金記録問題の各種の論点、課題等が幅広く記述されている。

(注3) 裁定時主義 年金の受給権を裁定するときに、年金記録を突合して、内容に誤りなどがあった場合にはこれを直せば足りるとする事務処理上の考え方。「申請主義」ともいう。

(7) 年金受給者等に対する特例的救済施策

年金記録問題の発生以降、年金受給者等の有する資料や総務大臣からのあっせんなどにより、多数の年金記録の訂正・回復が行われている。そして、その進捗等を踏まえて、国は、年金記録が訂正されるなどした年金受給者等を特例的に救済することとして、関係法令の整備等を行っている。

また、上記の措置以外にも、将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、上記の年金受給者等を含めて、未納の国民年金保険料の納付可能期間を延長したり、年金記録問題への取組の過程で明らかになった第3号被保険者に関する年金記録が不整合となっていた問題に対応したりするために立法措置が講じられている。

その主な内容を示すと図表0-8のとおりである。

図表0-8 年金記録が訂正されるなどした年金受給者等に対して特例的に制定、施行された法律の概要

法律名	主な内容
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成19年法律第111号。以下「年金時効特例法」という。）	年金記録が訂正されて年金が増額した場合に、従来は時効消滅していた直近5年を超える期間に係る増額分についても時効特例給付として給付するもの
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号。以下「厚生年金特例法」という。）	事業主が被保険者の給与から厚生年金保険料を源泉控除していたにもかかわらず、納付義務を履行したことが明らかでない場合に該当するとする第三者委員会の意見があった場合に、年金記録を訂正し、年金額に反映させるなどするもの
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成21年法律第37号。以下「遅延特別加算金法」という。）	年金記録が訂正されて受給権に係る裁定が行われた場合に、本来の支給日より大幅に遅れて支払われる年金給付額（年金時効特例法による給付に限る。）について、現在価値に見合う額になるように、物価の状況を勘案して算定した額を遅延特別加算金として支給するもの
国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成23年法律第93号。以下「年金確保支援法」という。）	未納の国民年金保険料について、従来は過去2年分までとされていた納付可能期間を延長し、平成24年10月1日から3年間に限り、過去10年分まで遡って納付できるようにするなどするもの
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「年金健全化法」という。）	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、国民年金について第3号被保険者に関する年金記録の不整合期間の保険料の納付を可能とするなどするもの

3 これまでの会計検査の実施状況

会計検査院は、18年以降の国会審議等において年金記録問題が取り上げられる以前から、社会保険庁における厚生年金保険等の業務の実施状況について検査を行ってきており、その結果を年金記録の正確性に影響のあるものとして平成12年度決算検査報告及び平成16年度決算検査報告に掲記している。そして、18年以降は、国会審議等を踏まえて年金記録問題に係る検査を行い、その結果について検査報告に掲記している。これらを示すと図表0-9のとおりである。

図表0-9 年金記録問題に関する検査報告掲記事項

検査報告	件 名
平成12年度決算検査報告	意見を表示し又は処置を要求した事項 ・「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の全喪処理について、その適正化を図るよう改善の処置を要求したもの」
平成16年度決算検査報告	特定検査対象に関する検査状況 ・「健康保険、厚生年金保険の適用促進の実施状況について」
平成19年度決算検査報告	不当事項 ・「ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約において、仕様書の記載、委託業者への指示等が適切でなかったため、再度、ねんきん特別便の作成及び発送が必要となり不経済となっているもの」
平成20年度決算検査報告	不当事項 ・「年金記録相談において判明した年金記録について、基礎年金番号への統合等の処理が適切に行われていなかったため、本来支給されるべき老齢厚生年金等が年金受給者に適正に支給されないなどしているもの」
	国会からの検査要請事項に関する報告 ・「年金記録問題について」 (平成21年10月に参議院議長に対して報告した概要を決算検査報告に掲記している。)
平成21年度決算検査報告	不当事項 ・「年金記録相談等において判明した年金記録について、基礎年金番号への統合が適切に行われていなかったため、老齢厚生年金等が適正に支給されないなどしていたもの」 ・「「ねんきん特別便」の作成及び発送準備業務に係る委託契約において、委託業者に対する指示等が適切でなかったため、共済組合に発送した「ねんきん特別便」が組合員へ配布できずに返送されており、再度、発送するための費用を支出するなどしていたもの」 ・「「ねんきんあんしんダイヤル」年金記録相談業務に係る委託契約において、業務に従事していない休憩時間を支払の対象に含めていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの」 意見を表示し又は処置を要求した事項 ・「年金記録相談等において判明した年金記録について、基礎年金番号への統合を適切に行うことにより、老齢厚生年金等を適正に支給するなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの」 ・「厚生年金保険等の適用事業所から提出された全喪届の処理に当たり、実地調査対象事業所を的確に把握した上で事業実態の確認を確実に行うことなどにより、全喪届の事務処理等を適切に実施するよう改善の処置を要求したもの」
平成22年度決算検査報告	不当事項 ・「厚生年金加入記録のお知らせを送付対象者ではない者に対して送付していたため、送付件数が過大となっていたもの」 ・「年金相談センター運営業務委託において、委託費の対象とはならない研修に係る経費を委託費の対象経費として支払っていたもの」

意見を表示し又は処置を要求した事項

・「年金相談業務に係る契約の実施に当たり、契約の履行確認を徹底するなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに委託する年金相談窓口数の見直しを行うなどして、年金相談業務の実施等が経済的なものとなるよう意見を表示したもの」

上記のうち、平成20年度決算検査報告に掲記した「年金記録問題について」は、20年6月に、参議院から、年金記録問題について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請され、会計検査院が、その要請により実施した会計検査の結果について報告したものの概要である（検査の要請の内容及び検査の結果に対する所見は、巻末別表参照）。

4 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、前記のとおり国会からの要請に関する報告を行った後も、機構において実施されている年金記録問題に係る取組の実施状況や個別の委託契約等について検査を行い、検査報告に不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項等を掲記するなどしている。

そして、前記のとおり、機構における年金記録問題への主要な取組は25年度が集中処理の最終年度とされていること、特別委員会において厚生労働省及び機構による年金記録問題への取組の実施状況等について報告書が取りまとめられていることなどを踏まえ、会計検査院は、年金記録問題に関する日本年金機構等の取組に関する各事項について、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の着眼点により検査を行った。

ア 年金記録問題に関する事業の実施状況

(ア) 機構における未統合記録を基礎年金番号に統合するための取組等は適切に実施されているか、その進捗状況はどのようになっているか、未統合記録の解明の状況はどのようになっているか、また、厚生労働省は機構が実施している各種取組の進捗管理等を適切に行っているか。

(イ) 機構における年金受給者等に対する特例的救済施策への取組はどのようになっているか。特に、年金時効特例法に基づく時効特例給付に係る業務処理が不統一になっていた問題等に対する対応や再発防止策は適切に行われているか、また、厚生年金特例法に基づく特例納付保険料の徴収、債権管理に係る事務処理は適切に行われているか、さらに、第3号被保険者の年金記録不整合問題に係る対応は

適切に行われているか。

(ウ) 機構が委託により行っている街角の年金相談センター等の運営は、需要に応じた適切な見直しが行われ、効率的なものとなっているか、また、年金事務所等の年金相談及びコールセンターの年金電話相談の実施体制等は適切なものとなっているか。

(エ) 機構が行っている「ねんきんネット」について、その機能追加は、利用者の利便性向上に沿ったものとなっているか、利用の拡大は順調か、市区町村との連携は十分に図られているか。

(オ) 機構における持ち主が不明の年金記録を解明するための被保険者等の自主点検を促す施策は適切に実施されているか。

(カ) 機構の年金記録問題への対応に係る契約の状況はどのようになっているか、契約事務の透明性及び公正性は確保されているか。

(キ) 機構における年金記録問題への取組の実施体制はどのようになっているか。

(ク) 厚生労働省及び機構が支出した年金記録問題への取組に要した経費の状況はどのようになっているか。

(ケ) 総務省の年金記録問題への取組の状況はどのようになっているか、また、総務省の第三者委員会は、業務量に対応した体制の見直しが適切になされ、効率的に運営されているか、第三者委員会が年金記録問題への取組に要した経費の状況はどのようになっているか、さらに、総務大臣のあっせんに対する機構等の対応は適切になされているか。

イ 年金記録問題への取組による効果の発現状況

(ア) 未統合記録及び記録の内容に誤りがある年金記録の回復状況はどのようになっているか。

(イ) 特例的救済施策による年金等の支給状況はどのようになっているか。

(ウ) 年金記録の回復による効果はどのようになっているか。

(エ) 年金記録の訂正により年金額が減額となる場合の取扱いはどのようになっているか。

ウ 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

(ア) 機構の内部統制システムは適切に整備されて、機能しているか、また、機構における事務処理誤りへの対応は適切になされて、再発防止策が講じられているか。

(イ) 年金制度の設計・構築、制度改正等の事務を所掌する厚生労働省と、それに基づいて実際の業務運営を行う機構との連携は適切になされているか、厚生労働省の機構に対する指導等は適切に行われているか、また、厚生労働省及び機構において、年金記録問題の取組に関係する厚生年金基金、共済組合、地方自治体等との協力連携に向けて、適切な対応がなされているか。

(ウ) 厚生労働省及び機構における今後の年金記録の正確性確保に向けた取組や26年度以降の年金記録問題への取組の体制はどのようなになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、22年1月以降に厚生労働省、機構等が年金記録問題への取組のために実施した各種事業や再発防止に向けた体制整備の状況等を中心に、必要に応じて19年度以降の社会保険庁の対応状況も含め、年金記録問題への取組状況全般を対象として、総務本省、厚生労働本省、機構の本部、9ブロック本部のうちの8ブロック本部、47事務センターのうちの18事務センター、312年金事務所のうちの142年金事務所及び1業務委託先において、計351.0人日を要して会計実地検査を行った。

検査に当たっては、総務省及び厚生労働省における年金記録問題への取組に関する各種資料等の内容を精査、分析するとともに、両省の担当者から説明を聴取するなどして検査を行った。また、機構における年金記録問題への取組に係る事業に関する各種報告書、統計資料、委託業務に係る契約書、仕様書、実績報告書等の内容を精査、分析するとともに、機構の担当者から説明を聴取するなどした。そして、機構における年金記録問題に対応する事業に係る調書の作成を依頼し、提出を受けた調書の内容を分析するなどして検査を行った。

第2 検査の結果

1 年金記録問題に関する事業の実施状況

(1) 年金記録問題の態様

年金記録問題は、一般的には、①18年6月時点で持ち主が判明していない未統合記録が約5095万件存在するという「未統合記録問題」、②年金記録について、紙台帳記録等とオンライン記録に相違があったり、国が保有する厚生年金保険の記録と厚生年金基金が保有する厚生年金保険の記録の内容に相違があったりするなどしている「記録の内容に誤りがある問題」の二つの態様に大別される。

これらの問題に対しては、19年度以降、総務省、厚生労働省及び社会保険庁（22年1月以降は機構）において各種の取組が実施されている。

このほか、上記の各種の取組により年金記録が訂正されるなどした年金受給者等に対して、前記の特例的救済施策による給付等が行われている。

(2) 厚生労働省及び機構における年金記録問題への取組の実施状況

機構は、工程表において、ねんきん特別便等による年金記録の確認、紙台帳等とオンライン記録との突合せ、厚生年金基金記録との突合せ等を実施することとしており、厚生労働省及び機構におけるその実施状況は次のとおりとなっていた。

ア ねんきん特別便等の各種便の送付

この取組は、「未統合記録問題」及び「記録の内容に誤りがある問題」への対応のためのものである。

(ア) ねんきん特別便等の各種便の内容、対象及び送付実績

19年12月以降、社会保険庁は、未統合記録の解明等のために年金受給者や被保険者等に対して、ねんきん特別便等の各種便（以下「各種便」という。）を送付して年金記録の確認をしてもらい、その回答に基づき年金記録の訂正を行う取組を開始したが、機構も引き続きこの取組を行っている。

そして、主要な各種便は、図表1-1のとおり、機構設立前に大部分が送付されているが、機構も、全ての被保険者に毎年「ねんきん定期便」を送付したり、各種便が未送達の者に対して直近の住所情報を基に再送付したり、制度改正を踏まえて新たに送付対象となった者に各種便を送付したりしていた。

機構が各種便の送付等に要した費用は、図表1-2のとおり、21年度から25年度

までの間で約312億円（作成費用約128億円、送付費用約184億円）となっている。

図表1-1 各種便の送付状況（平成25年4月末現在）

種 類 (送付時期)	対 象 者	送付件数	回答件数 (未回答件数:送 付件数に対する 比率)	左のうち訂正あ り回答件数 (うち調査が終了 した件数:訂正あ り回答件数に対 する比率)	年金記録 判明件数 (回 答 件 数に対す る比率)	備 考
ねんきん特別 便【名寄せ便】 (平成19年12月 ～20年3月)	オンライン記録と未 統合記録が、氏名、 生年月日及び性別の 3条件で一致する者	1030万件	8167万件 (2471万件:22.7 %)	1312万件 (1311万件:99.9 %)	953万件 (11.7%)	回 答 件 数 は、 名 寄 せ 便 と 全 員 便 と で 区 分 され て い ない。
ねんきん特別 便【全員便】 (20年4月～10 月)	全ての年金受給者及 び被保険者	9843万件				
年金加入記録 確認のお知らせ 【グレー便】 (20年5月)	基礎年金番号記録と マイクロフィルム上 の厚生年金保険及び 船員保険の旧台帳記 録の突合により、旧 台帳記録の持ち主で ある可能性のある者	68万件	58万件 (9.3万件:13.7 %)	58万件 (58万件:100%)	44万件 (75.9%)	
年金記録の確 認のお知らせ 【黄色便】 (20年6月～21 年12月)	未統合記録と住民基 本台帳ネットワーク システム等との突合 により未統合記録の 持ち主である可能性 のある者	262万件	160万件 (93万件:35.5%)	149万件 (149万件:100%)	132万件 (82.5%)	
共済組合等加 入記録の確認 のお知らせ 【茶色便】 (21年3月、25 年3月)	基礎年金番号に統合 されていない共済年 金過去記録と、基礎 年金番号の氏名、生 年月日及び性別の3 条件を突合し、年金 記録が結び付く可能 性のある年金受給者 等	134万件	105万件 (29万件:21.6%)	100万件 (95万件:95.0%)	—	年 金 記 録 判 明 件 数 は 集 計 さ れ て い ない。
年金加入記録 の確認の願い 【加入期間1 0年未満の黄色 便】 (24年6月～7 月)	前記黄色便の対象と なっていなかった、 加入期間が10年未満 の年金記録の持ち主 である可能性のある 者	44万件	10万件 (31万件:70.5%)	9万件 (8万件:88.9%)	7万件 (70.0%)	
未統合記録の確認のために送付し、 回答を求める必要がある各種便の計 注(2)		1億1382 万件	8500万件 (2633万件:23.1 %)	1628万件 (1621万件:99.6 %)	1136万件 (13.4%)	
ねんきん定期 便	全ての被保険者	21年度 6676万件	244万件 注(4)	244万件 (244万件:100%)	—	年 金 記 録 判 明

(21年度から毎 年度)		22年度 6610万件				件数は 集計さ れてい ない。
		23年度 6525万件				
		24年度 6578万件				
		25年度 6552万件				
厚生年金加入 記録のお知らせ 【受給者便】 (21年12月～22 年11月)	厚生年金の受給者等	2632万件	88万件	88万件 (88万件:100%)	—	年金記 録判明 件数は 集計さ れてい ない。
未送達便(再送付)						
(24年2月)	厚生年金加入記録の お知らせの未送達者 【受給者便】	2万件	未送達便の回答件数についてはそれぞれ受給者便、ねん きん定期便又は黄色便に含まれている。			
(24年3月、 25年3月)	ねんきん特別便・ね んきん定期便の未送 達者	92万件				
(25年3月)	年金加入記録の確認 のお願いの未送達者 【黄色便】	3万件				

- 注(1) 各種便の送付状況については、平成25年4月末現在で機構が把握しているものが最新のデータである。
 なお、ねんきん定期便については、25年度の送付実績件数が判明しているため、25年度分も記載している。
- 注(2) 各種便の計は、端数処理を行っているため、各種別の数値を集計しても計欄の数値と一致しない。
- 注(3) 未送達となったものがあるため、回答件数と未回答件数を合計しても送付件数に一致しない。
- 注(4) ねんきん定期便の回答件数は、送付年度ごとの分類ができないため、21年度から24年度まで合算した
 件数を記載している。

図表1-2 機構が発送した各種便の費用

種 類（送付時期）		作成費用	送付費用	計
共済組合等加入記録の確認のお知らせ【茶色便】 （平成25年3月）		4648万円	2480万円	7128万円
年金加入記録の確認のお願い 【加入期間10年未満の黄色便】 （24年6月～7月）		3188万円	3228万円	6416万円
ねんきん定期便 （22～25年度）		94億6239万円	155億7561万円	250億3800万円
厚生年金加入記録のお知らせ 【受給者便】 （22年1月～11月）		32億0290万円	27億2106万円	59億2396万円
未送達便 （再送付）	厚生年金加入記録のお知らせの未送達者【受給者便】 （24年2月）	834万円	212万円	1046万円
	ねんきん特別便・ねんきん定期便の未送達者 （24年3月、25年3月）	5996万円	1億0414万円	1億6411万円
	年金加入記録の確認のお願いの未送達者【黄色便】 （25年3月）	574万円	216万円	790万円
計		128億1769万円	184億6217万円	312億7987万円

（イ）進捗状況及び処理実績

各種便において本人から訂正ありと回答があった件数に対して年金記録訂正のための調査が終了した件数の割合をみると、88.9%から100%となっていた。

そして、未統合記録の確認のために送付し、回答を求める必要がある各種便（名寄せ便、全員便、グレー便、黄色便、茶色便、加入期間10年未満の黄色便）における本人からの回答状況をみると、図表1-1のとおり、25年4月末現在で送付総数約1億1382万件に対して回答がなかったものは約2633万件、送付総数に対する未回答件数の平均値は23.1%となっていて、送付した者の約4分の1からは回答がない状況となっていた。

各種便に対して回答がない理由として、特別委員会の報告書によれば、対象者が、年金記録訂正による年金の増加額が少額のため年金記録訂正の申出を放置していたり、短期間ずつの複数加入であって、その判明した年金記録の全てを訂正しても年金受給資格期間を満たすことが期待できないとして放置していたり、各

種便の内容が理解できなかったりしていることなどによるものと推定されている。

また、これらの回答件数に対する年金記録判明件数の比率をみると、ねんきん特別便は、全ての年金受給者、被保険者等を対象としていることから11.7%となっているが、グレー便、黄色便、加入期間10年未満の黄色便は、未統合記録の持ち主である可能性が高い者に対して送付していることもあり、70.0%から82.5%となっていた。

そして、名寄せ便を送付したもののうち、年金受給者から「訂正なし」との回答があったもの及び未回答のもので未統合記録が結び付く可能性が高いものについては、約88万人を対象として、電話、訪問及び文書によるフォローアップ照会が行われた。また、上記のフォローアップ照会でも接触できなかった者に対しては、21年10月から市区町村の協力を得て電話番号等の調査が行われ、接触できなかった約11万人を除く約77万人について、25年4月末までにフォローアップ照会の処理を終えていた。

前記の各種便の送付等の結果、26年3月末現在で約1382万人（年金受給者約716万人、被保険者等約666万人）の年金記録が回復したとされている。^{（注4）}

<機構が公表した年金記録回復の具体例>

「厚生年金加入記録のお知らせ（受給者便）」の送付を受けた85歳男性より「年金記録に漏れがある」との回答があったため調査したところ、男性の申出のとおり新たに87月の厚生年金の記録月が判明したため、調査前の年金記録の加入期間227月に判明した記録を統合した結果、年額約118万円だった年金額は年額約166万円となり、年額にして約48万円の年金額が新たに回復した。

なお、機構は、今後、毎年送付する「ねんきん定期便」等により、各種便の未回答者等に対して回答を促すなど年金記録確認の呼びかけを実施するとしている。

（注4） 年金記録が回復した 漏れや誤りのあった個別の年金記録が本来の姿に戻されたこと

イ 紙台帳等とオンライン記録との突合せ

この取組は、「記録の内容に誤りがある問題」への対応のためのものである。

（ア）紙台帳検索システムの概要

適正化工程表により、前記の既に基礎年金番号に結び付いている約2.5億件のオンライン記録等について、その内容を確認するため、全国の市区町村及び社会保険庁の社会保険事務所等で管理されていた厚生年金被保険者台帳や国民年金被保険者台帳等の約9.5億件の紙台帳及びマイクロフィルム（以下「紙台帳等」という。）との突合せを行うこととされた。

しかし、それまでの年金記録の確認は、紙台帳等が社会保険事務所等で保管されていたことから、ある社会保険事務所では他の社会保険事務所等が保管している紙台帳等を確認するためには、他の社会保険事務所等へ依頼して確認する作業が必要であり、手間や時間が相当かかっていた。また、対象となる紙台帳等の記録は膨大な数に上る。このため、社会保険庁においてサンプル調査を行うなどして突合せ作業を効率的に実施するための作業方法の検討等が行われた。その結果、分散して保管されていた約9.5億件の紙台帳等を電子画像化した上で、個人単位で集約してコンピュータ端末に表示する「年金情報総合管理・照合システム」（以下「紙台帳検索システム」という。）を構築して効率的に突合せ作業を実施することとされた。

この紙台帳検索システムは22年10月から運用が開始され、これにより、紙台帳検索システムに収録された全ての紙台帳等の画像データを、各年金事務所等でも瞬時に確認できるようになった。

(イ) 突合せ業務に係る委託契約等の概要

突合せ業務は、紙台帳検索システムを構築するところから始められ、上記の約9.5億件の紙台帳等を電子画像化し、各個人の基礎年金番号（又は手帳番号）と生年月日等を基にオンライン記録とのひも付け処理を実施するなどして、紙台帳等の内容が重複しているなどの約2.3億件及び年金記録の一部が判読不明であるなどの約1.2億件を除いた約6億件の紙台帳等をオンライン記録にひも付けした。その後、この約6億件の紙台帳等に記載された年金記録について、1件ずつオンライン記録と比較しながら、年金額計算の基礎データとなる加入資格期間や標準報酬月額、保険料納付金額等の記録内容に漏れや誤りがないか、審査・判定を行うことになった。

そして、この突合せ業務は、図表1-3のとおり、機構のブロック本部等の区分けにより設置した記録突合センター29か所で、5事業者に委託するなどして業務

が開始された。

上記の委託業務は、22年10月に、総合評価方式による一般競争契約により契約を締結し、中央記録突合センターから開始され、23年1月までに29か所の記録突合センターで開始された。機構は、同年4月の契約更改時に、作業に要する時間の基礎データがそろっていないことや、今後の突合せ作業の方針が確定していないことを理由として、既契約事業者と随意契約により契約を締結して業務を継続させていたが、政府の行政刷新会議から効率的な業務運営を求められたことから、同年11月に、委託費の支払方法を、それまでの突合せ作業者の実績人数に応じた「席数払い方式」から、突合せ処理の実績件数に応じた「件数払い方式」に変更するとともに、処理単価の低い記録突合センターにより多くの件数を割り当てるなどの改善を図った。機構は、これにより、1件当たり処理コストが2,264円から2,139円と、5.5%低減されるとしていた。

その後、機構は、24年4月から、各記録突合センターの業務を委託している事業者に対して、単価及び希望委託件数の提示を求め、単価の低い事業者から順次、委託予定件数を割り当てる見積合わせ方式により契約を締結して業務を行わせていた。

これらの委託業務は25年12月までに終了し、委託事業者に支払った金額は計1278億余円となっていた。

なお、このほかに、紙台帳検索システムの整備のために、国が直接支出したもののとして20年度から25年度までに計390億余円を要していた。

図表1-3 記録突合センターの設置状況と業務実績

ブロッ ク本部 等	記 録 突 合 セ ン タ ー	委託事業者	開 始 年 月	廃 止 年 月	支払金額 (平成22～25 年度) (千円)	従事者 数(23 年1月 現在) (人)	突合せ実施 件数(22～25 年度) (人)
本部	中央	アデコ(株)	22.10	25.9	9,350,357	1,194	3,302,737
北海道	札幌	(株)もしもしホットライン	22.12	25.6	6,330,328	757	4,352,712
東北	仙台第1	(株)もしもしホットライン	22.12	25.6	6,105,959	656	4,415,648
	仙台第2	(株)KDDI EVOLVA	22.12	25.9	4,915,349	647	3,701,390
南関東	千葉	アデコ(株)	23.1	24.3	2,900,418	772	1,320,354
	東京	(株)もしもしホットライン	22.11	25.6	9,281,870	1,062	5,084,518
	横浜	(株)もしもしホットライン	22.11	24.12	7,394,610	1,090	3,675,052
北関東 ・信越	さいたま	アデコ(株)	23.1	25.9	9,330,773	1,137	6,772,342
	水戸	(株)KDDI EVOLVA	22.11	25.9	2,680,288	386	1,767,272
	新潟	(株)TMJ	23.1	24.12	2,003,634	326	1,150,428
	宇都宮	(株)KDDI EVOLVA	23.1	25.9	2,272,658	261	1,708,238
	長野	(株)KDDI EVOLVA	23.1	25.9	2,517,181	292	2,127,587
中部	名古屋第1	アデコ(株)	22.11	24.3	3,681,391	896	1,652,217
	静岡	(株)もしもしホットライン	22.11	25.6	3,652,460	497	1,953,215
	名古屋第2	(株)KDDI EVOLVA	22.11	25.9	4,053,185	514	3,026,933
	金沢	(株)もしもしホットライン	22.11	25.6	3,018,803	295	2,066,950
近畿	大阪第1	(株)もしもしホットライン	22.11	25.6	7,576,825	736	5,179,926
	大阪第2	(株)もしもしホットライン	22.12	24.12	4,757,989	690	2,347,714
	神戸	(株)もしもしホットライン	22.12	25.8	6,817,664	724	4,589,534
	京都	アデコ(株)	22.11	24.3	2,533,355	596	1,061,835
中国	広島	(株)KDDI EVOLVA	22.11	25.9	5,270,211	672	4,111,279
	岡山	(株)もしもしホットライン	22.12	25.11	3,184,356	331	2,157,111
四国	高松	(株)もしもしホットライン	22.12	24.12	1,673,644	244	847,455
	松山	(株)KDDI EVOLVA	22.11	25.9	2,710,385	308	2,210,565
九州	福岡	(株)KDDI EVOLVA	22.11	24.12	3,433,629	644	1,722,234
	熊本	(株)もしもしホットライン	22.11	24.12	1,740,606	249	871,987
	鹿児島	(株)TMJ	22.11	25.12	3,728,981	402	3,075,023
	長崎	(株)NTTマーケティング・アクト	23.1	25.11	2,624,107	314	1,704,954
	大分	(株)KDDI EVOLVA	23.1	25.5	2,260,621	323	1,292,502
計	29か所	5事業者			127,801,651	17,015	79,249,712

(注) 突合せ実施件数は、複数の年金を受給している者の重複分を除いた人数となっているなどのため、後述の審査終了人数とは異なっている。

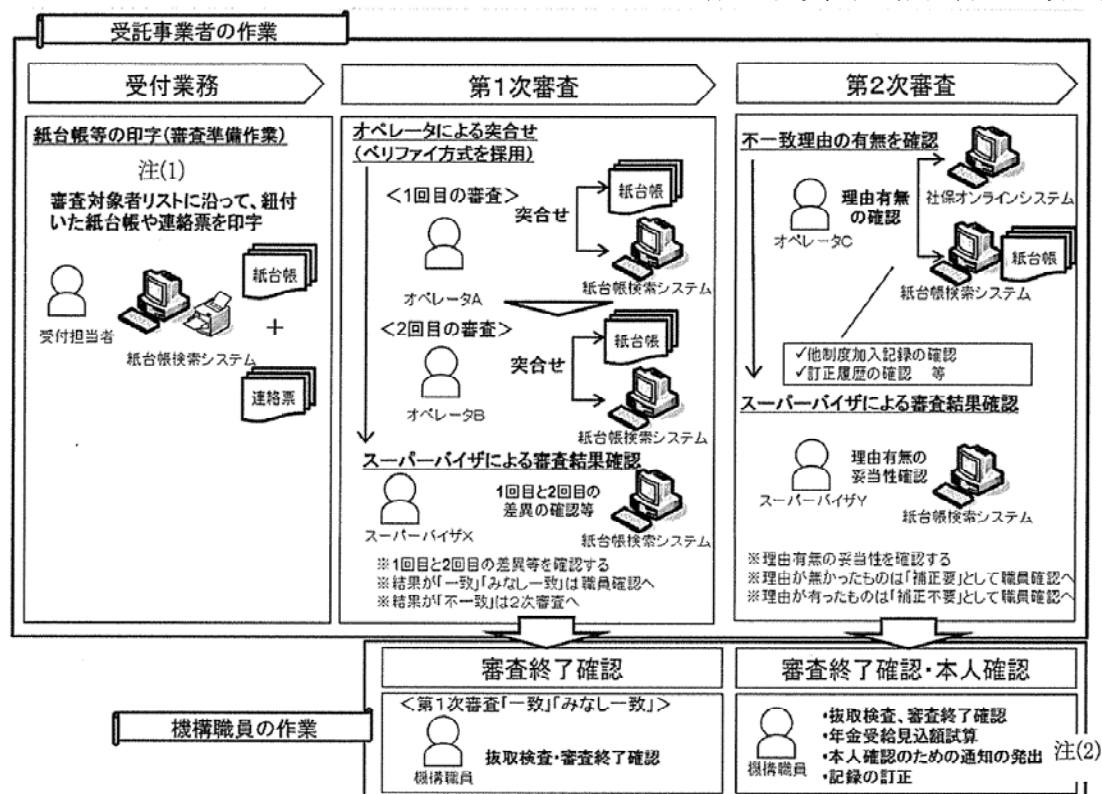
(ウ) 突合せ業務の概要

この突合せ業務については、当初、年金受給者を対象に開始されたが、被保険者を費用対効果の点から対象とするかどうかの議論があった。しかし、厚生労働省に設置された年金記録回復委員会の審議を経て、年金記録への信頼を確保する

という基本的考え方から、24年7月に厚生労働省から、被保険者についても全件の突合せを行う方針が示され、これに従い、機構は、被保険者についても突合せ業務を行った。

突合せ業務の実施に当たっては、正確かつ効率的に業務を進めることが求められており、これを担保するために、22年10月、業務に係る手順、審査基準等を定めた「年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ業務実施要領」を厚生労働省の関与の下、機構が制定し、この要領に基づいて委託事業者及び機構職員の間で分担して、図表1-4に示した手順、体制で業務を行ったとしていた。

図表1-4 年金記録に関する紙台帳等とオンライン記録の突合せ作業の概要
(特別委員会の報告書より引用)



注(1) 審査対象者リスト 電子画像化した紙台帳等に記載されている各個人の基礎年金番号、生年月日等を基に索引データを作成し、それをオンライン記録上の基礎年金番号、生年月等をキーとしてひも付け処理を行った者のリスト

注(2) 年金受給者等について、年金記録訂正の必要がある旨を通知し、その回答を踏まえて、年金記録の訂正を行うこととされている。

機構によれば、突合せ業務の正確性を確保するために、委託事業者は2段階の審査を行ったとしていた。そして、紙台帳等とオンライン記録の記載内容の一致・不一致を確認する「第一次審査」では、一つの審査案件について担当者を変えて2回審査を行い、その審査結果について更に別の担当者が確認を行ったとして

いた。この第一次審査で一致とされた案件については、機構の職員が最終確認を行って審査を終了したとしていた。また、不一致とされた案件については、最新のオンライン記録の詳細に基づく訂正履歴等の関係資料等を踏まえて当該不一致に理由があるかを確認する「第二次審査」を行い、この第二次審査の結果について、不一致理由の有無にかかわらず全て機構の職員が確認を行ったとしていた。そして、第二次審査後の機構職員による確認を終えて、年金記録の訂正の必要があると判定された案件については、年金受給者等に対して通知を送付し、年金受給者等本人の年金記録であるかどうか、年金記録訂正の意思があるかなどについて当該本人に確認した上で、最終的に年金記録を訂正したとしていた。

また、突合せ業務を効率的に実施するために、作業工程を区分することにより1人の作業員の作業範囲を限定したり、不一致理由の判明の確率が高い作業から順次実施したりなどしたとしていた。

そして、委託事業者による第一次審査、第二次審査、機構職員による審査、年金受給者等本人への通知送付等の作業の各段階ごとに、バーコードによる進捗管理を行ったとしていた。

さらに、委託事業者や機構職員に対する研修を行ったり、紙台帳検索システムの利用履歴の監視を行うことによって、所定の作業手順に従って業務が行われたことを確認する仕組みを設けたり、個人情報保護のため、委託事業者のオンラインシステムによる情報検索に制限を設けたりするなどの措置を執ったとしていた。

そして、委託事業者の業務の終了により、当初29か所あった記録突合センターを順次廃止したり、記録突合センターで機構職員が行っていた審査、通知送付等の業務を、機構の事務センターに移管して実施したりして、業務の集約及び効率化を図ったとしていた。なお、記録突合センターの設置数、同センターで突合せ業務に従事していた委託事業者の職員数及び機構の職員数の推移は図表1-5のとおりとなっていて、突合せ業務の進捗に伴い、いずれも減少していた。

図表1-5 記録突合センターの設置数等の推移

年月 区分	平成23. 1	23. 4	23. 10	24. 4	25. 4	25. 7	25. 12
記録突合センター の設置数	29	29	29	26	20	13	2
委託事業者の職員 数（人）	17, 015		17, 015	13, 976	8, 157		
機構の職員数（人）		760		426	253	164	86

（注） 職員数は、機構において委託事業者又は機構の職員数を把握していた時点の数字を記載しているため、把握していない時点については空欄としている。

（エ）進捗状況及び処理実績

工程表によれば、突合せ業務は25年度中に終了し、本人宛て確認通知が必要な者^{（注5）}については、処理困難ケースを除き、25年度中に通知の発送を完了する予定となっていた。

（注5） 処理困難ケース 市区町村、共済組合、他都道府県の年金事務所等が照会先となっていて調査に時間を要するもの

実際の進捗状況についてみると、第二次審査を25年12月までに終了しており、その後、機構職員による審査を行い、年金記録訂正の必要がある者に対する通知発送、年金記録訂正等の業務を行っている。

そして、突合せ審査対象者約8123万人のうち、機構職員による審査まで終了したものは約8122万人、このうち紙台帳等とオンライン記録が不一致となったものが約324万人となっていた（26年3月末現在）。

機構は、その後の工程として、通知に対する回答の精査、未回答に対する督促状の発送等を行い、26年9月末までに処理を完了させることとしていたが、10月以降も引き続きこれらの業務を行っている。

なお、紙台帳検索システムにより、オンライン記録とひも付けられなかった約1.2億件の紙台帳等を含む約9.5億件の紙台帳等の画像データを各年金事務所で確認できることになったことから、機構は、各年金事務所で年金受給者等から年金記録の確認の申出があった場合等において、紙台帳検索システムを活用して年金記録の調査を行うこととした。そして、全国の年金事務所で統一のとれた適切な調査ができるよう、年金記録確認のための統一的調査手順の構築を図り、25年1月から実施している。

ウ 厚生年金保険の被保険者等の年金記録と厚生年金基金記録との突合せ

この取組は、「記録の内容に誤りがある問題」への対応のためのものである。

(7) 突合せ業務の概要

厚生年金基金（以下「基金」という。）制度は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づき、企業等の厚生年金保険の適用事業所の事業主により設立された公法人である基金が保険者として、厚生年金保険の保険者である国に代わって老齢厚生年金の一部を代行給付し、更に独自の掛金（保険料に相当）の徴収と上積みの給付を当該基金の加入員（厚生年金保険の被保険者）に対して行うものである。そして、被保険者及び事業主が負担する厚生年金保険料の一部は、代行給付に要する費用として国ではなく基金に納付されることになる。

このため、基金制度に加入する事業所は、厚生年金保険の適用、資格取得等について同一内容の諸届を年金事務所と基金の双方に提出し、国と基金は、それぞれ同一内容の年金記録を把握して、管理しておく必要がある。しかし、双方の年金記録が合致しない事態が一定数あることが明らかになったことから、適正化工程表により双方の年金記録を突合し、正しい年金記録に訂正を行うこととされた。

この突合せに当たっては、社会保険庁において、まず基金の加入記録を有する被保険者等のオンライン記録を抽出した上で、21年3月から12月までの間に、基金からの中途脱退者及び解散基金の加入員の年金記録を管理している企業年金連合会（各基金で構成する連合会）に当該オンライン記録を提供するなどして、機構、企業年金連合会、各基金の間で22年4月から約3679万人（25年3月末時点）の年金記録を対象として突合せ業務が開始された。

機構は、国の年金記録と基金又は企業年金連合会（以下「基金等」という。）の年金記録との突合せ業務をおおむね26年3月に終了することを目途としていた。そして、この突合せ業務の結果、国の年金記録の誤りが発見された場合は、国の年金記録を訂正することとなっている。

(1) 進捗状況及び処理実績

突合せ業務は、①社会保険庁（22年1月以降は機構）から提供を受けたオンライン記録と基金等の年金記録が不一致であり、基金等から審査依頼があったものについて、機構が紙台帳等を確認する第一次審査と、②第一次審査で国の年金記録が正しいとされたものの、基金等から再審査の依頼があり、基金等が行った適用事業所の人事記録等の調査結果を踏まえて、機構が審査を行う第二次審査等か

ら成っている。

そして、その進捗状況等についてみると、図表1-6のとおり、基金等から国のオンライン記録と一致しないとして審査依頼のあった約475.9万件に係る第一次審査は25年9月末に既に終了していて、紙台帳等とオンライン記録が一致しており、国の年金記録が正しいとして基金等に回答したものが約339.6万件（71.4%）となっていた。また、オンライン記録とは不一致であるが、紙台帳等と基金等の年金記録が一致していたものについて、国の年金記録が誤りであるとして基金等に回答を行ったものが約51.3万件（10.8%）となっており、このうち約50.1万件は突合せの結果について被保険者等に通知するなどして国の年金記録が訂正され（注6）ていた。また、突合せの結果について通知を受けた被保険者等から国の年金記録訂正不要の申出が行われるなどしたため国の年金記録の訂正を行わないものが約7.1万件及び被保険者等に国の年金記録訂正の要否について通知したが申出のないものが約3.2万件となっていた。

（注6） 被保険者等に対して、年金記録訂正の必要がある旨を通知し、その回答を踏まえて、年金記録の訂正を行うこととなっている。

さらに、図表1-6のとおり機構が第一次審査の結果、国の年金記録が正しいとして基金等に回答した約339.6万件のうち、機構が基金等から再審査を依頼されたものが約32.1万件となっていた。この約32.1万件に係る第二次審査は、26年3月末現在、その全ての審査が終了していて、国の年金記録が正しいとして基金等に回答したものが約24.2万件、国の年金記録が誤りであるとして基金等に回答したものが約3.4万件などとなっていた。

図表1-6 国の年金記録と基金等の年金記録との突合せの結果(平成26年3月末現在)

事項	基金等からの受付件数 注(1)	国の年金記録が正しいとして基金等に回答したもの	(第一次審査) 紙台帳等記録と基金等記録が一致 (第二次審査) 基金等記録が正しいことを示す証拠書類あり				その他 注(3)
			国の年金記録が誤りであるとして基金等に回答したものの 注(2)	うち記録の訂正済のもの	被保険者等から国の年金記録「訂正不要」の申出が行われるなどしたため訂正しないもの	被保険者等に国の年金記録訂正の要否を確認したが一定期間経過後も申出がないもの	
審査							
第一次審査	475.9万件	339.6万件 (71.4%)	51.3万件 (10.8%)	50.1万件	7.1万件	3.2万件	74.8万件
第二次審査	32.1万件	24.2万件 (75.4%)	3.4万件 (10.6%)	3.4万件	2.6万件	0.7万件	1.1万件

注(1) 1人(1オンライン記録)につき複数の不一致の理由がある場合(氏名相違、標準報酬月額相違等)は、それぞれ1件と計上している。したがって、表の数値は人数(オンライン記録数)ベースの数値ではない。

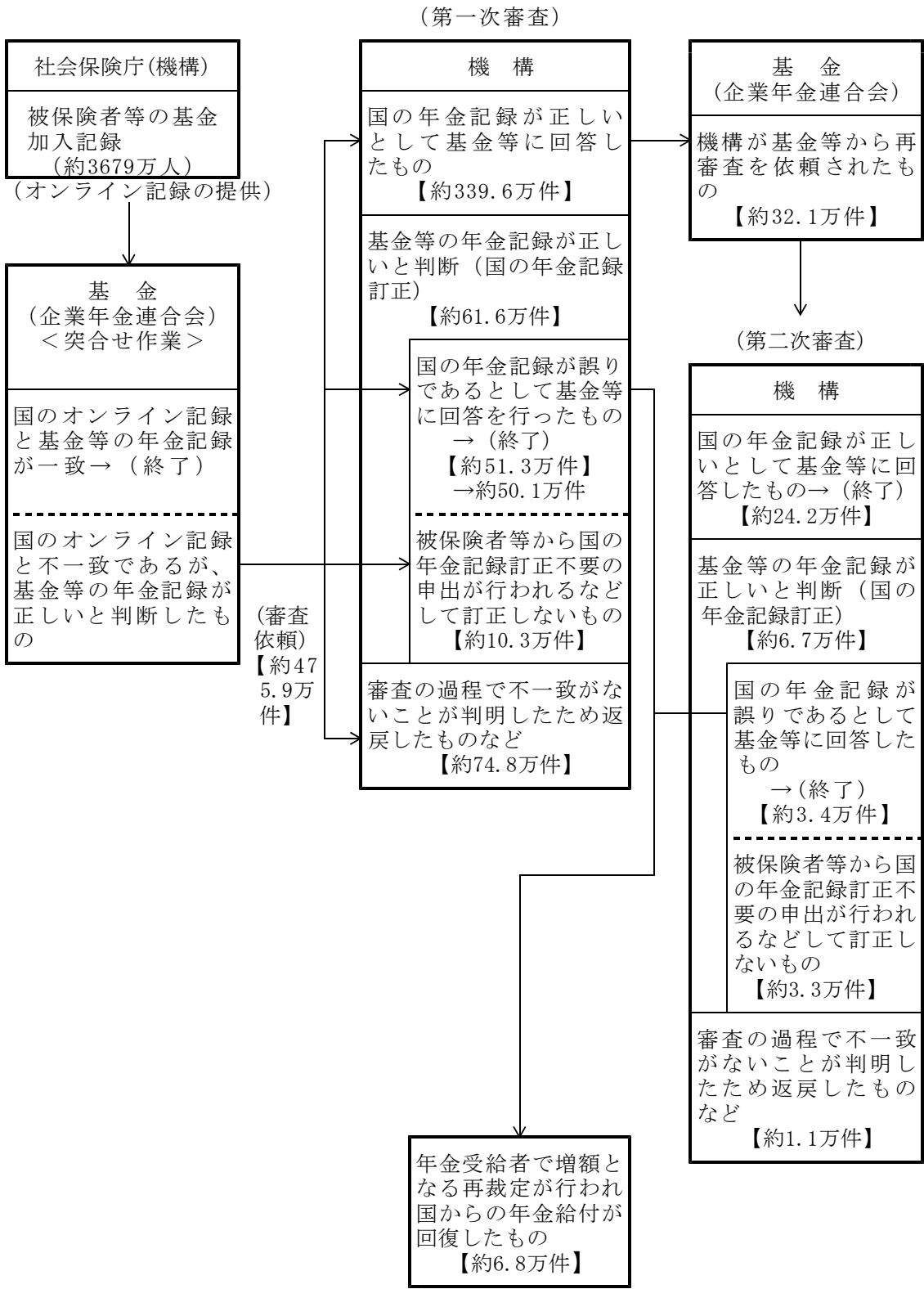
注(2) 基金番号相違の場合等の年金額に影響しないケースを含む。

注(3) 基金等から機構へ送付された時点で、既に被保険者等の年金記録が訂正されており不一致が解消されていたもの、審査の過程で不一致がないことが判明したため返戻したものなどである。

上記の第一次審査及び第二次審査の結果、年金受給者で増額となる再裁定(当初の年金支給の際に行った裁定の変更をいう。以下同じ。)が行われ、国からの年金給付が回復した件数は、24年1月から26年3月までで約6.8万件となっていた。

以上の状況を示すと図表1-6-2のとおりである。

図表1-6-2 突合せ業務の状況（平成26年3月末現在）



エ 総務大臣のあっせん等による処理

この取組は、「記録の内容に誤りがある問題」への対応のためのものである。

(ア) 制度の概要

第三者委員会は、年金記録の確認について、国側に年金記録がなく、年金受給者等の側も保険料納付の領収書等の物的な証拠を持っていないなどの事例について、国民の立場に立って申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、年金記録訂正に関し第三者的な立場から客観的かつ公正な判断を示すことを任務として、前記のとおり、19年6月、総務省に設置された。なお、地方委員会は、年金記録に係る確認の申立件数の減少傾向を踏まえ、25年5月16日に、全国50か所から9か所に集約されている。

第三者委員会は、年金事務所等が受け付け、転送された年金記録に係る確認の申立てについて調査審議を行い、年金記録の訂正を要する場合はあっせん案を作成することになっている。そして、作成されたあっせん案を踏まえて、総務大臣は厚生労働大臣に対して年金記録の訂正に関するあっせんを行い、厚生労働大臣はその決定を尊重し、年金記録を訂正して回復させることとなっている。

(イ) 年金事務所等段階における記録回復

個別の年金記録の訂正に関するあっせんは、その都度第三者委員会に個別に調査審議を仰ぐ必要があり、調査審議には数箇月を超える日数を要していた。そこで、年金記録に係る確認の申立てに際し、年金事務所等において迅速に対応するため、第三者委員会においてこれまでのあっせん事案の分析等を行い、その結果、第三者委員会での調査審議を経ずに年金事務所等段階で年金記録の訂正を行うことができるよう、20年4月から23年10月までの間にかけて国民年金及び厚生年金について、厚生労働省及び社会保険庁（22年1月以降は機構）は「年金事務所等段階での回復基準」を順次策定し、これに基づいて年金事務所等において年金記録の訂正等の処理を行っている。

(ウ) 進捗状況及び処理実績

19年6月から26年3月までの間における第三者委員会への申立て受付件数は、図表1-7のとおり284,055件、このうち第三者委員会において年金記録の訂正が必要と判断され、あっせんされた件数は110,101件となっていて、その全ての年金記録が年金事務所等において訂正されていた。

図表1-7 年金記録に係る確認の申立ての受付件数及び回復件数（平成26年3月末までの累計）

(単位：件)

年金記録に係る確認の申立てを年金事務所等で受け付けた件数	284,055	
第三者委員会への転送件数	242,987	
第三者委員会で処理	241,235	
記録訂正が必要と判断(あつせん)	110,101	年金記録回復件数 計136,728件
訂正不要と判断（非あつせん）	119,904	
取下げ等	11,230	
年金事務所等で処理	38,542	
記録回復	26,627	
取下げ等	11,915	
年金事務所から第三者委員会未転送	2,526	

また、図表1-8のとおり、国民年金については、申立内容に対応する「確定申告書（控）」、「家計簿」等が残っている場合や保険料未納期間が1年以下である場合には、20年4月の「第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における記録回復基準」によって26年3月までに1,813件の年金記録が年金事務所等段階で回復（注7）されていた。厚生年金については、総報酬制が導入された15年4月以降、賃金台帳により賞与からの保険料控除が確認できるなどの場合に、23年10月の「厚生年金特例法第1条第1項に規定する場合に該当する記録回復基準」によって26年3月までに18,706件の年金記録が年金事務所段階で回復されていた。

（注7） 総報酬制 厚生年金の保険料について、毎月の給与（標準報酬月額）と賞与（標準賞与額）に共通の保険料率を乗じて算出する制度

このほか、上記以外の回復基準により回復された事案と合わせて、26年3月までに国民年金について1,975件、厚生年金について24,652件、計26,627件の年金記録が年金事務所等段階で回復されていた。

図表1-8 年金事務所等段階での回復基準による年金記録回復の状況（平成26年3月末現在）

（単位：件）

年金事務所等段階での回復基準の内容		回復件数
国民年金	確定申告書（控）、家計簿等によるもの及び1年以下の保険料未納期間に対する申立てによるもの	1,813
	2年以下の保険料未納期間に対する申立てによるもの	129
	その他	33
	小計	1,975
厚生年金	不適正な遡及訂正処理事案に該当するもの	2,882
	あっせん事案の同僚事案に該当するもの 注(1)	2,790
	厚生年金特例法第1条第1項に規定する場合に該当するもの 注(2)	18,706
	脱退手当金に関する事案に該当するもの	274
	小計	24,652
計		26,627

注(1) 年金記録の回復が行われた者と同一事業所に同一時期に勤務していた他者による年金記録訂正の申立て事案

注(2) 事業主が、被保険者から被保険者の負担すべき厚生年金保険料を源泉控除した事実があるにもかかわらず、当該保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合

オ 厚生年金保険の標準報酬等の遡及訂正

この取組は、「記録の内容に誤りがある問題」への対応のためのものである。

(ア) 遡及訂正の概要

厚生年金保険の標準報酬等の遡及訂正とは、厚生年金保険料を滞納していた事業主が、滞納保険料の圧縮等を目的に、当初、届け出ていた被保険者の標準報酬月額や資格の得喪年月日等を事実と異なる形に遡及して訂正したものである。その訂正内容は、事業主が雇用していた被保険者の標準報酬月額を実際の給与支払額に相当する額よりも低く訂正したり、勤務期間を実際より短くなるよう資格喪

失届を訂正したりしたもので、このような不適正な訂正が行われた被保険者の年金記録に基づく年金額は、当該訂正により減少してしまうことになる。

(イ) 取組の概要並びに進捗状況及び処理実績

上記のような年金記録の遡及訂正について、その年金記録の回復を総務大臣があっせんするという事例が続いたことなどから、20年9月に開催された年金記録問題に関する関係閣僚会議において、「オンライン上のすべての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出した上で、ご本人によるその記録の確認に基づき、調査を行う」ことが決定された。そして、社会保険庁は、標準報酬月額額の引下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われていて、かつ、標準報酬月額が一定以上の等級及び一定以上の期間引き下げられている年金記録約6.9万件を抽出し、このうち年金受給者に係る約2万件の年金記録を対象に、同年10月から21年3月までの間に社会保険事務所職員等による年金受給者に対する戸別訪問調査を実施した。その結果、従業員であって、年金記録が事実と相違しており、年金記録回復の申立ての意思ありとの回答があった1,602件について年金記録を回復していた。

また、これと並行して、上記の条件に該当する年金記録について、20年9月以降、社会保険庁が社会保険事務所段階における回復基準を策定し、これにより年金事務所等において26年3月末までに2,882件の年金記録を回復していた。

なお、社会保険庁及び厚生労働省は約2万件の戸別調査終了後、年金記録の遡及訂正処理について社会保険庁職員が事業主に対して指導を行ったなど同庁職員の関与をうかがわせる回答があったものを含む1,368件について、事実関係の調査を21年3月から24年9月までの間に行った。その結果、遡及訂正処理への職員の不適切な関与が確認されたものが4件あり、社会保険庁は当該職員に対して処分を行っている。

カ 国民年金の特殊台帳とオンライン記録との突合せ

この取組は、「記録の内容に誤りがある問題」への対応のためのものである。

(ア) 突合せ業務の概要

国民年金の年金記録は、前記の図表0-4のとおり、昭和59年のオンラインシステムの導入以前は、社会保険事務所等において「被保険者台帳」により管理されるなどしていた。そして、社会保険庁は、オンラインシステムの導入に当たり、

上記の被保険者台帳を特殊台帳（特例として過去に遡って保険料の納付を行った特例納付の記録や年度内の一部の期間のみ未納や免除となっている記録等の特殊な納付記録が記載されている台帳）と普通台帳（特殊台帳以外の台帳）とに区分して、約3096万件の特殊台帳についてはマイクロフィルム化して社会保険事務所等において保存管理していた。

しかし、この特殊台帳の記録とオンライン記録との間に相違があることが、平成19年4月から6月までの間にかけて社会保険庁が行った調査により明らかになったことなどから、適正化工程表により、双方の記録を突合し、正しい年金記録に訂正することとされた。そして、社会保険庁は20年5月から突合せ業務を開始し、機構はこの突合せ業務を引き継いでいる。

（イ）進捗状況及び処理実績

機構によれば、突合せ業務は22年6月に全て終了し、特殊台帳の記録とオンライン記録が不一致となったものが約30万件あったとしている。そして、年金受給者であって年金額が増えると考えられた約7万件について年金記録が訂正されて、年金額が年額で平均約1.4万円増額となったとしている。

キ 引き続き取組を行う必要がある未統合記録

未統合記録約5095万件について、特別委員会の報告書では、ねんきん特別便を初めとした様々な取組が実施された結果として、25年9月末におけるその解明の状況を示している。そして、26年6月に、厚生労働省は、特別委員会の報告書の25年9月末時点の数値等を26年3月末時点に更新した上で公表しており、図表1-9のとおり、基礎年金番号に統合済み又は一定の解明がなされた年金記録約3012万件（未統合記録のうちの59.1%）を「解明された記録」とし、ねんきん特別便等を送付したものの未回答となっているなどの年金記録約2083万件（同40.9%）を「解明作業中又はなお解明を要する記録」として整理している。

図表1-9 未統合記録約5095万件の解明状況(平成26年3月末現在)

区分 件数(万件) (割合(%))	内 訳	件数(万件) (人数(万人))	割 合 (%)
解明され た記録 3012 (59.1)	(1) 基礎年金番号に統合済みの記録	1771 (1382)	34.8
	(2) 死亡者に関連する記録及び年金受給に結び付かない記録	1241 (968)	24.4
	① 死亡者に関連する記録	689	13.5
	Ⅰ 死亡の届出が提出されている記録	195	3.8
	Ⅱ 死亡一時金を受給している記録	62	1.2
	Ⅲ 国内の最高齢者(男女別)以上の生年月日となっている記録	121	2.4
	Ⅳ 住基ネットで死亡と確認された記録	70	1.4
	Ⅴ ⅠからⅣまでの記録と氏名・生年月日・性別の3項目が一致する記録	241	4.7
	② 年金受給に結びつかない記録	552	10.8
	Ⅰ 脱退手当金、脱退一時金及び特別一時金を受給した記録	204	4.0
	Ⅱ 共済組合へ移管済みの記録	25	0.5
解明作業 中又はな お解明を 要する記 録 2083 (40.9)	(1) 現在調査中の記録(本人からの回答に基づき記録を調査中)	4 (3)	0.1
	(2) 名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録	843 (658)	16.5
	① 本人からの未回答のもの	312	6.1
	② 「自分のものではない」と回答のあったもの	192	3.8
	③ お知らせ便の未送達のもの	52	1.0
	④ 「訂正がある」との回答だったが、調査の結果、本人のものではなかったもの	22	0.4
	⑤ 基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり特別便の対象から外れたもの	119	2.3
	⑥ 黄色便の送付対象として氏名等の補正を行ったが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかったもの	64	1.3
	⑦ その他(「本人に返戻中のもの」、「黄色便の送付対象となったが記録の一部が不完全であるため送付対象とならなかったもの」、「住基ネット住所が不備であったため送付対象とならなかったもの」)	82	1.6
	(3) 持ち主の手掛かりがいまだ得られていない記録	921 (719)	18.1
	〔 想定される例 ・届出誤り(誤った氏名・生年月日)により収録されたもの 〕		

	・死亡していると考えられるもの ・国外に転居していると考えられるもの ・事情により別の氏名や生年月日で届出したもの		
(4)	(1)～(3)の記録と同一人のものと思われる記録 注(2)	314 (245)	6.2

注(1) 「割合」欄は、未統合記録約5095万件に対する比率である。

注(2) 「解明作業中又はなお解明を要する記録」には、同姓同名、同一生年月日及び同性の3条件が一致する者が複数の記録を持っていると思われるケースがある。この場合、複数の記録のうち1件のみを(1)から(3)までの該当するものに計上し、残りの記録については(4)に計上している。

(特別委員会の報告書等を基に会計検査院が作成)

(ア) 「解明された記録」の状況

前記のとおり、「解明された記録」は約3012万件あるが、この内訳についてみると、「基礎年金番号に統合済みの記録」約1771万件（未統合記録のうちの34.8%）^(注8)、脱退手当金等を受給していた対象期間に係る記録等で「年金受給に結びつかない記録」約552万件（同10.8%）とともに、「死亡者に関連する記録」約689万件（同13.5%）が含まれている。

特別委員会の報告書では、「死亡者に関連する記録」について、「未統合であっても基礎年金番号に統合する積極的な意味を持たないことが確認された記録」とあり、「遺族年金につながる可能性については、配偶者も同世代層と考えれば、配偶者も死亡（遺族年金の対象は不存在）となっている可能性も高いものと考えられる」としている。一方、厚生労働省は、「死亡者に関連する記録」について、遺族からの年金記録確認の照会等があれば、今後の年金受給に結び付く可能性があるものとしている。そして、「死亡者に関連する記録」は、26年1月の特別委員会の報告書で示されている25年9月末現在では約690万件であったが、26年3月末現在では約689万件となっていて、その理由について、機構は、年金記録確認の照会等により「死亡者に関連する記録」から「基礎年金番号に統合済みの記録」に移ったものがあるためとしている。

このため、「解明された記録」約3012万件のうち「死亡者に関連する記録」約689万件^(注9)には、今後も年金記録の確認の照会（遺族からの申出）を待つ必要がある記録も含まれていると認められる。そして、「ねんきんネット」では、25年1月から、未統合記録検索機能により、遺族が死亡した親族の年金記録の検索を行うことができるようになっている。

(注8) 脱退手当金 厚生年金保険の加入者が、短期間（加入期間5年以上）で退職して、その後、厚生年金保険に再加入する予定がないなどの

場合に支給された一時金であり、その対象となった厚生年金保険の加入期間は、年金給付に反映されない。昭和60年の厚生年金保険法改正により廃止されている。

- (注9) 遺族からの申出 死亡者の遺族が遺族年金を受給している場合には、遺族に「ねんきん特別便」を送付し確認をしている。遺族年金の受給者以外の場合には、機構側で遺族の把握が困難であることから、死亡者の記録が遺族年金や未支給年金に結び付くには遺族からの年金記録の照会を待つしかない状況である。

(イ) 「説明作業中又はなお説明を要する記録」の状況

前記のとおり、「説明作業中又はなお説明を要する記録」は約2083万件あるが、このうち、ねんきん特別便等に対する回答に基づき調査中の約4万件を除いた約2079万件については、ねんきん特別便等に未回答であるなどの状態のものが約843万件、「持ち主の手掛かりがいまだ得られていない記録」が約921万件、これらの記録と同一人のものと推定される記録が約314万件とされている。

そして、「持ち主の手掛かりがいまだ得られていない記録」について、特別委員会の報告書では、誤った氏名、生年月日により収録された年金記録や、死亡していると考えられる者の年金記録、国外に転居していると考えられる者の年金記録等であると推定している。そして、これらの年金記録は、機構から「個別のお知らせ」ができない年金記録であり、本人側に事情があり、別姓名、別生年月日の届出によって別人扱いとなっていると想定されるものは、本人からの申出がない限り、実態把握や対象人数の推計ができない年金記録であるとしている。

なお、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第62号。以下「年金機能強化法」という。）が成立し、税制抜本改革の施行時期に合わせて、27年10月から、年金受給資格期間を現在の25年から10年に短縮することが予定されている。そして、特別委員会の報告書等では、図表1-10及び1-11のように、「説明作業中又はなお説明を要する記録」約2083万件について年齢別及び期間別の状況を示している。これによれば、60歳未満の年金記録が2割を超えていたり年金加入期間が25年未満の年金記録の割合が高くなったりしている。こうした年金記録は、年金受給資格に結びつく可能性が低いことなどから、説明が進まなかったと思料されるが、年金受給資格期間が短縮された場合、加入期間が短期間の年金記録であっても年金受給に影響を与える可能性のある年金記録は相当数あることから、改めて年金記録確認の照会等を行う者が増えることが予想される。

図表1-10 「解明作業中又はなお解明を要する記録」約2083万件の年齢別内訳

年齢	40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上	年齢不明	計
件数(万件)	22.8	189.5	243.3	425.3	1201.2	0.7	2083
割合(%)	1.1	9.1	11.7	20.4	57.7	0.0	100.0

(特別委員会の報告書等を基に会計検査院が作成)

図表1-11 「解明作業中又はなお解明を要する記録」約2083万件的期間別内訳

期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 25年未満	25年以上	期間不明	計
件数(万件)	1093.1	727.7	156.5	83.6	4.4	17.7	2083
割合(%)	52.5	34.9	7.5	4.0	0.2	0.8	100.0

(特別委員会の報告書等を基に会計検査院が作成)

このため、厚生労働省及び機構において、短期間の年金記録等であっても引き続き未統合記録の解明を進める必要があると認められる。

(3) 機構の取組に対する厚生労働省の関与

前記のとおり、厚生労働省は、機構法に基づき、機構が行う業務を監督するとともに、機構は同省の監督の下に業務を行うこととなっている。そして、同省は、機構が行った年金記録問題に関する各種取組について、次のとおり、工程表作成の段階から関与して、適切に業務が実施されるよう指導や進捗管理等を行っていた。

機構は、工程表の作成及び年度ごとの改定に当たり厚生労働省に案を示すとともに、その内容について同省と協議を行っていた。そして、同省は、機構に年金記録問題に計画的に取り組ませる観点から、機構が工程表に基づいて実施する各種取組の実施段階において、その対象範囲の決定等の重要な事項について、機構と相互に協議したり、機構に対して実施要領等を発したりするなどして、指導及び助言を行っていた。

また、厚生労働省は、機構における各種取組の進捗状況等について報告を受けるなどして進捗管理を行っており、必要に応じて指導や助言を行っていた。例えば、同省によれば、紙台帳等とオンライン記録との突合せについて、25年度内に突合せ業務を終了して、その結果に基づいて必要な者にお知らせを送付する業務を26年9月までにおおむね終了できるように機構を強く指導したとしている。

(4) 年金受給者等に対する特例的救済施策への取組

ア 年金時効特例法の運用について

(7) 年金時効特例法の概要及び年金時効特例法に基づく給付実績

厚生年金保険法、国民年金法（昭和34年法律第141号）等、既存の公的年金の法体系には、事業主や被保険者等の側又は行政（社会保険庁、厚生労働省及び機構）側の故意又は過失を原因として年金記録の誤りが生じた場合を想定した明文の規定はなかった。また、事業主や被保険者等の側又は行政側の故意又は過失を原因とした年金記録の誤りが判明すれば、年金記録の訂正により正しい年金額に改められた年金が支給されることになるが、その場合の過去の年金増額分については、会計法（昭和22年法律第35号）第30条の規定に基づき、5年が経過すると年金給付を受ける権利の消滅時効が完成することから、直近5年間分に限って支給が行われていた。

そこで、年金記録の訂正を行うに当たり、5年の消滅時効が完成した部分についても年金の支給ができるよう措置を講じることを目的として、年金時効特例法が19年6月に成立し、同年7月に施行された。

年金時効特例法に基づき支給される年金（以下「時効特例給付」という。）の支給実績は、26年3月末現在の累計で、支給決定件数が約378万件、支給総額が約2兆0490億円、1件当たりの平均支給決定金額は約54万円となっていた。

(イ) 時効特例給付に係る業務について発生した問題の概要

機構による時効特例給付に係る業務については、24年1月以降、同業務を担当する機構職員から、処理方針が不明確又は担当職員等への周知が不徹底のため、業務の処理が不統一になっているなどの問題提起があり、同年11月に、総務省に設置された年金業務監視委員会の委員長等に対しても同内容の情報提供が行われた。

この問題提起を受けて、機構は、25年1月に外部有識者等から構成される「時効特例給付の業務実態等に関する調査委員会」を設置し、同委員会は、社会保険庁及び機構が実施してきた時効特例給付に係る業務の実態について関係者に対するアンケートやヒアリング等の調査を行い、同年3月末に報告書を取りまとめ、4月に公表した。

この報告書の概要は次のとおりである。

- a 職員からの問題提起に係る事項・事案のうち時効特例給付の業務処理が不統一となっている可能性がある支給済案件約87,500件を調査したところ、厚生年

(注10)

金保険の旧台帳をマイクロフィルム化して別管理していた記録により年金記録が訂正されて年金受給資格期間を満たすこととなった場合も時効特例給付の対象とすべきであるのにこれを行っていなかったものがあるなど、業務処理で不統一・不公平が生じているものが1,311件あり、また、現状では業務処理の不統一が明らかになっていないものについても、不統一・不公平が生じている可能性がある。

(注10) 別管理していた記録 昭和32年9月30日までに厚生年金保険を資格喪失した者の年金記録

b これら業務処理の不統一・不公平が発生した要因・背景として、①年金時効特例法は、19年6月30日の成立後、同年7月6日に公布、施行されているため、関係業務を実施するための準備期間が短かったこと、②業務の統一性を確保するための処理基準が十分に整備されておらず、業務処理上の解釈等に疑義が生じた場合に社会保険庁（22年1月以降は機構）及び厚生労働省年金局（以下「年金局」という。）で行うこととしていた疑義照会も有効に機能していなかったこと、③担当部署の管理職員が案件決裁において個別の案件に関与していなかったり、過去処理案件の取扱い（事後の抽出、点検等）の体制等について配慮していなかったりしていたこと、④時効特例給付業務を所掌する部署を指導、監督する立場にある社会保険庁及び年金局の担当部局の対応に不十分な点があったことの4点を挙げている。

(ウ) 問題への対応状況と再発防止策

上記のように、時効特例給付の支給に際して、一部に不統一・不公平が生じたことが判明したため、25年4月以降、機構は、これまでに処理した時効特例給付の全件（約349万件）を対象に検証を行い、業務処理の不統一により、時効特例給付の追加支給等が必要となるものについては是正措置を講ずるとともに、今後、業務処理の不統一が生ずることのないよう再発防止の取組を進めることとした。

この検証の結果、追加支給が必要となったものは26年3月末時点で1,164件（約8.5億円）となっており、このうち1,135件（約8.2億円）の支給が同時点で完了していた。

そして、再発防止策として、機構は、25年10月に、実務に当たっての具体例を示すなどした事務処理基準を定めて関係部署に周知徹底するとともに、担当部署

において判断が困難な事例が生じた場合は疑義照会を文書で行うこととするなど疑義照会の方法を明確化する措置を講じたほか、複数の担当者による相互チェックや上位者との協議の徹底等の審査体制の改善を図っていた。

さらに、機構は、26年2月に上記事務処理基準の改訂を行い、担当部署内で研修を実施して周知徹底を図るとともに、新規処理案件の内部点検を強化していることから、その後、追加支給が必要となる事態は発生していないとしている。

また、厚生労働省は、前記の報告書の公表を受けて、25年4月、厚生労働省監察本部（以下「監察本部」という。）に、外部専門委員等から構成される「時効特例給付の事務処理検証ワーキングチーム」を設置して、時効特例給付の業務に関し、厚生労働省の業務の実態や認識、機構との業務分担、連携等について調査を行った。さらに、同本部は、19年7月の年金時効特例法の施行から調査時点に至るまでに時効特例給付業務に関係したと思われる社会保険庁、年金局、機構に在籍した職員を対象に、書面調査、ヒアリング調査を行った。

これらの調査結果を踏まえて、25年10月に、上記のワーキングチームで検証を行い、監察本部は「時効特例給付業務に関する検証結果について」として取りまとめを行っていた。この中で、今回の不統一・不公平が生じた要因や背景について、①機構等から年金局に対して行われた疑義照会についての記録が残されていないなど、組織体制上の問題があると考えられること、②業務の処理基準である「時効特例法Q & A」が簡略で具体性に乏しいまま、作成後十分な改訂がなされていなかったこと、③実務を行う機構等と法令解釈を担当する厚生労働省との役割分担が不明確で、両者の意思疎通も十分でなかったことなどの問題点の検証と課題の提示を行っていた。そして、監察本部は、これらの課題に対する具体策を含め、年金行政を担う組織運営の在り方の検討を行うことを、年金局に対して要請していた。

上記の要請を受けて年金局は、同年11月、機構とともに、年金事業運営の改善策を策定して、監察本部に報告している。この中で、①年金局事業部門の業務運営体制の見直し、②業務の処理基準、③厚生労働省と機構の間の業務分担・連携、④組織内における連携強化の4項目に分けて改善策を取りまとめ、実施に着手するとしていた。そして、例えば、①について、年金局は、機構からの疑義照会への対応状況についての進捗管理等を定めていなかった従来の通知を見直して、同

月に疑義照会の受付簿や進捗状況の確認方法等を具体的に定めて疑義照会への対応状況の進捗管理等を明確化した通知を、新たに機構に対して発出していた。

また、26年4月に、④について、年金局は、機構との間及び年金局内部の各課室間の連携強化を図り、年金事業等の適正かつ円滑な運営を推進するために総合的な調整を行う年金事業運営推進室を年金局事業企画課内に設置した。

なお、年金局は、前記の監察本部からの要請に対する報告の中で言及された③厚生労働省と機構の間の業務分担・連携に係る対応の一つとして、今後、時効特例給付の処理状況について、四半期ごとに機構から報告を受け、適切な指導・監督を実施することとした。

イ 厚生年金特例法の運用について

(ア) 厚生年金特例法の概要等

厚生年金保険料は、厚生年金保険法に基づき、事業主が毎月、被保険者負担分と事業主負担分とを一括して納付することとなっており、事業主は、被保険者に支給する報酬又は賞与から被保険者の負担すべき厚生年金保険料を源泉控除することが認められている。そして、国が厚生年金保険料を徴収する権利は、その納付期限の翌日から起算して2年を経過したときは、時効により消滅することとなっている。

しかし、事業主が厚生年金保険料を源泉控除していたにもかかわらず、事業主の故意又は過失により、当該保険料の納付及び被保険者の資格関係等の届出が行われていないと思料される事案が多数あることが、第三者委員会に対する年金記録に係る確認の申立て事案から明らかとなった。

このように事業主の故意又は過失により厚生年金保険料の納付及び被保険者の資格関係等の届出が行われていない場合で、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅しているときに、当該被保険者の年金記録を訂正し、厚生年金保険の給付を行う救済措置を執ることを想定した明文の規定はなかった。

これについて、第三者委員会は、厚生年金保険料が源泉控除された事実を重視して、早急に被保険者の年金記録の回復を図る必要があり、そのための立法措置が必要であるとの指摘を行い、これを受けるなどして、公的年金制度に対する国民の信頼の確保を図るなどのため、厚生年金特例法が19年12月に施行された。

これにより、第三者委員会の調査審議の結果として、事業主が厚生年金保険料

を源泉控除していたにもかかわらず、当該保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合に該当するとする意見があった事案については、次のように取り扱われることとなった。

- ① 厚生労働大臣は、上記の意見を尊重し、遅滞なく、未納の厚生年金保険料に係る期間を有する者（以下「特例対象者」という。）に係る被保険者資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定（以下「被保険者資格の確認等」という。）を行い、厚生年金保険法第28条に規定された原簿に記録されている当該特例対象者に係る資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬月額及び標準賞与額等の記録（以下「資格記録」という。）の訂正を行うものとする。
- ② 厚生労働大臣が特例対象者に係る被保険者資格の確認等を行った場合には、当該特例対象者を使用しているなどの事業主又は法人である事業主に係る事業が廃止されているときその他やむを得ない事情があるときは当該法人の役員であった者（以下、これらの者を合わせて「対象事業主等」という。）は、未納の厚生年金保険料に相当する額に厚生労働省令で定める額を加算した額（以下「特例納付保険料」という。）を納付することができる。
- ③ 厚生労働大臣は、②の対象事業主等に対して、やむを得ない事情のため勧奨を行うことができない場合を除き、特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない。
- ④ 厚生労働大臣は、②の対象事業主等が①の特例対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことが明らかであると認められる事案において、当該対象事業主等が厚生労働大臣が定める期限までに②の特例納付保険料の納付の申出を行わなかったとき、当該対象事業主等が②の特例納付保険料の納付の申出を行ったが納付期限までに当該特例納付保険料を納付しなかったとき又はやむを得ない事情のため②の特例納付保険料の納付の勧奨を行うことができないときには、当該対象事業主等の氏名又は名称、③の勧奨等の結果を、インターネットの利用等の方法により随時公表しなければならない。
- ⑤ 国は、毎年度、厚生労働大臣が①の被保険者資格の確認等を行った場合であって、④の公表を行ったときにおいて、その後に厚生労働大臣が定める期限までに②の特例納付保険料の納付の申出が行われなかった場合又は②の特例納付

保険料の納付の勧奨を行うことができない場合に該当するときには、当該特例対象者に係る当該特例納付保険料の額に相当する額の総額を一般会計から年金特別会計（以下「年金特会」という。）に繰り入れることにより負担する。

- ⑥ 国は、⑤の繰入れにより特例納付保険料の額に相当する額を負担したときは、その負担した金額の限度において、②の対象事業主等が①の特例対象者に係る資格関係等の届出を行わなかったこと又は当該特例対象者の負担すべき厚生年金保険料を源泉控除したにもかかわらず当該保険料を納付する義務を履行しなかったことに起因する当該特例対象者が当該対象事業主等に対して有する金銭の給付を目的とする請求権（以下「請求権」という。）を取得する。

そして、これらの特例納付保険料の納付の勧奨等の事務は、21年12月までは社会保険庁が行っていたが、22年1月以降は、厚生年金特例法が改正されるなどして、厚生労働省から委託を受けて機構が行っている。

社会保険庁が作成して機構に引き継がれた「厚生年金特例法業務処理マニュアル」（19年12月制定。以下「厚年特例法マニュアル」という。）等によれば、機構は、特例納付保険料の納付の勧奨等の事務を、次のとおり行うこととされている。

- ① 年金事務所は、機構本部からの指示に基づき特例対象者の資格記録の訂正処理を行う。また、納付の勧奨等の状況を記録するための勧奨原票を作成する。
- ② 年金事務所は、資格記録の訂正処理を行った後6か月の間（以下「当初勧奨期間」という。）に、対象事業主等に対する納付勧奨状による特例納付保険料の納付の勧奨（以下「納付勧奨」という。）を、納付の申出があるまで繰り返す（3回）行う。また、対象事業主等の所在不明等により納付勧奨ができない場合には、年金事務所は、機構が保有する事業所記録情報、商業・法人登記簿謄本、住民基本台帳情報等を用いて対象事業主等の所在、住所の調査を行う。
- ③ 年金事務所は、対象事業主等が特例対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことが明らかであると認められる事案において、当初勧奨期間内に当該対象事業主等から特例納付保険料の納付の申出がなかったとき、当該対象事業主等が特例納付保険料の納付の申出を行ったが納付期限までに当該特例納付保険料を納付しなかったとき又は当該対象事業主等に対して納付勧奨ができないときは、当該対象事業主等の氏名等を機構本部に月1回報告

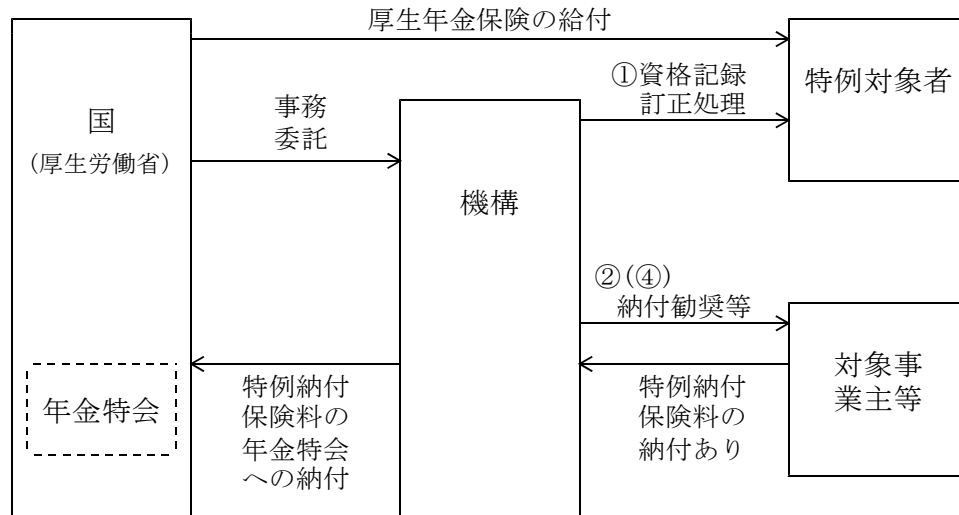
して、機構本部は、ホームページでこれを公表する。

- ④ 年金事務所は、③の公表を行った後10か月の間（以下「再勧奨期間」という。）に、対象事業主等に対する納付勧奨を、納付の申出があるまで再度繰り返し（3回）行う。また、年金事務所は、所在不明等により納付勧奨ができない対象事業主等の所在、住所の調査を引き続き行う。
- ⑤ 年金事務所は、対象事業主等が特例対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことが明らかであると認められる事案において、再勧奨期間内に対象事業主等から特例納付保険料の納付の申出がなかったとき又は対象事業主等に対して納付勧奨ができないときは、当該対象事業主等の氏名等を機構本部に年1回報告して、機構本部は、国が特例納付保険料の額に相当する額を負担する場合に該当する旨を厚生労働省に報告する。
- ⑥ 厚生労働省は、機構からの⑤の報告に基づき、一般会計から年金特会に特例納付保険料の額に相当する額を繰り入れた後に、機構本部に対して、国が特例納付保険料の額に相当する額を負担した旨を通知して、機構本部は、ホームページでこれを公表する。

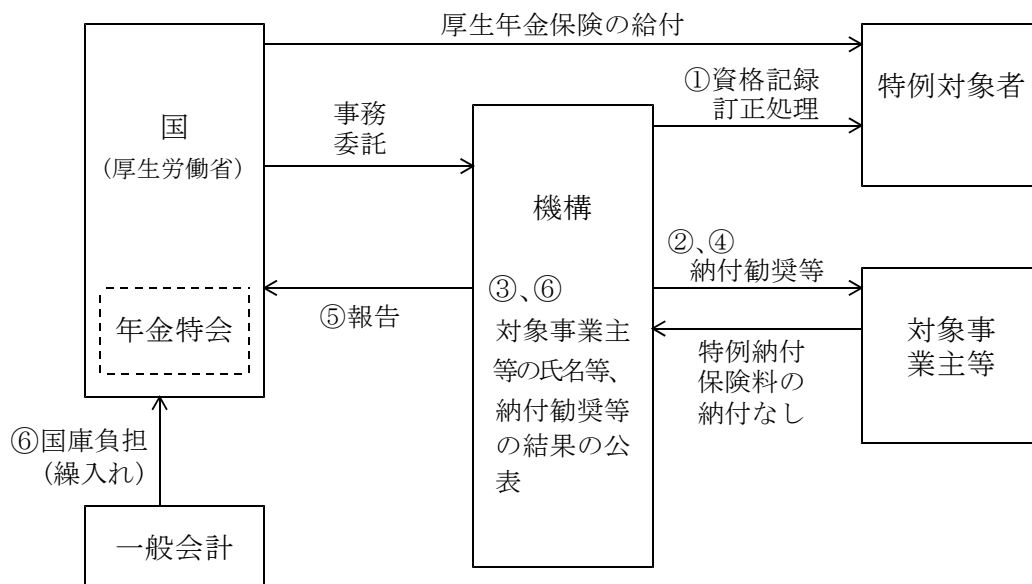
厚年特例法マニュアル等における特例納付保険料の納付勧奨、公表、国庫負担等の概要を示すと図表1-12のとおりである。

図表1-12 厚年特例法マニュアル等における特例納付保険料の納付勧奨、公表、国庫負担等の概要

【対象事業主等から特例納付保険料の納付がある場合】



【対象事業主等から特例納付保険料の納付がない場合等】



なお、上記の事務は、23年9月に見直しが行われたものであり、見直し前は、当初勧奨期間及び再勧奨期間にそれぞれ6回ずつ納付勧奨を行い、再勧奨期間の6回目の納付勧奨は対象事業主等を訪問することにより行うこととなっていた。

また、前記のとおり、国が、厚生年金特例法に基づき、特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額を負担したときは、その負担した金額の限度において、請求権を取得することとなっている。

そして、この請求権に係る規定は、対象事業主等が厚生年金保険料を源泉控除したにもかかわらず、当該保険料を納付していないことが明らかであるのに、当該対象事業主等が特例納付保険料の納付を拒否しているために、国が当該特例納付保険料の額に相当する額を負担することになり、当該対象事業主等の責任を追及することができなくなることなどへの対策として設けられたものであり、もともと特例対象者自身が当該対象事業主等に対して有していた民事上の請求権を国が負担した当該特例納付保険料の額に相当する額の限度で国が代位して取得することで、当該対象事業主等の責任を明確にしたものとなっている。

(イ) 特例納付保険料の納付実績等の国会への報告

厚生年金特例法によれば、政府は、おおむね6か月に1回、国会に特例納付保険料の納付実績等についての報告を提出しなければならないこととされている。

そして、26年7月に提出された報告における特例納付保険料の納付実績等は、19年6月22日から26年3月31日までの間で、計88億8805万余円（84,076件）の特例納付保険料に対して、対象事業主等から納付が行われたのは計58億8214万余円（58,152件）となっており、計30億0590万余円（25,924件）の特例納付保険料が、当初勧奨期間内又は再勧奨期間内のものも含め、対象事業主等から納付されていない状況となっている。このうち、対象事業主等から特例納付保険料の納付の申出が行われなかった場合又は特例納付保険料の納付勧奨を行うことができない場合に該当するとして国が負担した特例納付保険料の額に相当する額の総額は、21億5858万余円（4,162件）となっている（図表1-13参照）。

図表1-13 特例納付保険料の納付実績等（平成19年6月22日から26年3月31日まで）

厚生年金特例法に基づき資格記録の訂正処理をした件数	84,076件
特例納付保険料の総額	88億8805万余円
特例納付保険料を納付勧奨した件数	75,320件
対象事業主等から特例納付保険料の納付の申出があった件数	66,365件
特例納付保険料の納付が行われた件数	58,152件
納付された特例納付保険料の総額	58億8214万余円
特例納付保険料の納付の申出がない対象事業主等を公表した件数	6,110件
公表後に特例納付保険料を再度納付勧奨した件数	4,392件
特例納付保険料の額に相当する額を国が負担した件数	4,162件
国が負担した特例納付保険料の額に相当する額の総額	21億5858万余円

(ウ) 厚生年金特例法の運用の状況

厚生年金特例法の運用について、厚生労働本省、機構本部及び年金事務所において検査したところ、次のような事態が見受けられた。

a 年金事務所における納付勧奨等の実施について

1999年金事務所において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨が所定の回数行われていなかったり、当初勧奨期間内又は再勧奨期間内に対象事業主等から特例納付保険料の納付の申出が行われないなどしているのに、年金事務所から機構本部に対する所定の報告が行われていなかったりしている事態が見受けられた。

<事例1>

千葉年金事務所は、対象事業主等から特例納付保険料の納付の申出がなかった48件の事案（これらに係る特例納付保険料計1746万余円）について、納付勧奨を当初期間内に1回又は2回しか行っていないかった。また、対象事業主等の所在不明等のため当初勧奨期間内に納付勧奨を行うことができなかった6件の事案（これらに係る特例納付保険料計188万余円）について、機構本部に対する所定の報告を行っておらず、このため、機構本部は、これらの対象事業主等の氏名等をホームページで公表していなかった。

以上のように、機構において、年金事務所が特例納付保険料の納付勧奨等を厚年特例法マニュアル等に従って行っておらず、その結果、特例納付保険料の納付を適切に行わせることができていないなどしている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

上記の事態に関して、会計検査院は、26年10月30日に厚生労働大臣及び機構理事長に対して、会計検査院法第34条の規定により、機構において対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等を厚年特例法マニュアル等に従って適切に行っていないものについて、厚年特例法マニュアル等に定められた処理を完結させるよう是正の処置を要求するとともに、厚生年金特例法の運用が適切に行われるよう、次のとおり、是正改善の処置を求めた。

- (a) 機構において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等の進捗状況を年金事務所内での的確に把握して、その状況を機構本部に報告するよう厚年特例法マニュアル等の改正等を行い、また、年金事務所に納付勧奨等を厚年特例法マニュアル等に従って適切に行うことを周知徹底すること
- (b) 厚生労働省において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等が厚年特例法マニュアル等に従って適切に実施されるよう、機構に対して必要な指導監督を行うこと

b 年金事務所における特例納付保険料の収納に係る債権管理について

対象事業主等が特例納付保険料の納付の申出を行った場合は、対象事業主等に対して納付期限を定めた納入告知書を発行して特例納付保険料を収納することとなっている。そして、対象事業主等が納付期限までに特例納付保険料を納付しない場合には、年金事務所は、その後の債権の管理及び回収努力を行うこととなっている。

しかし、対象事業主等から債務承認書を徴取するなどの適切な時効の中断措置を執らなかったことから、当該債権が時効により消滅しているなどの事態が見受けられた。

<事例2>

川崎年金事務所は、対象事業主等が特例納付保険料の納付の申出を行ったが納付期限までに特例納付保険料を納付しなかった2件の事案（これらに係る特例納付保険料計1435万余円）について、その後の債権管理において対象事業主等から債務承認書を徴取するなどの適切な時効の中断措置を執っていなかった。そして、時効の中断措置を執らないまま2年間の消滅時効期間が経過したとして、当該債権を不納欠損とする事務処理を行っていた。

<事例3>

浦和年金事務所は、対象事業主等が特例納付保険料の納付の申出を行ったが納付期限までに特例納付保険料を納付しなかった1件の事案（これに係る特例納付保険料269万余円）について、その後の債権管理において対象事業主等から債務承認書を徴取するなどの適切な時効の中断措置を執っていなかった。そして、平成26年4月の会計実地検査における指摘を受けて、同月、対象事業主等から債務承認書を徴取していた。

c 国が厚生年金特例法に基づき取得する請求権について

前記のとおり、19年6月22日から26年3月31日までの間に国が負担した特例納付保険料の額に相当する額の総額は21億5858万余円となっており、国は、特例納付保険料の額に相当する額を負担したときは、その負担した金額の限度において、請求権を取得することとなっている。

しかし、厚生労働省は、厚生年金特例法に基づき国が取得する請求権については、その内容、消滅時効等の取扱いが不明確であるなどの問題があり、これらの問題を整理・検討している段階であるとして、厚生年金特例法の施行から

6年以上が経過しているのに請求権の取扱いを定めていなかった。このため、同省は、請求権を取得しているにもかかわらず、その行使等ができていない状況となっていた。

したがって、厚生労働省において、必要に応じて関係機関等と協議するなどして、請求権の取扱いに係る問題の検討を進め、請求権の行使等ができていない状況の改善を図る必要があると認められる。

ウ 遅延特別加算金法の運用について

(ア) 遅延特別加算金法の概要

年金記録問題の重大性及び緊急性に鑑み、かつ、年金制度に対する国民の信頼を速やかに回復するために、遅延特別加算金法が22年4月30日に施行された。

この遅延特別加算金法は、年金記録の訂正がなされた上で年金の受給権に係る裁定（再裁定を含む。）が行われた場合に、本来の支給日より大幅に遅れて支給される年金給付の額について、その現在価値に見合う額になるようにするために、本来の支給日から実際の支給日までの間の物価の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額を遅延特別加算金として支給するものである。

(イ) 遅延特別加算金の支給実績

遅延特別加算金の支給実績についてみると、22年度から25年度までの間に約357万件、約1482億円の支給を完了していた。

そして、遅延特別加算金の支給に対しては、遅延特別加算金法の公布日である21年5月1日以降に時効特例給付が支給された者については特段の請求手続きをすることなく支給されるが、同年4月30日以前に時効特例給付が支給された者に対しては請求に基づいて支給されることとなっている。このため、機構は、22年度に、遅延特別加算金の請求が必要な者に対してお知らせを送付することとしたが、送付に係る費用を勘案して遅延特別加算金の額が1,000円以上となる者を対象として、手続が必要なことを周知するお知らせ約23万件を送付しており、25年度までにこのうちの約22万件について遅延特別加算金の支給を完了していた。

また、お知らせの送付対象とならなかった遅延特別加算金の額が1,000円未満の者に対しては、23年6月、全ての年金受給者に年1回送付される年金の振込通知書に周知文を掲載するなどして周知を行っていた。なお、機構は、遅延特別加算金の支給についてはシステムにより一元的に管理しているが、1,000円未満の者

の人数及びこれらの者に係る個別の支給状況の全体像については把握していないとしている。

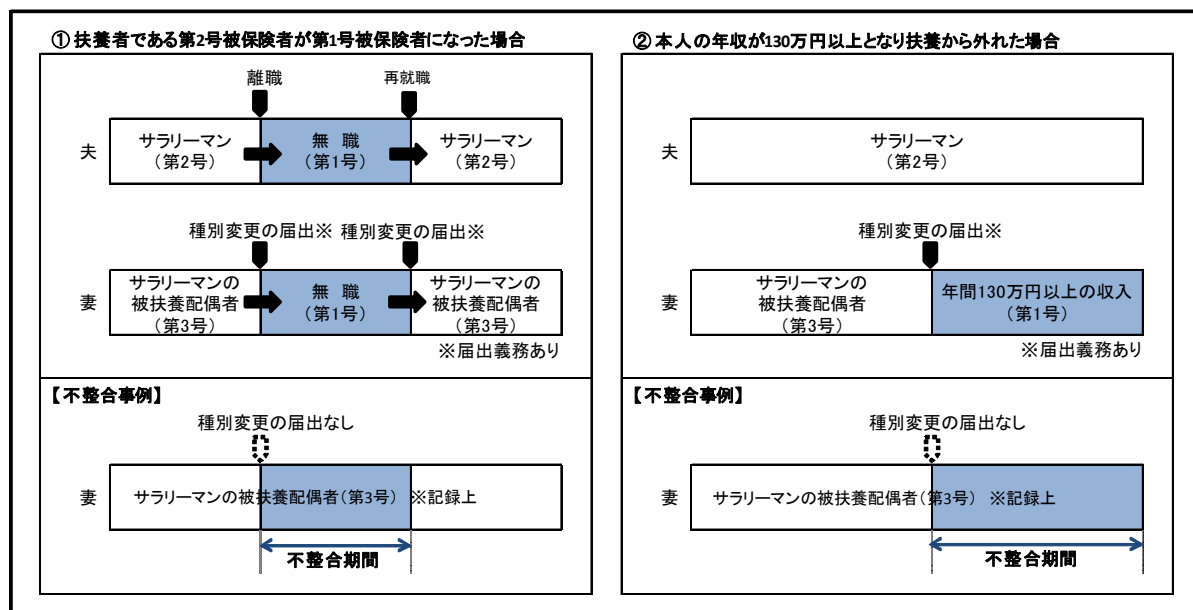
エ 第3号被保険者の年金記録不整合問題に係る年金確保支援法及び年金健全化法の運用について

(ア) 第3号被保険者の年金記録不整合問題及び同問題への対応に向けた法整備等

国民年金の第3号被保険者は自ら保険料を納付する必要はないが、その扶養者である第2号被保険者が自営業者等の第1号被保険者になるなどしたことにより第1号被保険者の要件に該当したときには、市区町村に届出を行うなどして第3号被保険者から第1号被保険者に資格を切り替えて（以下、第1号被保険者に資格を切り替えることを「種別変更」という。）、保険料を納付する必要がある。

しかし、図表1-14のとおり、本人の届出漏れなどによってオンライン記録は第3号被保険者のままとなっていて、実態と不整合が生じている事案が多数あることが、21年12月以降、年金記録問題への対応が進められる中で明らかとなった。

図表1-14 オンライン記録と実態に不整合が生じている事案の例



(注) 「夫」「妻」の表示は例示であって、「夫」が被扶養配偶者の場合もある。

また、保険料を国が徴収する権利は、2年を経過したときは時効によって消滅することとなっている。したがって、第3号被保険者としてのオンライン記録と実態に不整合が生じている期間（以下「不整合期間」という。）を実態に合わせて第1号被保険者としての期間に訂正すると、その時点から遡って2年より前の不整合期間に係る保険料を国が徴収する権利は時効により消滅していることから、

これを徴収することはできなくなる。このため、年金額が減額となったり、無年金となったりするおそれがあることが問題となった（以下、このような問題を「第3号被保険者の年金記録不整合問題」という。）。

また、国民年金制度においては、保険料の納付率が低下するなどして、将来、無年金や低年金となる者が多数発生することが見込まれたことから、これを防止するなどのために、年金確保支援法が23年8月に成立した。そして、年金確保支援法の附則において、24年10月から27年9月までの時限措置として、被保険者等は機構の承認を受け、当該承認の前月から10年前以内の期間であって、保険料を国が徴収する権利が時効によって消滅している期間に係る保険料相当額に一定額を加算した額の保険料を納付（以下「追加納付」という。）することができることとなった。

一方、第3号被保険者の年金記録不整合問題については、22年12月に厚生労働省は、「第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて」（平成22年12月15日年管企発1215第2号・年管管発1215第1号。以下「運用3号通知」という。）を発出し、不整合期間を有する年金受給権者等について、基本的には現状を変更しないことなどとする取扱いを示した。しかし、この取扱いについては、他の被保険者等との公平の観点等から問題視されるなどして廃止されたため、その後、厚生労働省は、その抜本的な改善は法律により対応することとして、25年6月に年金健全化法が成立した。

(イ) 第3号被保険者の年金記録不整合問題への対応として機構が執った具体的な措置

前記のとおり、第3号被保険者の年金記録不整合問題の抜本的な改善を行うための法整備は、25年6月の年金健全化法の成立により行われることとなったが、その一方で、第3号被保険者の年金記録不整合問題への早急な対応が求められていたことなどから、機構では次のような取組を行っている。

- a 機構は、23年11月に、機構本部がオンライン記録に基づき過去2年以内（21年11月以降）に不整合期間を有する可能性のある者（以下「第1次対象者」という。）133,544名を抽出した。そして、オンライン記録上の現住所を管轄する年金事務所に第1次対象者の納付勧奨対象者明細情報（以下「明細情報」と

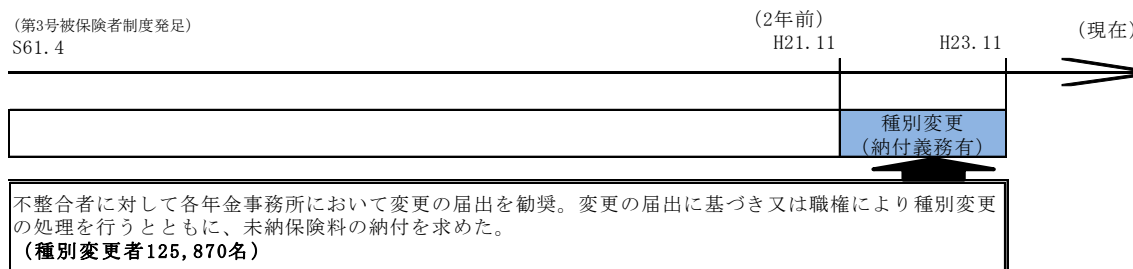
いう。)を送付した。

機構は、健康保険法（大正11年法律第70号）等の規定により、厚生労働省から委任又は委託を受けて、全国健康保険協会が管掌する健康保険（以下「協会管掌健康保険」という。）に係る事務を行っている。このため、機構のオンライン記録には、国民年金等の年金記録のほか、協会管掌健康保険の資格の得喪等の情報も記録されている。そして、協会管掌健康保険等の健康保険の被保険者が医療機関において療養の給付等を受ける場合、一般には、その就業等の実態を踏まえた給付を受けていると考えられている。しかし、協会管掌健康保険と同様の療養の給付等を行っている国家公務員共済組合等の共済組合の組合員等（以下「短期組合員」という。）及び組合管掌健康保険制度の被保険者等に係る情報については、機構がその事務の委任等を受けていないため、記録されていない。

このため、明細情報の送付を受けた各年金事務所は、その扶養者が短期組合員である者を除いた第1次対象者について、協会管掌健康保険の被扶養配偶者期間とオンライン記録上の第3号被保険者期間を突合することにより、真に不整合期間を有することが確認できた者（以下「第1次不整合者」という。）に対して、不整合期間を第1号被保険者としての期間に変更することの届出（以下「変更の届出」という。）を勧奨する通知を送付した。その後、変更の届出があった者については変更の届出に基づき、また、一定の期間が経過しても変更の届出がなかった者については職権で、それぞれ種別変更の処理を行うとともに、種別変更の処理を行った者に対して、未納保険料（国が徴収する権利が時効により消滅していない国民年金保険料をいう。）の納付書を送付した。

機構は、25年3月末までに、第1次不整合者125,870名の種別変更の処理を行ったとしている（図表1-15参照）。

図表1-15 平成23年11月の種別変更

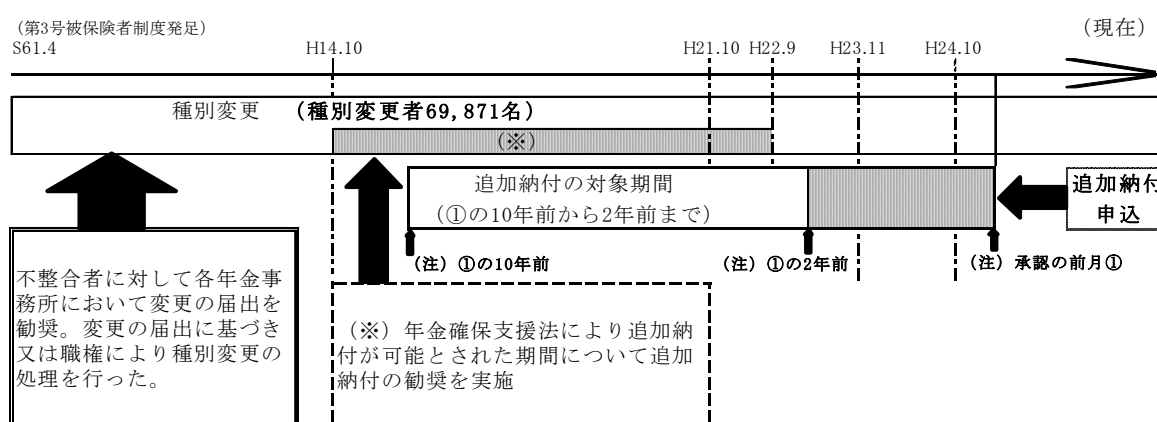


b 年金確保支援法の施行により24年10月に追加分納付することができるようになったことから、同月から同年11月にかけて機構本部が第1次不整合者のうち、オンライン記録に基づき21年10月以前にも不整合期間を有する可能性のある者（以下「第2次対象者」という。）72,839名を抽出した。そして、オンライン記録上の現住所を管轄する年金事務所に第2次対象者の明細情報を送付した。

これを受けた各年金事務所は、前記と同様の突合を行うなどして、真に不整合期間を有することが確認できた者（以下「第2次不整合者」という。）に対して変更の届出を勧奨する通知を送付して、第2次不整合者からの変更の届出に基づき又は職権により種別変更の処理を行うとともに、種別変更の処理を行った者のうち、年金確保支援法により追加分納付が可能とされた14年10月から22年9月までの期間について種別変更の処理を行った者に対して、追加分納付を勧奨する通知を送付した。

機構は、25年3月末までに、第2次不整合者69,871名の種別変更の処理を行ったとしている（図表1-16参照）。

図表1-16 平成24年10月から11月にかけての種別変更



(注) 追加分納付を勧奨する通知を受けるなどした者が追加分納付を年金事務所に申し込んだ場合、年金事務所は追加分納付が可能な期間についての審査及び承認を行い、結果を通知する。当該者はこの承認日の属する前月を起点として、過去2年より前で、かつ10年前までの期間のうち、種別変更

を行った期間における追加納付が可能となる。このため、①の承認日により、追加納付の対象期間は異なることとなる。

c さらに、機構は、年金健全化法が成立することが見込まれたことなどから、25年6月に機構本部がオンライン記録に基づき過去2年より前（23年5月以前）のみに不整合期間を有する可能性のある者（以下「第3次対象者」という。）約53万5000名を抽出した。そして、オンライン記録上の現住所を管轄する年金事務所に第3次対象者の明細情報を送付した。

これを受けた各年金事務所は、現在順次、前記と同様の突合を行うなどして変更の届出に基づき又は職権により種別変更を行うとともに、種別変更を行った者に対して、特定期間該当届（不整合期間に係る種別変更を行った期間のうち、国が保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間について、年金受給資格期間として扱うこととするための届出をいう。以下同じ。）の提出を勧奨する通知を送付している。

(ウ) 種別変更の処理の状況

前記のとおり、機構本部から明細情報の送付を受けた各年金事務所は、第1次不整合者及び第2次不整合者（以下、これらの者を合わせて「不整合者」という。）に対して、変更の届出を勧奨する通知を送付するなどしている。

そして、不整合者がオンライン記録上の現住所から転出している場合、機構本部が発出した「第3号被保険者不整合記録を有する者に係る種別変更処理事務取扱要領の改訂等（指示・依頼）」（平成23年11月24日国年指2011－411）等（以下「事務取扱要領等」という。）によれば、機構本部から明細情報の送付を受けた各年金事務所は転出先の住所の確認を行い、転出先の住所が判明した場合には、不整合者に対し速やかに変更の届出を勧奨する通知を再送付するなどすることとされている。その後、転出先の住所を管轄する年金事務所（以下「転出先年金事務所」という。）に種別変更の処理を引き継ぎ、転出先年金事務所は、不整合者からの変更の届出に基づき又は職権により種別変更の処理を行うこととなっている。

また、転出先年金事務所に種別変更の処理を引き継いだ年金事務所（以下「引継元年金事務所」という。）は、種別変更の処理の進捗管理を行い、機構本部からの明細情報に処理完結年月日等を登録することとなっている。

さらに、機構は、「国民年金適用業務処理マニュアル」（平成22年1月1日要領第6号）によれば、引継元年金事務所が転出先年金事務所へ種別変更の処理を引き継ぐ場合に用いる文書の書式として、「被保険者記録補正依頼・回答票兼補正処理票」（以下「依頼票」という。）を定めている。引継元年金事務所は、依頼票に引継内容を記載して転出先年金事務所に送付して、それを受け取った転出先年金事務所は、種別変更の処理の完了後に引継元年金事務所に受け取った依頼票の写しを返送することとされている。

不整合者の種別変更の処理の状況について、厚生労働本省、機構本部、年金事務所において検査したところ、次のような事態が見受けられた。

a 年金事務所における種別変更の処理の引継ぎについて

①引継元年金事務所が、不整合者がオンライン記録上の現住所から転出していることを把握していたものの、転出先年金事務所に種別変更の処理を引き継いでいなかったり、②転出先年金事務所が、引継元年金事務所から種別変更の処理を引き継いだものの、その処理を行っていない様子が見受けられた。

<事例4>

中福岡年金事務所は、平成24年11月に機構本部から明細情報の送付を受けた第2次不整合者315名のうち、オンライン記録上の現住所から転出している62名に対して転出先の住所を確認の上、変更の届出を勧奨する通知を再送付した。その後、一定の期間が経過しても変更の届出がなかったことから、転出先年金事務所に種別変更の処理の引継ぎを順次行うこととしたが、事務取扱要領等において引継元年金事務所が引継ぎを的確に行うための具体的な方法が明示されていなかったことなどから、種別変更の処理の進捗管理を十分に行っていなかった。このため、上記62名のうち42名の種別変更の処理の引継ぎが行われていなかった。

<事例5>

鹿屋年金事務所は、第2次不整合者が加治木年金事務所が管轄する市に転出したことを把握したため、平成24年11月に加治木年金事務所に依頼票を送付し、当該者の種別変更の処理を引き継いだ。

しかし、加治木年金事務所において、適切に種別変更の処理を行うことについての担当者の認識が欠けていたことなどから、26年1月の会計実地検査の時点で種別変更の処理を行っていなかった。また、鹿屋年金事務所は、引継後相当期間が既に経過していて、加治木年金事務所から依頼票の写しが返送されていないのに、種別変更の処理状況について確認していなかった。

以上のように、機構において、引継元年金事務所がオンライン記録上の現住所から転出した者について転出先年金事務所に種別変更の処理を引き継いでいないなどしている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

上記の事態に関して、会計検査院は、不整合期間を有する者に係る種別変更の処理が適切に行われるよう、次のとおり、26年10月30日に厚生労働大臣及び機構理事長に対して、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

(a) 機構において、転出先年金事務所に種別変更の処理を引き継ぐ場合の具体的な引継方法等を事務取扱要領等において明示し、各年金事務所に種別変更の処理を事務取扱要領等に従って適切に行うことを周知徹底すること

(b) 厚生労働省において、不整合期間を有する者に係る種別変更の処理状況を適切に把握して、機構に対して必要に応じて指導を行うこと

b 共済組合及び健康保険組合が管理している情報の提供について

社会保険庁は、9年1月の基礎年金番号導入前の8年2月に、国民年金事業等の円滑かつ適正な運営を図ることなどのため、国家公務員等共済組合連合会等と「基礎年金番号を基本とした情報交換の実施に伴う情報交換の取扱いに関する覚書」等（以下「覚書」という。）を締結し、9年1月以降、機構設立後も、国家公務員等共済組合連合会（同年4月以降は国家公務員共済組合連合会）等から、国家公務員共済組合員等に係る基礎年金番号、資格の得喪年月日等の情報の提供を受けている。

その後、23年11月以降、(イ)のとおり、機構本部はオンライン記録に基づき第1次対象者等を抽出し、オンライン記録上の現住所を管轄する年金事務所に第1次対象者等の明細情報を送付している。そして、これを受けた各年金事務所は、第1次対象者等について、協会管掌健康保険の被扶養配偶者期間とオンライン記録上の第3号被保険者期間を突合することにより、第1次対象者等が真に不整合期間を有する者であるかを確認した上で、不整合期間を有することが確認できた者に対して変更の届出を勧奨する通知を送付するなどしている。

しかし、前記のとおり、オンライン記録には短期組合員に係る情報及び組合管掌健康保険制度の被保険者等に係る情報がないため、短期組合員等が扶養者である第1次対象者等について、機構が単独で真に不整合期間を有する者であ

るかの確認をすることができない状況となっていた。

そこで、機構は、覚書に基づき国家公務員共済組合連合会等から月1回短期組合員の被扶養配偶者情報の提供を受けていたことから、これを活用することとしたものの、一部の被扶養配偶者情報において基礎年金番号が記載されていなかったことなどから、被扶養配偶者情報と扶養者の共済組合加入履歴との突合が十分にできなかった。このため、それまで提供を受けていた情報を基に、扶養者の共済組合加入履歴と被扶養配偶者期間を特定し、一覧表を作成した上で、24年6月に、国家公務員共済組合連合会等を通じて、各共済組合に対して、当該期間が正しいかどうかの確認を依頼することとした（国家公務員共済組合連合会に2,205件、地方公務員共済組合連合会に4,454件、日本私立学校振興・共済事業団に1,230件）。

しかし、国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会（以下「両共済組合連合会」という。）から、覚書は情報の提供に係るものであり、機構からの求めに応じて確認を行うことは覚書の範囲を超える依頼であるなどとして、協力が得られなかった。

また、扶養者が組管掌健康保険制度の被保険者等である者については、国民年金法等に当該者に係る情報の提供を受けられる旨の明文の規定がなく、国家公務員共済組合連合会等と異なり、情報提供についての覚書も取り交わしていないことから、機構は、組管掌健康保険制度の保険者である健康保険組合に対して被扶養配偶者情報の提供を求めていなかった。

その後、年金健全化法により国民年金法が改正され、25年7月1日から、国民年金法第108条等の規定により、機構が厚生労働省から委任を受け、被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、共済組合又は健康保険組合に対して、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができることとされた。

しかし、機構は、被扶養配偶者情報の提供を受けるには両共済組合連合会等の理解を得ることが必要であるとして、同日以降、同条の規定に基づき、改めて両共済組合連合会を通じて各共済組合に対して前記の一覧表の内容確認を求めたり、健康保険組合に対して被扶養配偶者情報の提供を求めたりしていなかった。

機構によれば、共済組合に対しては、機構が不整合期間を把握して特定期間

該当届の届出勧奨や特例的な追納の勧奨を行うことが可能となるよう、年金健全化法に基づき特例的な追納が開始される27年4月までに両共済組合連合会を通じるなどして、国民年金法第108条等の規定に基づき、被扶養配偶者情報の提供を受けられるよう協議を続けているとしている。

また、機構は、健康保険組合に対しては、年金健全化法による国民年金法の改正により26年12月以降、第3号被保険者であった者は第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったことを機構に届け出なければならないこととなり、このためのシステム改修を各健康保険組合が行っていることなどを踏まえて、同月までに各健康保険組合から被扶養配偶者情報の提供を受けられるよう協議を続けているとしている。

そして、機構内部で、各共済組合及び各健康保険組合から提供された被扶養配偶者情報を基に不整合期間を有する者を抽出し、当該者に種別変更を勧奨するためのシステムを構築しているところであるとしている。

機構は、前記の協議等が順調に進捗すれば、特例的な追納の期間が終了する30年3月までには、不整合期間を有する第3号被保険者と第1号被保険者及び第2号被保険者との保険料負担の不公平等は解消するとしている。

しかし、前記の協議がまとまらず、共済組合や健康保険組合から健康保険等の被扶養配偶者情報の提供を十分に受けられない場合には、共済組合の組合員約440万人（24年度末）の被扶養配偶者及び健康保険組合の加入者約2935万人（24年度末）のうち、不整合期間を有する第3号被保険者に係る種別変更の処理を効率的に行うことができないこととなる。この結果、不整合期間を有する第3号被保険者と第1号被保険者及び第2号被保険者との保険料負担の不公平等が今後も解消されないこととなるおそれがある。このため、機構においては、共済組合や健康保険組合との協議をより一層推進していく必要があると認められる。

(5) 年金記録等に係る年金相談等の実施状況

ア 年金相談業務の概要

機構は、国民年金、厚生年金保険の被保険者等からの年金の見込額、年金記録に関する相談等に対応するため、①年金事務所等の窓口に来訪した者に行う「来訪相談」、②年金事務所及び「ねんきんダイヤル」等のコールセンターにおける「電話

相談」、③年金事務所において手紙等の文書による相談に応じる「文書相談」、④年金事務所等からの遠隔地に居住する年金受給者等のニーズへの対応等のため、年金事務所の職員等が市区町村、商工会議所等に赴いて行う「出張相談」を実施している。

そして、機構は、これらの年金相談業務を、年金記録問題発生後の年金相談業務の強化のために社会保険庁が締結してきた契約を引き継ぐなどして実施している。

すなわち、年金事務所における来訪相談については、一般的な年金相談に関する相談窓口（以下「一般相談窓口」という。）とは別に、年金記録に関する専用の相談窓口（以下「記録相談窓口」という。）を設置するとともに、これらの相談業務の一部を各都道府県社会保険労務士会（以下「各県社労士会」という。）に委託するなどして実施している。また、街角の年金相談センター及び街角の年金相談センター（注11）（以下「街角の年金相談センター等」という。）における来訪相談については、22年1月から、それまでの直営方式から全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）へ委託する方式に変更して実施している。

電話相談については、一般的な年金相談に対応する「ねんきんダイヤル」とは別に、「ねんきん定期便専用ダイヤル」（23年4月からは「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」）を設置するとともに、年金確保支援法により24年10月から国民年金保険料の後納制度が実施されることなどに伴い、同年8月に「後納制度・3号相談専用ダイヤル」（25年9月からは「国民年金保険料専用ダイヤル」）を設置している。これらの電話相談は、民間事業者に業務を委託するなどして実施している。

出張相談については、22年度以前は、職員が一般的な年金相談に応じるとともに、年金記録等に関する年金相談を各県社労士会に委託して実施していたが、23年度以降は、こうした区分けをしないで職員及び各県社労士会が実施している。また、一部の街角の年金相談センター（オフィス）においても機構からの委託により出張相談を行っている。

（注11） 街角の年金相談センター及び街角の年金相談センター（オフィス）
27都道府県51か所に街角の年金相談センターが、15都府県21か所に街角の年金相談センター（オフィス）がそれぞれ設置されている。いずれも年金記録問題等による年金事務所の相談窓口の混雑緩和のために設置されたものである。街角の年金相談センター（オフィス）は平成23年7月以降に設置されたものであり、街角の年金相談センターが来訪相談のみを実施するものであるのに対して、街角の年金相談センター（オフィス）は来訪相談のほか、出張相談も実施しているものもある。

なお、年金相談業務には年金制度等に関する専門知識が必要となることから、委託を受けた各県社労士会は、更に社会保険労務士（以下「社労士」という。）に業務を委託している。

また、街角の年金相談センター等の年金相談等は、連合会が雇用する公的年金制度の相談窓口業務経験者又は公的年金の実務経験者で公的年金の相談窓口における相談対応が可能である者及び連合会が委託した社労士により実施されている。

イ 各県社労士会に委託するなどして年金事務所等で行う年金相談業務の実施状況

(ア) 年金事務所における年金相談窓口の運営状況

機構は、前記のとおり、年金事務所に一般相談窓口及び記録相談窓口を設置し、機構の職員及び社労士を配置して相談業務を実施している。

年金事務所における年金相談窓口の運営状況は、図表1-17のとおりとなっている。

図表1-17 年金事務所における年金相談窓口の運営状況

(単位：窓口、人)

(単位：窓口、人)

区分 時点	一般相談窓口					記録相談窓口					相談窓口計				
	窓口数	機構職員			社労士	窓口数	機構職員			社労士	窓口数	機構職員			社労士
		正規職員 等 注(1)	准職員 注(2)	特定業 務契約 職員等 注(3)			正規職員	准職員	特定業 務契約 職員等			正規職員 等	准職員	特定業 務契約 職員等	
平成22年6月1日 現在	1,612	264	224	1,049	92 注(4) (5.7%)	327	17	6	48	243	1,939	281	230	1,097	335
23年10月1日 現在	1,679	240	198	1,057	184 注(4) (11.0%)	214	5	4	29	163	1,893	245	202	1,086	347
24年4月1日 現在	1,728	362	180	951	235 注(4) (13.6%)	195	7	9	50	136	1,923	369	189	1,001	371
25年4月1日 現在	1,772	508	139	779	346 注(4) (19.5%)	104	5	8	20	72	1,876	513	147	799	418
26年4月1日 現在	1,785	648 注(5) (36.3%)	97	601	439 注(4) (24.6%)	47	3	5	29	0	1,832	651	102	630	439

注(1) 平成25年4月1日現在及び26年4月1日現在の正規職員等欄は、正規職員及び定年退職し引き続き機構に再雇用された者並びに年金相談専任職員の合計である。

注(2) 87ページ（注14）参照。

注(3) 特定業務契約職員（87ページ（注15）参照）及びアシスタント契約職員（91ページ注(4)参照）の合計。

注(4) 一般相談窓口数に占める社労士の割合。

注(5) 一般相談窓口数に占める正規職員等の割合。

一般相談窓口数は、22年6月の1,612に対して、26年4月には1,785に増加してい

る一方で、記録相談窓口数は、22年6月の327に対して、26年4月には47となっていた。これは、年金記録問題に係る相談が減少してきたことを踏まえたことによるものであった。

また、年金相談窓口の従事者については、記録相談窓口での相談は従前、その大半を社労士が行ってきたが、記録相談窓口数の削減に伴い、26年4月以降、社労士は従事しなくなった。これに対して、一般相談窓口数に占める社労士の割合は、22年6月の5.7%から26年4月の24.6%へと増加していた。これは、記録相談窓口の減少に伴い、各県社労士会への委託内容を一般相談窓口での相談に変更したことによるものであった。

また、機構は、年金相談がお客様と直接接点をもつ大切な基幹業務であることなどを踏まえて、その年金相談体制の確立のため、23年10月に「年金相談体制の確立に向けて」（平成23年10月24日日本年金機構理事長）を示し、その中の別紙「年金相談体制の確立に向けた基本方針」において、26年度当初までに原則として年金相談の中核部分は正規職員等で対応する体制（常設の一般相談窓口のおおむね4割を正規職員等で実施する体制。以下「4割体制」という。）の構築に取り組むとともに、年金相談業務の質的向上と効率化を図ることとしている。なお、常設の一般相談窓口が4ブース以下の年金事務所（以下「小規模年金事務所」という。）は、正規職員等を1名以上常設の一般相談窓口に配置することで差し支えないとしている。

そして、26年4月現在における常設の一般相談窓口で従事する者のうち正規職員等が占める割合は、機構全体で36.3%となっていた。また、各年金事務所では図表1-18のとおり、上記の通知により4割体制を構築することとしている常設の一般相談窓口が5ブース以上の197年金事務所のうち27年金事務所で、26年4月時点で、4割体制が確保されていなかった。なお、機構は、このうち15年金事務所について23年10月以降にブース数を増やしていたことから、25年2月に示された「年金事務所における年金相談・年金給付体制の確立に向けた基本方針」に基づき、27年度当初までに4割体制を確保することとしている。

また、115の小規模年金事務所のうち3年金事務所では、26年4月時点で、正規職員等が1名も常設の一般相談窓口には配置されていなかった。

図表1-18 各年金事務所の年金相談窓口の体制状況

態様	常設の一般相談窓口が5ブース以上の年金事務所			小規模年金事務所		計
		うち、平成26年4月1日において、4割体制が確保されていなかった年金事務所		うち、26年4月1日において、1名も正規職員等が配置されていなかった年金事務所(b)		
		うち、27年度当初までに4割体制を確保することとされた年金事務所を除いた年金事務所(a)				
年金事務所数	197	27	12	115	3	312

前記のとおり、年金相談が大切な基幹業務であることなどを踏まえると、4割体制が確保されていなかった12年金事務所及び1名も正規職員等が配置されていなかった3年金事務所（図表1-18の(a)+(b)）においては、「年金相談体制の確立に向けた基本方針」に沿った正規職員等の配置を行う必要があると認められる。

なお、会計検査院は、前記のとおり、平成22年度決算検査報告において、「年金相談業務に係る契約の実施に当たり、契約の履行確認を徹底するなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに委託する年金相談窓口数の見直しを行うなどして、年金相談業務の実施等が経済的なものとなるよう意見を表示したもの」を掲記している。そして、機構は、上記の指摘の趣旨を踏まえ、「平成22年度会計検査院決算検査報告に関する対応について」（平成24年3月22日年金相談部）において、相談実績を踏まえた「窓口ブース設置基準」を定め、各県社労士会に委託する1ブース1日当たりの平均相談件数を16件とし、各年度の4月から10月までの相談実績を基準にして、1日当たりの平均相談件数が「窓口ブース設置基準」の5割（8件）以下の年金相談窓口については、第4四半期から見直しを行うこととしている。

機構が各県社労士会に委託した年金相談窓口数に係る見直しの状況は、次のとおりとなっていた。

機構は、「窓口ブース設置基準」を踏まえ、一般相談窓口と記録相談窓口のそれぞれの相談実績を把握するなどして窓口の削減に取り組んでいた。

このほか、ねんきん定期便等を契機とする相談を専門に行うために設置している記録相談窓口について、その相談件数が減少したことにより窓口数を削減するとともに、社労士を有効活用するために、記録相談窓口に配置していた社労士を一般相談窓口配置転換するなどしていた。

これらの結果、24、25両年度の年金相談窓口は、図表1-19のとおりとなっていた。

図表1-19 各県社労士会に委託した年金相談窓口数の見直し状況

(単位：窓口数)

平成24年度	24年4月から10月までの1か月当たりの平均委託窓口数			25年1月から3月までの1か月当たりの平均委託窓口数			窓口の1か月当たりの平均削減数 (A) - (B)
	一般相談窓口	記録相談窓口	計(A)	一般相談窓口	記録相談窓口	計(B)	
	7,838	1,483	9,321	8,122	629	8,751	
25年度	25年4月から10月までの1か月当たりの平均委託窓口数			26年1月から3月までの1か月当たりの平均委託窓口数			窓口の1か月当たりの平均削減数 (A) - (B)
	一般相談窓口	記録相談窓口	計(A)	一般相談窓口	記録相談窓口	計(B)	
	9,645	500	10,145	9,089	401	9,490	

(注) 窓口数は、開所した各日のブース数の1か月分累計である。

(イ) 年金事務所等における年金相談件数の実績

22年度から25年度までの間の年金事務所における来訪相談の件数及びそのうち年金記録に関する相談の実績は、図表1-20のとおりとなっており、25年度の実績は、年金記録問題が大きな社会的関心事項となっていた20年度の約1240万件に比べて、半数以下の約560万件となっていた。

図表1-20 来訪相談件数及びそのうち年金記録に関する相談の実績

(単位：件)

年 度	平成22	23	24	25	(参考) 20
来訪相談件数	6,634,409	6,479,091	6,320,255	5,607,703	12,409,872
うち年金記録に関する相談	832,312	527,140	475,617	565,415	4,990,335
来訪相談件数に占める年金記録に関する相談の割合	12.5%	8.1%	7.5%	10.1%	40.2%

そして、来訪相談件数に占める年金記録に関する相談の件数の割合は、25年度は10.1%となっており、20年度の40.2%に比べて、大幅に減少している。

また、22年度から25年度までの出張相談における相談件数及びそのうち年金記録に関する相談の実績は、図表1-21のとおりとなっており、出張相談における相談件数は、毎年減少してきており、25年度には約9万件となっており、20年度の約31万件に対して約3割の件数となっていた。

図表1-21 出張相談における相談件数及びそのうち年金記録に関する相談の実績

(単位：件)

年 度	平成22	23	24	25	(参考) 20
出張相談における相談件数	131,954	118,294	108,652	96,161	311,057
うち年金記録に関する相談	16,066	7,845	6,701	8,260	134,391
出張相談における相談件数に占める年金記録に関する相談の割合	12.2%	6.6%	6.2%	8.6%	43.2%

そして、出張相談における相談件数に占める年金記録に関する相談の件数の割

合は、25年度において8.6%となっており、20年度の43.2%に比べて、大幅に減少している。

ウ 連合会に委託して街角の年金相談センター等で行う年金相談業務の実施状況

機構は、前記のとおり、連合会に委託して、街角の年金相談センター等における年金相談業務を実施している。

(ア) 街角の年金相談センター等における年金相談窓口の運営状況

街角の年金相談センター等における年金相談窓口の運営状況は、図表1-22のとおりとなっており、その年金相談窓口数は、22年4月に253となっていたが、25年4月には284に増加していた。

図表1-22 街角の年金相談センター等における年金相談窓口の運営状況

(単位：窓口、人)

区分 時点	街角の年金相談センター				街角の年金相談センター（オフィス）				計			
	センター数	年金相談 窓口数	職 員	社労士	センター数	年金相談 窓口数	職 員	社労士	センター数	年金相談 窓口数	職 員	社労士
平成22年4月1日 現在	51	253	195	60	—	—	—	—	51	253	195	60
23年4月1日現在	51	253	190	65	—	—	—	—	51	253	190	65
24年4月1日現在	51	253	189	68	10	20	10	12	61	273	199	80
25年4月1日現在	51	254	182	78	15	30	14	19	66	284	196	97

注(1) 「職員」とは、連合会が雇用する職員をいう。

注(2) 窓口によっては、曜日や時間帯により職員が担当する場合と社労士が担当する場合とがある。

これは、街角の年金相談センター（オフィス）を23年7月以降新設するなどしたためであった。

なお、機構は、前記のとおり、会計検査院の指摘の趣旨を踏まえ、「窓口ブース設置基準」を定め、連合会に委託する1ブース1日当たりの平均相談件数を14件とし、毎年4月1日を基準日として、その前2年間の平均相談件数が「窓口ブース設置基準」に対して2割以上増減した場合に年金相談窓口数の見直しを行うこととしている。

機構が連合会に委託した年金相談窓口に係る見直しの状況は、次のとおりとなっていた。

機構は、25年4月に契約を変更して、「窓口ブース設置基準」を踏まえて、街角の年金相談センターの6年金相談窓口を増設するとともに5年金相談窓口を減ら

していた。また、26年4月の契約更新時には、25年度に特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢（男子）が60歳から61歳に引き上げられたことにより、相談件数が例年と比較して大幅に減少したことや、前記のとおり、27年10月に予定されている年金機能強化法の施行により年金受給資格期間が10年に短縮されることに伴い相談件数が増加することが見込まれることから見直しを行っていなかったが、機構が定めている外部委託実施要領（平成22年1月1日要領第26号）に基づいて契約書・仕様書の見直しを行い、業務委託契約の仕様書に、新たに「窓口ブース設置基準」^(注12)の内容をサービスレベルアグリーメントに盛り込むことにより、適切な年金相談窓口数を確保する体制を整備している。

以上のことから、今後も、定期的に年金相談件数の状況を的確に把握した上で、連合会に委託する年金相談窓口数を適切なものとする必要があると思料される。

(注12) サービスレベルアグリーメント サービスの利用者と受託事業者との間で提供されるサービスの品質についての保証内容を取り決める契約で、相談窓口件数、相談窓口稼働率、相談窓口待ち時間等の客観的なサービス項目の内容を定めるとともに、それが実現できなかった場合で、かつ、その改善が見込めない場合には、契約の全部又は一部を解除できることを定めるもの

(イ) 街角の年金相談センター等における年金相談件数の実績

22年度から25年度までの街角の年金相談センター等における来訪相談件数及びその実績の内訳は、図表1-23のとおりとなっており、来訪相談件数は、22年度に約85万件となっていたが、25年度に約79万件となっていた。

図表1-23 来訪相談件数及びその内訳の実績

年 度		(単位：件)			
		平成22	23	24	25
来訪相談件数		859,213	863,052	896,812	792,678
	うち街角の年金相談センター	859,213	848,235	844,822	718,534
	うち街角の年金相談センター (オフィス)	—	14,817	51,990	74,144
うち年金記録に関する相談		99,211	69,473	73,819	83,901
来訪相談件数に占める年金記録に関する相談の割合		11.5%	8.0%	8.2%	10.6%

また、出張相談については、25年度に、街角の年金相談センター（オフィス）21オフィスのうち、出張相談の需要が高い地域に出張相談を行うための基地的な施設として設置された8オフィスが出張相談を行っていて、その相談件数は約3,000件となっていた。

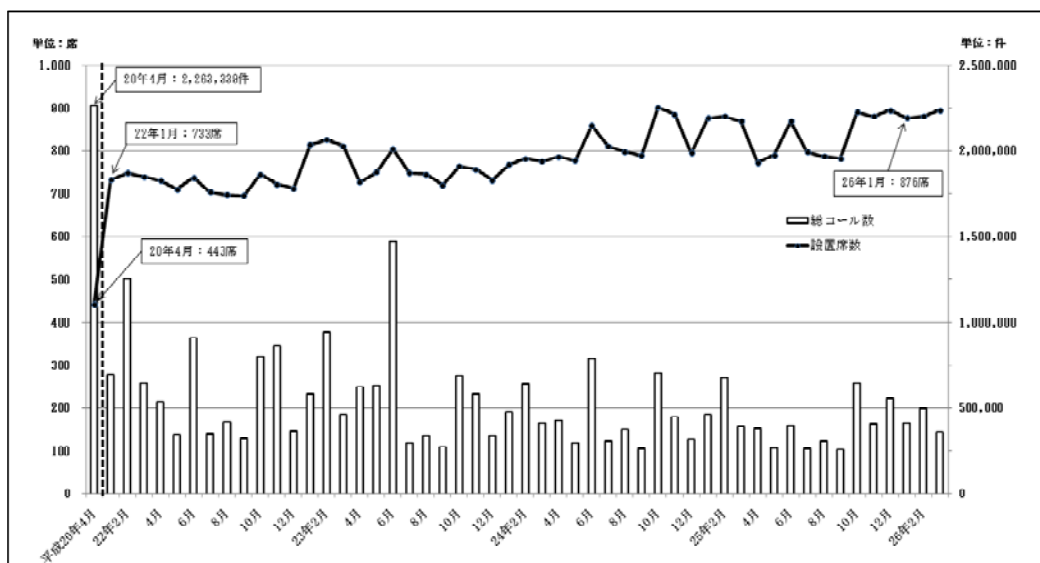
エ 民間事業者に委託して行う電話相談業務の実施状況

機構は、前記のとおり、電話相談を民間事業者に委託してコールセンターにおいて実施している。

(ア) 「ねんきんダイヤル」について

「ねんきんダイヤル」の電話相談に係るオペレータの設置席数及び総コール数の推移は、図表1-24のとおりとなっており、総コール数は、年金記録問題が大きな社会的関心事項となっていた20年4月に約226万件となっていたが、その後は減少するなどしており、近年は50万件前後となっていた。

図表1-24 「ねんきんダイヤル」の設置席数及び総コール数の推移

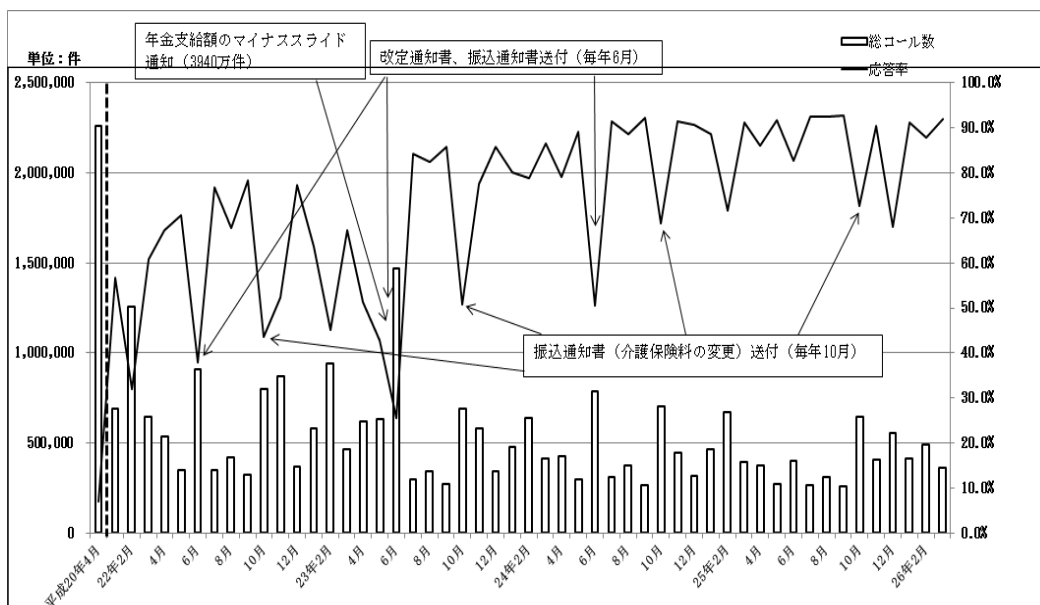


(注) 設置席数は、各月における最大席数である。

また、22年度の1月当たりの平均コール数は575,585件となっていたが、25年度の1月当たりの平均コール数は396,250件となっていた。

そして、設置席数は、総コール数が最大であった20年4月に443席としていたが、22年1月に733席、26年1月に876席としていた。これは、総コール数の変化を踏まえつつ、応答率（総コール数に対する応答数（オペレータが応答した件数）の比率をいう。以下同じ。）の向上を目指して変更したことなどによるものと思料される。

また、機構の各種通知等の発送時期と総コール数及び応答率の推移は、図表1-25のとおりとなっていた。



(注) 機構は、毎年6月に年金額の改定通知書、年金振込通知書を、10月に年金振込通知書（介護保険料の変更）を年金受給者に対して送付している。

22年4月以降、前記のとおり、設置席数を増加させるなどしたことにより応答率は上昇傾向となっていて、おおむね90%前後となっていた。また、各年度の平均応答率は22年度57.2%、23年度60.1%、24年度78.7%、25年度84.9%となっていた。そして、応答率が一時的に低下している時期が見受けられたが、これは、機構が年金額の改定通知書等を送付した時期と重なることから、これらの通知に係る電話相談が多くあったことが一因であると思料される。

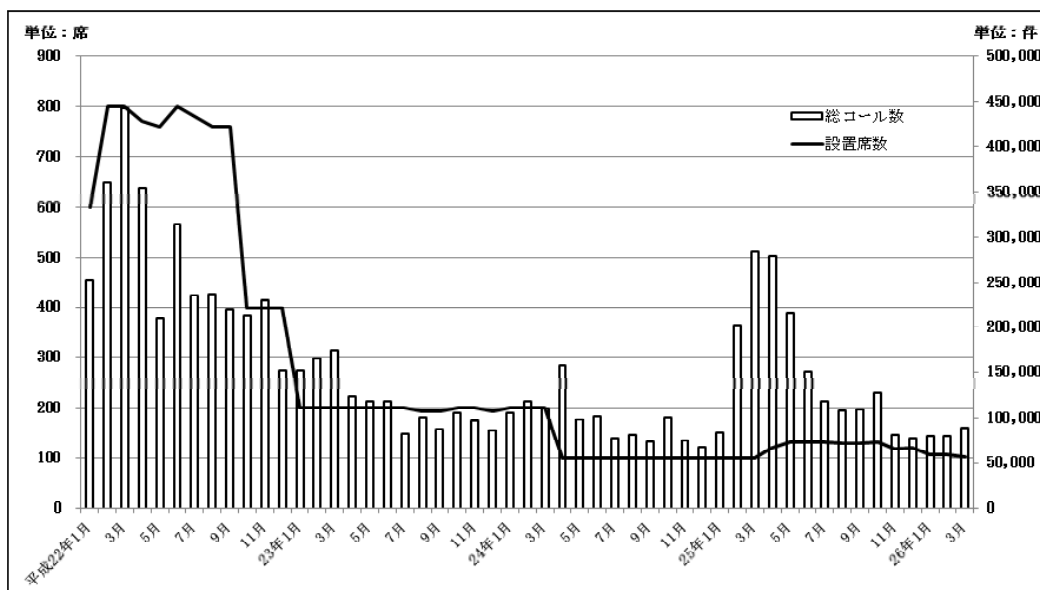
なお、機構は、相談事跡を作成するためのコールセンター支援システムの入力を簡素化するなどして処理時間の短縮を図ったり、上記の通知書等に関するコールセンターの応答数を減少させるためにQ & Aをホームページに掲載したりするなどして応答率の向上に努めており、また、繁忙期には、設置席数を増加するなどしてコール数の増加に対応しているとしている。

しかし、コール数は年金額の改定通知書等が送付された直後に急増する傾向が見られるため、総コール数の少ない月の設置席数をコール数が増加すると見込まれる月に充てるなど総コール数に応じた設置席数とする弾力的な運用を引き続き行っていく必要があると認められる。

(イ) 「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」について

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」の電話相談に係るオペレータの設置席数及び総コール数の推移は、図表1-26のとおりとなっていた。

図表1-26 「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」の設置席数及び総コール数の推移



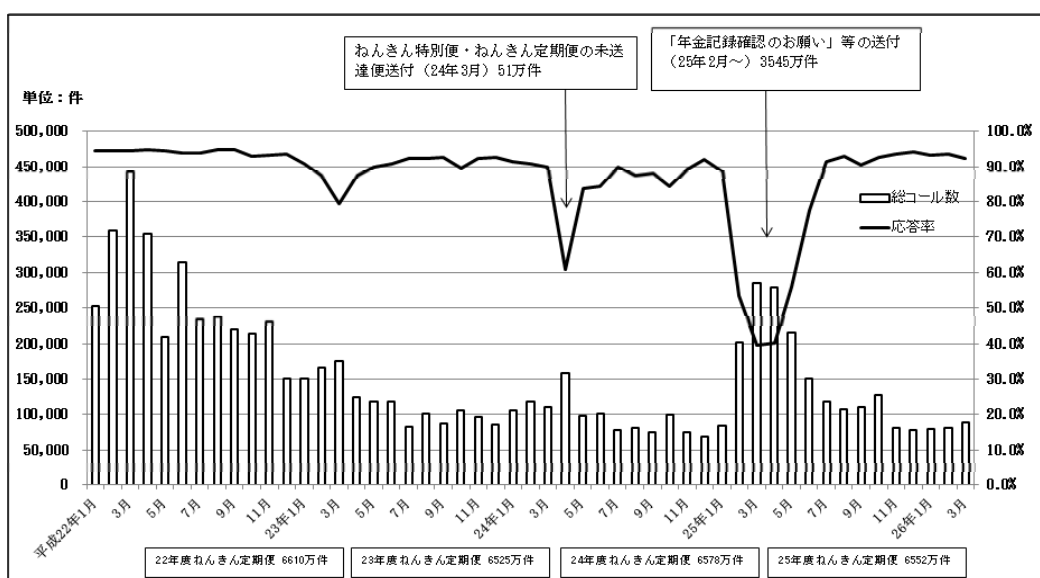
注(1) 平成23年3月までは、「ねんきん定期便専用ダイヤル」に係るものである。

注(2) 設置席数は、各月における最大席数である。

総コール数は全体的に減少傾向となっていた。そして、設置席数は、600席から800席までの間を推移した時期を経て、総コール数が減少し、おおむね15万件となった23年1月以降に200席、総コール数がおおむね10万件を下回るようになった24年4月以降に100席とし、25年以降は総コール数の増加を踏まえるなどして設置席数を増加していた。

また、機構のねんきん定期便等の発送時期と総コール数及び応答率の推移は、図表1-27のとおりとなっていた。

図表1-27 ねんきん定期便等の発送時期と総コール数及び応答率の推移

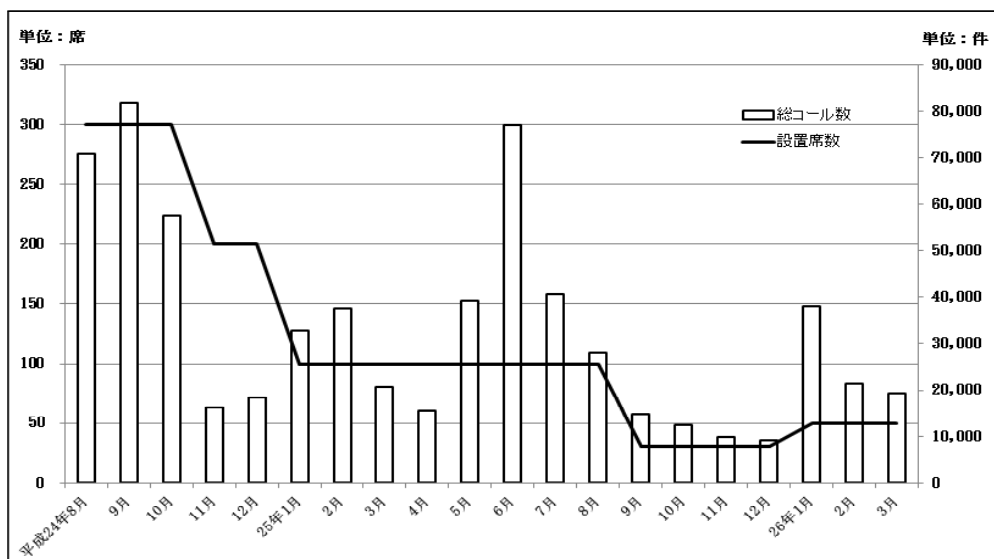


22年1月以降、応答率はおおむね90%以上で推移していたが、応答率が一時的に低下している時期が見受けられた。これは、機構が未送達便や「気になる年金記録、再確認キャンペーン」のお知らせを発送した時期と重なることから、これらを契機とした電話相談が多くあったことが一因であると思料される。

(ウ) 「国民年金保険料専用ダイヤル」について

「国民年金保険料専用ダイヤル」の電話相談によるオペレータの設置席数及び総コール数の推移は、図表1-28のとおりとなっていた。

図表1-28 「国民年金保険料専用ダイヤル」の設置席数及び総コール数の推移



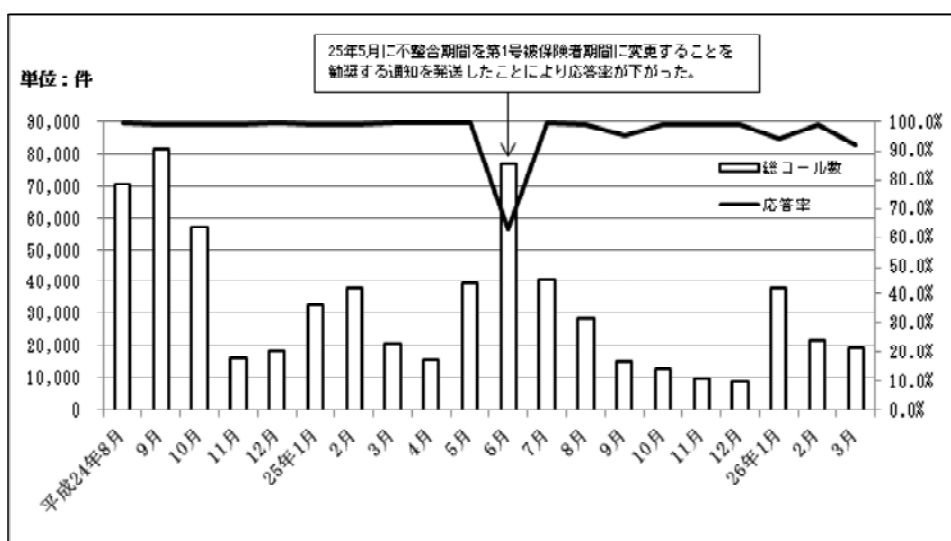
注(1) 平成25年8月までは、「後納制度・3号相談専用ダイヤル」に係るものである。

注(2) 設置席数は、各月における最大席数である。

総コール数に一定の傾向は見られなかった。そして、機構は、設置席数を年金確保支援法により国民年金の後納制度が実施された24年10月以前には300席としていたが、その後は総コール数の増減を見込むなどして、200席から30席の間で変更していた。

また、機構の国民年金に関する通知の発送時期と総コール数及び応答率の推移は、図表1-29のとおりとなっていた。

図表1-29 国民年金に関する通知の発送時期と総コール数及び応答率の推移



24年8月以降、応答率はおおむね90%以上で推移していたが、応答率が一時的に低下している時期が見受けられた。これは、機構が第3号被保険者の不整合期間を第1号被保険者期間に変更することを勧奨する通知を送付した時期と重なることから、当該通知に係る電話相談が多くあったことが要因であると思料される。

オ 機構が主体となって実施している年金相談業務

機構は、前記のとおり、年金事務所で、来訪相談のほか、電話相談、文書相談を行っている。22年度から25年度までの全国の年金事務所における電話相談及び文書相談の件数とそのうち年金記録に関する相談の実績は、図表1-30のとおりとなっており、電話相談については、20年度は約415万件となっていたが、25年度は約287万件となっていて、22年度以降、減少傾向となっていた。また、文書相談については、20年度は約10万件となっていたが、25年度は約16万件となっていた。

図表1-30 電話相談及び文書相談の件数とそのうち年金記録に関する相談の実績

年 度		(単位：件)				
		平成22	23	24	25	(参考) 20
電話相談	年金相談件数	3,994,468	4,082,068	3,743,226	2,874,166	4,158,773
	うち年金記録に関する相談	333,972	245,611	170,156	133,401	800,281
	年金相談件数に占める年金記録に関する相談の割合	8.4%	6.0%	4.5%	4.6%	19.2%
文書相談	年金相談件数	75,117	93,268	99,257	167,046	104,032
	うち年金記録に関する相談	16,101	16,882	17,112	36,339	53,041
	年金相談件数に占める年金記録に関する相談の割合	21.4%	18.1%	17.2%	21.8%	51.0%

電話相談及び文書相談の相談内容についてみると、25年度の年金相談件数に占める年金記録に関する相談の件数の割合は、それぞれ4.6%、21.8%となっており、2

0年度に比べて減少していた。

(6) ねんきんネットの活用等

ア ねんきんネットの概要等

「ねんきんネット」は、年金記録問題を解決するなどのため、紙台帳等とオンライン記録との突合せ等の機構等の能動的な取組に加えて、被保険者等の側から常に年金記録を確認できる仕組みとして、従来の「年金個人情報提供サービス」^(注13)の機能を拡充して23年2月に導入された。

「ねんきんネット」は、当初、機構のホームページを通じ被保険者等の側から容易に年金加入状況、保険料納付状況等の年金記録を確認するシステムとしてスタートしたが、①被保険者等からの情報提供が未解明の年金記録等の重要な解決手段となること、②裁定を待たずにより直近の年金記録を確認できるため年金記録問題の再発防止対策として有効であること、③年金記録の確認等に年金事務所等を介さないなど年金事務の効率化が図れることなどから、図表1-31のとおり、徐々に機能を拡充することにより、利用者の増大が図られてきている。

そして、「ねんきんネット」の導入や機能拡充等に要した経費は、厚生労働省と機構とを合わせて計63億1013万余円（25年度末）であり、国から機構に交付される運営費交付金も含めて、全て租税収入等の国の財源によって賄われている。

(注13) 年金個人情報提供サービス 年金相談等に対応するため平成18年3月から社会保険庁に導入されたシステム

図表1-31 「ねんきんネット」の機能拡充状況

リリース	時 期	主 な 拡 充 内 容
第1次	平成23年 2月	・年金記録の照会 ・年金未加入の期間等を強調表示 ・「アクセスキー」によるユーザーIDの即時発行
第2次	23年10月	・被保険者の年金見込額試算 ・国民年金の特殊台帳とオンライン記録の突合せで誤りのある可能性のある死亡者記録の検索
第3次	24年 4月 6月 8月	・「ねんきん定期便」の電子化 ・年金支払に関する通知書の電子化 ・追納や後納等の可能月数と納付額の確認
第4次	25年 1月 4月	・未統合記録の検索 ・電子版「公的年金等の源泉徴収票」 ・市町村情報照会システムの統合 ・年金受給者の年金見込額試算
第5次	25年度末から 26年度にかけて	・年金記録の一覧表示 ・届書の作成支援 ・未統合記録の検索対象の追加 ・スマートフォン等のモバイル機器への対応

イ ねんきんネットの利用状況

前記のとおり、機構は、「ねんきんネット」の機能を、23年2月の導入以降、徐々に拡充している。機能拡充による利用者の増加状況について月平均のユーザーID発行件数でみると、第1次から第4次までの「ねんきんネット」の各リリース後の月平均ユーザーID発行件数は、図表1-32のとおり、それぞれ約5.1万件、約7.1万件、約6.6万件、約9.4万件となっており、第3次リリース後に減少したが、第4次リリース後には、25年1月から実施した「気になる年金記録、再確認キャンペーン」との相乗効果もあって増加に転じていた。

そして、「ねんきんネット」の総利用者数であるユーザーID発行件数は、25年度末現在で計約280.4万件、23年2月から26年3月までの間の月平均では約7.5万件となっていた。なお、機構の第3次リリースのシステム基本計画書に記載された「ねんきんネット」の対象者数は25年度で934万人とされている。

また、主な機能別の月平均利用件数は、「年金記録の照会」で約19.4万件、「見込額試算」で約6.8万件、「電子版ねんきん定期便のダウンロード」で約3.2万件、「未統合記録の検索」で約1.4万件となっていた。

そして、機構は、「電子版ねんきん定期便のダウンロード」の機能追加に伴い、「ねんきん定期便」の郵送の要・不要を登録できる機能を追加したことから、25年度末現在に意向を確認できた131.4万人のうち「ねんきん定期便」の郵送を不要としたユーザーの数は、約13.7万人（10.5%）程度となっていた。

図表1-32 「ねんきんネット」の利用実績（平成25年度末現在）（単位：件）

リリース	ユーザーID 発行件数	ログイン件数	年金記録の照会 件数	見込額試算の利 用件数	電子版ねんきん 定期便のダウン ロード件数	未統合記録の検 索件数
第 1次	358,257 (51,179)	616,844 (88,120)	647,734 (92,533)	—	—	—
第 2次	426,900 (71,150)	960,358 (160,059)	779,268 (129,878)	206,954 (34,492)	—	—
第 3次	601,985 (66,887)	2,136,496 (237,388)	1,267,558 (140,839)	482,253 (53,583)	207,488 (23,054)	—
第 4次	1,416,985 (94,465)	6,418,566 (427,904)	4,504,545 (300,303)	1,374,363 (91,624)	580,340 (38,689)	221,108 (14,740)
計	2,804,127 (75,787)	10,132,264 (273,844)	7,199,105 (194,570)	2,063,570 (68,785)	787,828 (32,826)	221,108 (14,740)

(注) ()は月平均件数

ウ 市区町村との連携

年金局は、「ねんきんネット」の運用開始に併せて、インターネット環境がない者に、市区町村窓口で「ねんきんネット」を利用した年金記録の提供を行えるよう、市区町村に対して「ねんきんネット」を利用するための市区町村用のユーザーIDの取得や端末の導入等を要請している。

25年度末現在、機構から「ねんきんネット」のユーザーIDを取得した市区町村は、989市区町村（ID発行数2,264件）となっており、端末の設置場所がない、厚生年金等の知識がないなどの理由で、全国1,742市区町村の56.8%にとどまっていた。そして、市区町村における年金記録の照会件数は58,625件となっており、26年3月の1市区町村当たりの照会件数は5.9件となっていた。

前記のとおり、「ねんきんネット」は、未解明の年金記録等の解決手段、年金記録問題の再発防止策及び年金事務の効率化策として期待されている。一方、年金記録問題への対応の集中処理期間が終了したことで、26年度以降、年金記録問題への対策費は減少していくことが見込まれることから、今後は、新たな機能の追加だけでなく、既存の機能をより一層有効活用することが重要である。

(7) 被保険者等の自主点検を促す施策

ア 「気になる年金記録、再確認キャンペーン」

機構は、前記の「ねんきんネット」の活用等のほか、25年1月から26年3月までの間、自身の年金記録に「漏れ」や「誤り」がないか気になる者に対して、再度、年金記録を確認し心当たりの記憶を申し出てもらうために、「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を実施していた。

機構は、上記のキャンペーンにより、図表1-33のとおり、年金受給者等に対して「年金記録確認のお願い」等の約3545万枚のはがきを送付したり、被保険者に対して「ねんきん定期便」の約6551万枚にキャンペーンの案内を盛り込んだりして、前記の「ねんきんネット」による未統合記録の検索を働きかけたり、年金記録の漏れのチェックポイントを活用した年金記録の確認を求めたりしていた。

また、機構は、新聞、機構のホームページ等への掲載、市区町村等の関係機関約1,800団体等にポスター（約7万枚）、パンフレット（約331万枚）を配布するなどの方法により年金記録の確認の呼びかけを行ったほか、市区町村の生活保護担当部局等の協力を得て、生活に困った高齢者等を対象に、生活相談の窓口における年金

記録の発見の支援も行っていた。

図表1-33 「気になる年金記録、再確認キャンペーン」による各種お知らせの送付状況（平成26年3月末現在）

お知らせ名等	送付期間	対象者等	送付等数
「年金記録確認のお願い」	25年2月～10月	年金受給者	千枚 33,112
「ねんきん記録確認のお願い ・住民票コード登録のお願い」	25年8月	年金受給待機者	2,345
小計			35,457
「ねんきん定期便」	25年4月～26年3月	被保険者	65,517
計			100,974
ポスター		25団体 1,783市等	74
パンフレット		27団体 1,785市等	3,317
計			3,391

なお、上記のキャンペーンは、25年度末に終了したが、年金記録問題の解決には、被保険者等への働きかけにより被保険者等に自らの年金記録を確認してもらうことが重要である。このため、機構は、26年度以降も「ねんきん定期便」等による本人への働きかけや「ねんきんネット」の充実等を継続するとともに、年金機能強化法により、27年10月に予定されている年金受給資格期間の短縮（25年から10年へ）に際し行う広報で国民への働きかけを行うことを予定している。

イ 年金記録回復の具体的事例の公表

機構は、被保険者等の自主点検を促すなどの目的で、22年4月から24年3月までの間、年金記録回復事例のうち年金の増加金額が大きい上位10ケースの事例を毎週公表するとともに、1,000件の事例が集積されたところで、これらの事例を分析し、どのようなケースで年金記録が見つかり、年金の増額につながっているか整理して、図表1-34のとおり、その結果を公表している。

この分析は、年金の増加金額が大きい事例を抽出して分析したものであり、これまでに回復した年金記録全体の傾向を示すものではないが、一つの指標として有意義なものと考えられる。

これによれば、ねんきん特別便、受給者便等の各種便を判明の契機としたものの割合が高くなっており、機構等からの能動的な働きかけが年金記録の回復に結びつ

いていることが確認できる一方、年金相談によるものも全体の27.2%と相当数見受けられることから、年金受給者等からの申出が年金記録の回復のために有効であることがうかがえる。

図表1-34 年金記録回復の具体的事例（1,000事例）の分析
(機構ホームページより引用)

① 記録の状態	件数	割合	② 判明した契機	件数	割合
転職等による複数手帳保有者	837件	36.1%	ねんきん特別便	870件	37.5%
旧姓名	719件	31.0%	年金相談	632件	27.2%
氏名(読み仮名)相違	476件	20.5%	受給者便	350件	15.1%
生年月日相違	217件	9.3%	黄色便	348件	15.0%
報酬相違	33件	1.4%	グレー便	93件	4.0%
加入期間相違	16件	0.7%	総務大臣(第三者委員会)あっせん	15件	0.7%
総務大臣(第三者委員会)あっせん	15件	0.6%	紙台帳とコンピュータの突合後の通知	8件	0.3%
年金事務所段階における回復基準	8件	0.3%	ねんきん定期便	5件	0.2%
計	2,321件	100.0%	計	2,321件	100.0%

注(1) 1事例の中で、記録の状態が複数ある事例もあることから事例数（1,000事例）と件数の合計（2,321件）が異なる。

注(2) ②判明した契機の表は①記録の状態の表の件数を判明した契機ごとに分類したものである。

(8) 機構における契約方式、入札の状況等について

ア 機構の契約方式等

(ア) 機構の契約方式の概要

機構の支出の原因となる契約は、租税収入等及び保険料が支払の財源として充てられていることから、最も効率的な使用となるように、契約相手方の選定が適切に行われるなどの必要がある。

機構は、前記のとおり、中期計画及び年度計画を策定しており、これらの計画では、事業運営の効率化の取組の一つとして、契約の競争性及び透明性の確保並びにコストの削減に努め、競争入札（総合評価方式を含む。以下同じ。）による調達を徹底することとしている。

機構の契約相手方の選定方法、すなわち、その契約方式については、日本年金

機構会計規程（平成22年1月1日規程第50号。以下「会計規程」という。）によれば、一般競争契約及び随意契約があり、随意契約によることができるとされているのは、①契約の性質又は目的により一般競争入札によることが適当ではないと認められる場合、②緊急の必要により一般競争入札によることができないと認められる場合、③一般競争入札によることが不利と認められる場合、④契約に係る予定価格が少額である場合、⑤一般競争入札を行った場合において、入札者がいない場合、⑥一般競争入札を行った場合において、再度入札を行っても落札者がいない場合であるとされている。

そして、一般競争入札のうち、契約の性質及び目的に応じ、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることが適当であると認める契約については、入札価格に加え、性能、機能、技術等を総合的に評価するなどの総合評価方式によることができることとなっている。

また、日本年金機構契約事務取扱細則（平成22年1月1日細則第20号）によれば、前記①の随意契約による場合で、契約の競争性及び透明性を確保するため必要があると認める場合には、複数の者から企画、技術の提案等をさせて契約の相手方を選定する企画競争方式によるよう努めることとされている。

さらに、「機構本部において公募を行う場合の手続き（指示・依頼）」（平成24年3月28日調達指2012-12）において、公募の契約方式について定めており、公募には、契約の相手方を選定するための通常の公募と契約の相手方の有無を確認するための調査の公募がある。通常の公募は、原則として、書籍の購入等のように価格変動要素がなく、複数の履行可能業者が存在する場合に実施し、公募方式による調達の公示を機構ホームページ等に掲載し、参加の意思表示をした相手方と契約する方式である。調査の公募は、価格変動要素があり、履行可能業者の有無の調査を行う場合に実施し、調査の公募の公示を機構ホームページ等に掲載して、参加の意思表示をした相手方が複数の場合は一般競争入札、企画競争等により、参加の意思表示をした相手方が1者の場合は随意契約により、その相手方と契約する方式である。

(イ) 機構における契約の適正を確保するための体制

会計規程等によれば、機構は、契約の締結に当たって、契約業務の適正化及び透明性の確保を図るため、機構本部に人事・会計部門担当理事を委員長とする調

達委員会及び各ブロック本部にブロック本部長を委員長とする契約審査会を設置することとされている。そして、概算所要見込額が1億円以上又は総合評価方式による競争契約、(ア)の④から⑥までを除く随意契約（以下「少額等以外の随意契約」という。）等について契約方式等の審査を実施し、少額等以外の随意契約のうち、概算所要見込額が500万円以上のものについては、調達委員会等で審査後、監事及び理事長に契約締結前に報告することとされている。

また、機構が締結する契約が適正に行われるよう監視するために、機構本部に監事及び外部委員で組織する契約監視委員会を設置して、同委員会が抽出した調達案件、監事及び理事長に契約締結前に報告された随意契約の事後審査並びに点検等について審議することとなっている。

イ 年金記録問題への取組のために締結した契約の事項別の内容等

機構が22年1月1日から26年3月31日までの間に年金記録問題への取組のために契約を締結し、同日までに年金記録問題対策に関する経費として国から交付を受けた運営費交付金を充てて支払を行った契約計462件（支出済額計1444億0537万余円）について、事項別に示すと、図表1-35のとおりとなっていて、契約件数及び支出済額は、紙台帳等とオンライン記録との突合せ関係が計399件（支出済額計1433億0113万余円）と最も多くなっていた。

図表1-35 年金記録問題への取組のために締結した契約の事項別件数、支出済額
(単位：件、千円)

事項別の内容	平成21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		計	
	件数	支出済額	件数	支出済額	件数	支出済額	件数	支出済額	件数	支出済額	件数	支出済額
ねんきん特別便等関係 (各種便の送付、専用ダイヤル、顧客への回答の処理等)	1	137,746	0	-	1	132	10	43,587	6	6,502	18	187,968
紙台帳等とオンライン記録との突合せ関係(紙台帳検索システムの構築、突合せ作業、国民年金特殊台帳との突合せ等)	1	3,412	84	21,594,778	114	60,342,858	111	47,301,171	89	14,058,917	399	143,301,138
「ねんきんネット」関係(システム構築等)	0	-	3	270,196	13	4,598	19	148,914	10	492,555	45	916,265
計	2	141,159	87	21,864,975	128	60,347,590	140	47,493,672	105	14,557,975	462	144,405,373

(注) 支出済額の年度区分は、契約の相手方に支払を行った年度で整理している。一方、同様に事項別の内容で区分している図表1-48は、機構の決算（損益計算書ベース）により年度区分しており、年度の決算において費用と計上されているものの中には翌年度に支払を行っているものがある。このように年度区分が同一でないなどのために、支出済額と図表1-48の経費の金額とは一致しない。

ウ 契約方式の適用状況等

機構が締結した上記の契約について契約方式別の件数及び支出済額は、図表1-36

のとおり、一般競争契約が計118件、計242億5255万余円、随意契約（企画競争、公募によるものを含む。以下同じ。）が計344件、計1201億5281万余円となっていた。全体に占める件数、支出済額の割合は、一般競争契約が件数で25.5%、支出済額で16.8%、随意契約が件数で74.5%、支出済額で83.2%となっていた。

図表1-36 契約方式別の件数、支出済額等 (単位：件、%、千円)

契約方式	平成21年度				22年度				23年度			
	件数	割合	支出済額	割合	件数	割合	支出済額	割合	件数	割合	支出済額	割合
一般競争契約	0	0	-	0	50	57.5	19,652,712	89.9	17	13.3	2,923,499	4.8
随意契約	2	100	141,159	100	37	42.5	2,212,262	10.1	111	86.7	57,424,090	95.2
計	2	100	141,159	100	87	100	21,864,975	100	128	100	60,347,590	100

契約方式	24年度				25年度				計			
	件数	割合	支出済額	割合	件数	割合	支出済額	割合	件数	割合	支出済額	割合
一般競争契約	32	22.9	783,957	1.7	19	18.1	892,385	6.1	118	25.5	24,252,555	16.8
随意契約	108	77.1	46,709,715	98.3	86	81.9	13,665,590	93.9	344	74.5	120,152,817	83.2
計	140	100	47,493,672	100	105	100	14,557,975	100	462	100	144,405,373	100

エ 競争性のある契約の割合

機構は、第1期中期計画（22年1月1日から26年3月31日までの期間に係る中期計画をいう。）及び同期間における各事業年度の年度計画で、随意契約によることができる契約予定価格が少額のものを除く契約のうち、競争入札の契約件数が占める割合（以下「競争入札の割合」という。）について80%以上の水準を確保することを目指すこととしている。そして、前記のとおり、厚生労働大臣は、機構の業務実績について評価を行うこととされていることから、機構は、毎事業年度、業務実績報告書を厚生労働大臣に提出していて、競争入札の割合の実績についても報告している。

上記の競争入札の割合は、機構が当該事業年度に締結する契約全体で算出されるものであり、一部の契約のみを対象に算出することは想定されていないものの、機構において、年金記録問題対策に関する経費として支出された額は多額であることなどから、図表1-35の年金記録問題への取組のための契約から契約予定価格が少額のものを除く契約についての競争入札の割合（以下「年金記録問題契約分の競争割合」という。）をみると、図表1-37のとおり、第1期中期計画期間で33.8%となっていた。

図表1-37 年金記録問題契約分の競争割合

(単位：件、%)

競争入札の割合	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
競争入札の件数 a	0	50	10	27	11	98
随意契約の件数 b	2	23	70	58	39	192
契約件数(a+b) c	2	73	80	85	50	290
競争入札の割合(a/c)	0.0	68.5	12.5	31.8	22.0	33.8

なお、機構が締結した契約全体の競争入札の割合（以下「契約全体の競争割合」という。）について、22年度から25年度までのものは各事業年度の業務実績報告書に基づき、21年度の場合は機構からの報告に基づき、それぞれ示すと、図表1-38のとおり、第1期中期計画期間で63.7%となっていた。

図表1-38 契約全体の競争割合

(単位：件、%)

競争入札の割合	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
競争入札の件数 a	72	1,143	1,061	1,030	864	4,170
随意契約の件数 b	55	574	595	636	518	2,378
契約件数(a+b) c	127	1,717	1,656	1,666	1,382	6,548
競争入札の割合(a/c) (注)	56.7	66.6	64.1	61.8	62.5	63.7

(注) 前記のとおり、第1期中期計画等において、機構は、契約予定価格が少額のものを除いた競争入札の割合について80%以上の水準を目指すとしていたが、第1期中期計画期間で契約全体の競争割合は63.7%となるなどしていた。

機構は、平成21年度から25年度までの業務実績報告書において、上記の各事業年度の契約全体の競争割合(a/c)の数値を示すとともに、契約予定価格が少額のものに加えて、事務室等の賃貸借の更新契約等の契約の性質等から随意契約によることがやむを得ないものを除くなどした補正後の競争入札の割合(21年度79.1%、22年度84.1%、23年度83.0%、24年度83.6%、25年度81.9%)をみて、目標の水準に達していると自己評価していた。そして、厚生労働省においても、機構の各年度の業務実績の評価において、機構の補正後の競争入札の割合等に基づき、「概ね計画を達成できているものと認められる。」としていた。

上記のとおり、第1期中期計画期間における契約全体の競争割合が63.7%となっているのに対し、年金記録問題契約分の競争割合は33.8%となっていた。これは、22年度に総合評価方式で契約した紙台帳等とオンライン記録との突合せ業務委託について、23年度以降も同じ契約相手方に随意契約により業務を委託したことなどによると思料される。

オ 一般競争契約の入札実施状況

機構が締結した前記の年金記録問題への取組のための一般競争契約について、21年度から25年度までの間の事項別の入札者数をみると、図表1-39のとおり、1者入札となっている契約が計25件見受けられた。なお、「ねんきんネット」関係において

て、入札者数が5者以上となっている契約の割合が高くなっていた。

図表1-39 一般競争契約の事項別の入札者数 (単位：件)

事項別の内容	平成21年度			22年度			23年度			24年度			25年度			計		
	入札者数の区分			入札者数の区分			入札者数の区分			入札者数の区分			入札者数の区分			入札者数の区分		
	1者	2～4者	5者以上	1者	2～4者	5者以上	1者	2～4者	5者以上	1者	2～4者	5者以上	1者	2～4者	5者以上	1者	2～4者	5者以上
ねんきん特別便等関係(各種便の送付、専用ダイヤル、顧客への回答の処理等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	1	0	0	2	0	4
紙台帳等とオンライン記録との突合せ関係(紙台帳検索システムの構築、突合せ作業、国民年金特殊台帳との突合せ等)	0	0	0	9	11	29	5	11	0	3	12	4	5	7	2	22	41	35
「ねんきんネット」関係(システム構築等)	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	6	0	0	4	1	2	11
計	0	0	0	9	12	29	5	11	1	5	13	14	6	7	6	25	43	50

カ 随意契約の適用理由

機構が締結した前記の年金記録問題への取組のための随意契約について、21年度から25年度までの間の随意契約の適用理由別にみると、図表1-40のとおり、件数及び支出済額とも、①契約の性質又は目的により一般競争入札によることが適當ではないと認められる場合が計251件、計1198億4043万余円となっていて最も多く、全体に占める割合も、件数で73.0%、支出済額で99.7%を占めていた。これは、紙台帳等とオンライン記録との突合せ業務委託等の契約金額が比較的高いものを①の適用理由に該当するものとしていることによる。

図表1-40 随意契約の適用理由別の件数、支出済額等 (単位：件、%、千円)

随意契約の適用理由	平成21年度				22年度				23年度			
	件数	割合	支出済額	割合	件数	割合	支出済額	割合	件数	割合	支出済額	割合
①契約の性質又は目的により一般競争入札によることが適当ではないと認められる場合	2	100	141,159	100	31	83.8	2,209,134	99.9	77	69.4	57,409,926	100.0
②緊急の必要により一般競争入札によることができないと認められる場合	0	0	-	0	0	0	-	0	1	0.9	132	0.0
③一般競争入札によることが不利と認められる場合	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0
④契約に係る予定価格が少額である場合	0	0	-	0	6	16.2	3,128	0.1	32	28.8	7,966	0.0
⑤一般競争入札を行った場合において、入札者がいない場合又は⑥一般競争入札を行った場合において、再度入札を行っても落札者がいない場合	0	0	-	0	0	0	-	0	1	0.9	6,065	0.0
計	2	100	141,159	100	37	100	2,212,262	100	111	100	57,424,090	100

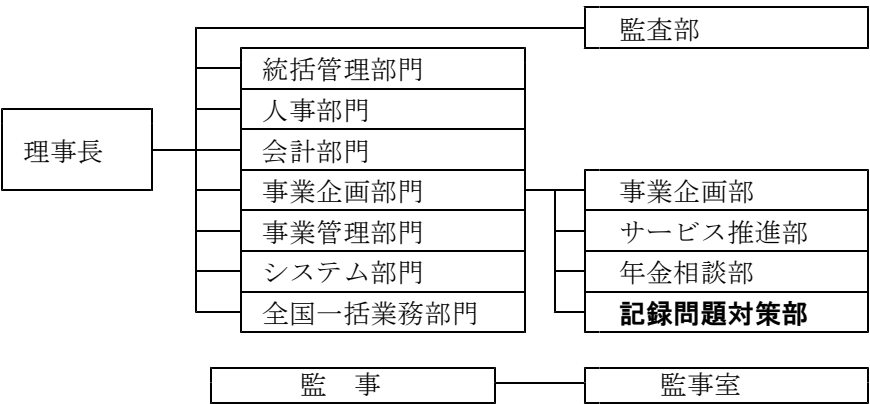
随意契約の適用理由	24年度				25年度				計			
	件数	割合	支出済額	割合	件数	割合	支出済額	割合	件数	割合	支出済額	割合
①契約の性質又は目的により一般競争入札によることが適当ではないと認められる場合	78	72.2	46,525,398	99.6	63	73.3	13,554,820	99.2	251	73.0	119,840,439	99.7
②緊急の必要により一般競争入札によることができないと認められる場合	0	0	-	0	0	0	-	0	1	0.3	132	0.0
③一般競争入札によることが不利と認められる場合	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0
④契約に係る予定価格が少額である場合	27	25.0	12,415	0.0	22	25.6	7,024	0.1	87	25.3	30,534	0.0
⑤一般競争入札を行った場合において、入札者がいない場合又は⑥一般競争入札を行った場合において、再度入札を行っても落札者がいない場合	3	2.8	171,900	0.4	1	1.2	103,745	0.8	5	1.5	281,711	0.2
計	108	100	46,709,715	100	86	100	13,665,590	100	344	100	120,152,817	100

(9) 機構における年金記録問題への取組の体制

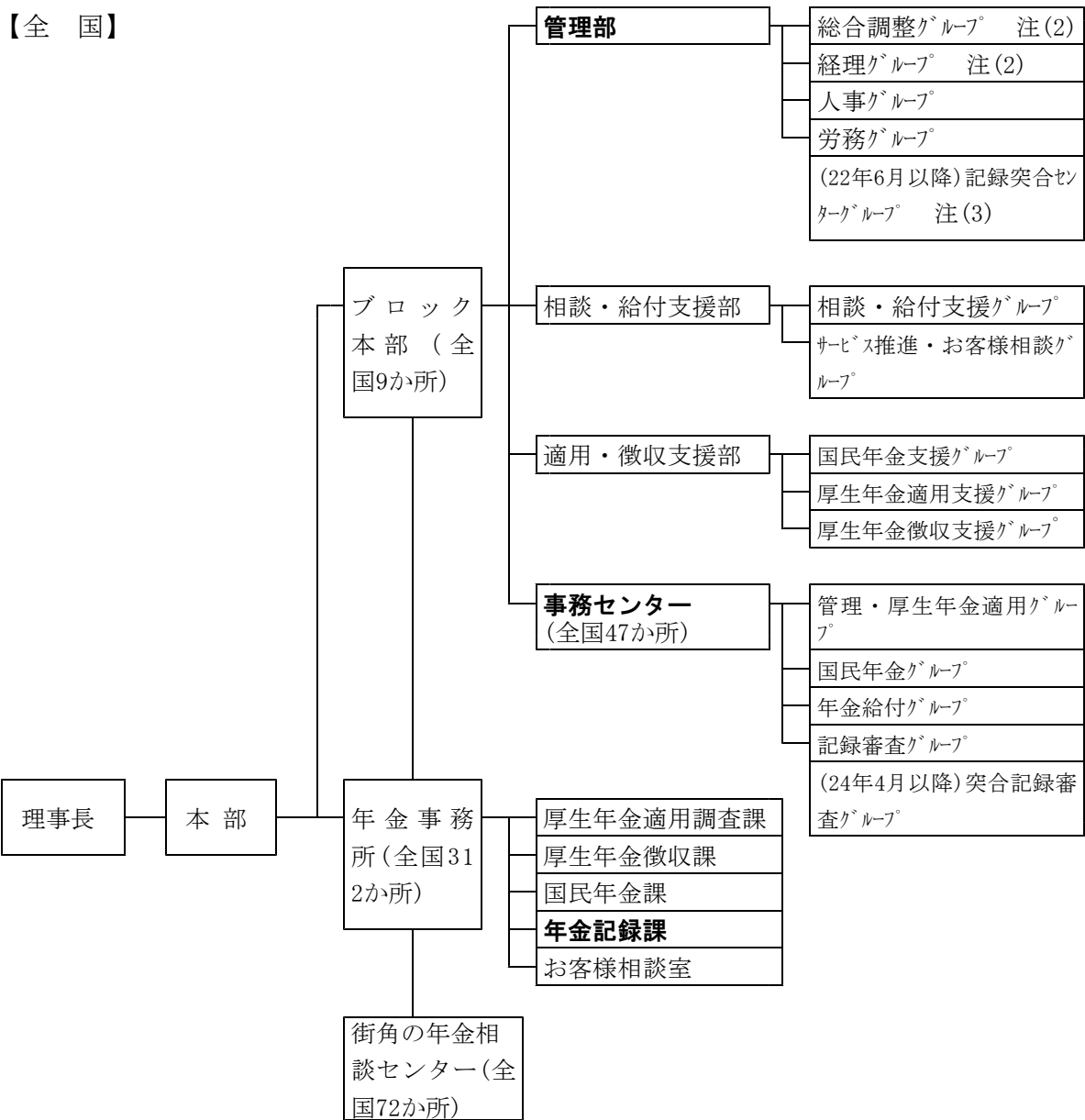
機構は、本部、9ブロック本部及び312年金事務所により組織されていて、各ブロック本部の下に事務センターが置かれている。そして、年金記録問題への主要な取組の集中処理期間の組織体制は、図表1-41のとおりとなっている。

図表1-41 集中処理期間における機構の組織図

【本 部】



【全 国】



注(1) 機構の組織については、適宜変遷しており、本図表は、原則として、平成26年3月31日現在の組織図

である。

注(2) 管理部総合調整グループと経理グループとが同一グループになっているブロック本部もある。

注(3) 記録突合センターグループは、25年12月末で廃止されている。

機構本部は、統括管理、人事、会計、事業企画、事業管理、システム、全国一括業務（26年4月以降は年金給付業務）の各部門の下に部を配置し、機構という全国組織の本部としての各種業務を行っている。そして、ブロック本部は、機構本部の指示を年金事務所に徹底し、年金事務所の業務を支援するために設置され、管内の事務センター及び年金事務所が行う業務に対する指導・支援、進捗管理、派遣職員等の作業要員の確保、管内地域に係る調達・契約等の業務を行っている。また、事務センターは、届書等の審査、入力、通知書等の作成、発送等の対面を必要としない業務を集約して行っており、年金事務所は、適用事業所等の調査や保険料の強制徴収、年金相談等の対人業務を行っている。このような体制により、機構は効率的に業務運営を行うこととしている。

機構は、前記のとおり、年金記録問題への主要な取組を25年度をもって終了することとしている。そして、機構の人員については、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」（平成20年7月29日閣議決定。以下「基本計画」という。）によれば、機構の設立時の人員数は、総数17,830人程度とし、うち10,880人程度を正規職員、6,950人程度を有期雇用職員とするとされている。

(注14)

機構の職員の定員数をみると、22年1月の機構設立時は、正規職員10,880人、准職員、^(注15)特定業務契約職員等（以下、両者を合わせて「有期雇用職員」という。）12,534人となっていたが、25年度では、正規職員10,880人、有期雇用職員14,787人となっており、正規職員の数は設立時と変わっていないものの、有期雇用職員の数は増加していた。

これは、基本計画において、「現下のいわゆる年金記録問題への対応については、現在、その問題解決に向け、政府において鋭意取組を進めている。一方、本基本計画で示した機構の必要人員数は、通常想定される業務をベースにしている。年金記録問題への対応として、一定期間、一定程度の人員・体制がなお必要となる場合も、まずは既定の人員の枠内で最大限の工夫を行うものとし、それでも対応が困難である場合でも、できる限り、外部委託や有期雇用の活用などにより対応するものとする。」とされていて、正規職員の定員数には、年金記録問題への取組に対応するための職員は考慮されていないため、機構設立以降、年金記録問題への取組等に要する人員として、図表1-42のとおり、多くの有期雇用職員が予算措置されたためであった。そして、こ

の年金記録問題への取組のために予算措置された有期雇用職員の中には、年金記録問題に従事することになった正規職員が行っていた厚生年金保険や国民年金の適用・徴収業務等を代わって行わせるための有期雇用職員が含まれていた。

(注14) 准職員 オンラインシステムの刷新等による業務の集約化、業務処理のシステム化による合理化等により機構設立後に削減が予定されている業務に主として従事させるため、労働契約の期間の定めのある職員として雇用された者

(注15) 特定業務契約職員 特定の業務に従事させるため、労働契約の期間の定めのある職員として雇用された者

図表1-42 年金記録問題への取組等のために職員を特別に配置する予算措置が行われた有期雇用職員数の推移

(単位：人)

区分 \ 年度		平成21	22	23	24	25
准職員	年金記録問題対応	0	1,296	1,417	1,634	1,790
	適用・徴収関係	0	1,917	2,377	2,341	2,341
	計	0	3,213	3,794	3,975	4,131
特定業務契約職員等	年金記録問題対応	7,661	11,460	1,747	762	1,199
	適用・徴収関係	0	624	624	624	624
	計	7,661	12,084	2,371	1,386	1,823
合 計		7,661	15,297	6,165	5,361	5,954

(注) 短期間の従事者も1人として計算している。

機構における年金記録問題への取組に当たっては、上記のように、正規職員の定員数を増加させるのではなく、有期雇用職員の定員数を増加させることにより対応していた。

そして、年金記録問題への取組に従事した職員の実人員数は、機構によれば、各部署の業務の進捗状況に応じて、他の部署から応援の職員を異動させたり、有期雇用職員を年度途中で増員したりして年金記録問題への取組を行っていることなどから、これを全体的に算出することは困難であるとしている。

これを踏まえ、機構全体の各時点における実人員数についてみると、図表1-43のとおり、22年1月の機構設立時は、正規職員10,556人、有期雇用職員6,720人となっていたが、25年6月時点では、正規職員10,911人、有期雇用職員14,407人となっており、実人員数において、有期雇用職員数は、年金記録問題への取組等による増員もあって

機構設立時と比べて2倍以上となっていた。

図表1-43 正規職員等の実人員数の推移

(単位：人)

年月日		平成 22. 1. 1 (設立時点)	22. 6. 1	23. 6. 1	24. 6. 1	25. 6. 1
区分						
正規職員		10,556	10,704	10,712	10,797	10,911 注(1)
有期 雇用 職員	准職員	1,458	2,947	4,474	4,810	4,744
	特定業務契約職員等	5,262	11,226	11,554	9,956	9,663
	計	6,720	14,173	16,028	14,766	14,407
合 計		17,276	24,877	26,740	25,563	25,318

注(1) 定員数(10,880人)を超えているのは、年度中の退職者の発生を見越しているためである。

注(2) 短期間の従事者も1人として計算している。

注(3) 年金記録問題対応のために予算措置が行われた図表1-42の有期雇用職員数を含んでいる。

これは、年金記録問題への取組には専門的知識や経験を有する職員が必要であることから、機構の推計によれば、図表1-44のとおり、多くの正規職員が年金記録問題に従事し、厚生年金保険や国民年金の適用・徴収業務等の経常業務に従事する正規職員が不足して、これを補充するための有期雇用職員が配置されたためであった。

図表1-44 年金記録問題に従事している正規職員数の推移(機構推計)

(単位：人)

年月	平成 22年10月	23年10月	24年10月	25年10月
区分				
ブロック本部	83	410	193	43
事務センター	416	386	655	917
年金事務所	1,053	707	569	597
計	1,552	1,503	1,417	1,557

(注) 年金記録問題関係とその他の業務を兼務している者については、その業務量に応じて機構が案分して算出している。なお、機構本部については、年金記録問題に従事している正規職員数の調査を行っていないため不明であるとしている。

また、機構における年金記録問題への取組を行っている部署についてみると、機構本部の「記録問題対策部」で年金記録問題に係る対策の企画立案、実施、進捗管理、厚生労働省との調整、関係機関への協力依頼等を行っていた。

そして、ブロック本部の「管理部 総合調整グループ」、事務センターの「記録審

査グループ」及び年金事務所の「年金記録課」がそれぞれ年金記録問題への取組を行っていて、紙台帳等とオンライン記録との突合せ関係の業務を行うために22年6月以降、ブロック本部の管理部に「記録突合センターグループ」が、24年4月以降、事務センターに「突合記録審査グループ」がそれぞれ設置されていた。これらの部署の主な業務内容は図表1-45のとおりである。

図表1-45 年金記録問題への取組を行っている部署及び主な業務内容

機構組織	部・グループ	主な業務内容
ブロック本部	管理部 総合調整グループ 注(1) 注(2)	- 年金記録問題の総合的進捗管理・調整 - コンプライアンス・リスク対策の徹底
	管理部 記録突合センターグループ	- 管内の記録突合センターにおいて紙台帳等とオンライン記録との突合せを実施すること - 記録突合業務の状況把握、分析、ブロック本部への報告及び調整に関すること
事務センター	記録審査グループ	- 基金の管理する記録との突合せに関すること - 年金記録の訂正に関すること - 年金記録の補正に関すること - 第三者委員会への進達に係る審査及び調整に関すること
	突合記録審査グループ	- 訂正審査に関すること - 年金受給見込額の試算に関すること - 本人確認の通知書の作成に関すること - 困難事例への対応に関すること
年金事務所	年金記録課	年金記録問題対応の事実調査確認等

注(1) 管理部 総合調整グループと経理グループとが同一グループになっているブロック本部もある。
 注(2) 管理部 総合調整グループは、機構の経営方針に基づくブロック本部管内の業務運営等に関する総合管理、定員管理等の業務を主に行っており、図表に示した年金記録問題への取組に関する業務をその一部として担当している。

そして、前記の機構の各部署に配分された職員の定員数の推移は図表1-46のとおりとなっていて、各部署では、この定員数の範囲内で実際に職員を配置するなどして年金記録問題への取組を行っていた。

図表1-46 年金記録問題への対応に係る担当部署別の職員の定員数の推移

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
機構本部	記録問題対策部 ＜通常分＞ 正・准:20人 アシスタント:3人	＜通常分＞ 正・准:20人 アシスタント:3人 ＜記録分＞ 准:47人	＜通常分＞ 正・准:18人 アシスタント:3人 ＜記録分＞ 准:56人 アシスタント:3人	＜通常分＞ 正・准:20人 特定:1人 アシスタント:3人 ＜記録分＞ 准:30人 特定:15人 アシスタント:3人	＜通常分＞ 正・准:20人 特定:1人 アシスタント:3人 ＜記録分＞ 准:49人 特定:27人
ブロック本部	管理部 総合調整グループ		記録突合センターグループ ＜通常分＞ 正・准:150人 特定:1人 ＜記録分＞ 准:543人 特定:14人	＜記録分＞ 准:313人 特定:70人	＜記録分＞ 准:151人 特定:25人
事務センター	記録審査グループ ＜通常分＞ 正・准:382人 特定:82人 アシスタント:16人 ＜記録分＞ 特定:771人	＜通常分＞ 正・准:374人 特定:75人 アシスタント:7人 ＜記録分＞ 准:590人 特定:728人	＜通常分＞ 正・准:407人 特定:57人 ＜記録分＞ 准:406人 特定:911人	＜通常分＞ 正・准:327人 特定:56人 ＜記録分＞ 准:339人 特定:613人 突合記録審査グループ ＜通常分＞ 正・准:19人 特定:8人 ＜記録分＞ 准:528人 特定:323人	＜通常分＞ 正・准:296人 特定:61人 ＜記録分＞ 准:203人 特定:421人 ＜通常分＞ 正・准:60人 特定:14人 ＜記録分＞ 准:743人 特定:552人
年金事務所	年金記録課 ＜通常分＞ 正・准:238人 特定:14人 ＜記録分＞ 特定:949人	＜通常分＞ 正・准:298人 特定:81人 ＜記録分＞ 准:218人 特定:983人	＜通常分＞ 正・准:362人 特定:110人 ＜記録分＞ 准:156人 特定:843人	＜通常分＞ 正・准:385人 特定:179人 ＜記録分＞ 准:41人 特定:277人	＜通常分＞ 正・准:270人 特定:194人 ＜記録分＞ 准:39人 特定:115人
合計	＜通常分＞ 正・准:640人 特定:96人 アシスタント:19人 ＜記録分＞ 特定:1,720人	＜通常分＞ 正・准:692人 特定:156人 アシスタント:10人 ＜記録分＞ 准:855人 特定:1,711人	＜通常分＞ 正・准:937人 特定:168人 アシスタント:3人 ＜記録分＞ 准:1,161人 特定:1,768人 アシスタント:3人	＜通常分＞ 正・准:751人 特定:244人 アシスタント:3人 ＜記録分＞ 准:1,251人 特定:1,298人 アシスタント:3人	＜通常分＞ 正・准:646人 特定:270人 アシスタント:3人 ＜記録分＞ 准:1,185人 特定:1,140人

注(1) 表中の「正」は正規職員、「准」は准職員、「特定」は特定業務契約職員、「アシスタント」はアシスタント契約職員をそれぞれ示している。

注(2) 年度当初の定員である。

注(3) 「通常分」は、年金記録問題対応を含まない通常業務分として予算措置された職員のうち年金記録問題担当部署に配分された職員の定員数であり、「記録分」は、年金記録問題対応として予算措置された職員のうち年金記録問題担当部署に配分された職員の定員数である。

注(4) 「アシスタント契約職員」は、主として補助的な業務に従事させるため、労働契約の期間の定めのある職員として雇用された者である。

注(5) 87ページ図表1-42の有期雇用職員数を超えているものがあるのは、予算措置された人員数を基に、各年金事務所の進捗状況や職種割合等を考慮した上で、准職員の予算を特定業務契約職員に振り替える等の措置を講じたためである。

注(6) 管理部 総合調整グループは、年金記録問題への取組に特化した部署ではないため、同グループに係る職員の定員数は記載していない。

機構設立の22年1月から年金記録問題への集中取組の最終年度である25年度までの間の機構の組織、職員の配置状況については、以上のとおりとなっていたが、機構によれば、その職員の配置は、日本年金機構組織規程（平成22年1月1日規程第2号）等により、原則として次のとおり行われていた。

各年度の開始前に、本部からブロック本部の本部長に対して、当該ブロック本部管内の正規職員、准職員及び特定業務契約職員の定員数を通知し、通知を受けたブロック本部の本部長は、この通知を受けた定員数の範囲内で、管内の各事務センター及び各年金事務所における年金記録問題に係る業務の進捗状況等を踏まえ、本部長の判断でブロック本部の各部、各事務センター及び各年金事務所の定員数を定めて、ブロック本部の各部長、各事務センター長及び各年金事務所長に通知していた。そして、ブロック本部の各部長、各事務センター長及び各年金事務所長は、本部長からの通知の定員数の範囲内で、各部、各グループ、各課室の定員数を定めていた。

また、上記の各通知においては、前記のとおり、年金記録問題への対応は有期雇用職員を増員することで対応することとされていたため、年金記録問題への対応のために措置された有期雇用職員の定員数が明示されていた。そして、この年金記録問題対応の有期雇用職員の配置に当たり、本部は、例えば、①紙台帳等とオンライン記録との突合せに対応するための職員については、突合せ対象者の住所地の割合に応じて、②厚生年金保険の被保険者等の年金記録と厚生年金基金記録との突合せに対応するための職員については、都道府県ごとの基金加入者の割合に応じて、それぞれブロック本部に配置するなどしていた。なお、上記の有期雇用職員の定員数には、前記のとおり、正規職員が年金記録問題に従事することによって不足することになった厚生年金保険等の適用・徴収業務等の経常業務に従事する正規職員を補充するために配置された職員も含まれていた。

このほか、機構は、25年度までに年金記録問題への取組の主要部分を終了させるた

めに、各部署の長が職員の能力・適性或業務の状況を総合的に勘案して、専門的知識や経験を有していて指導的役割を果たすことができる正規職員を年金記録問題を専門に担当する部署に配置したり、各担当部署の年金記録問題への取組の進捗状況に応じて職員を異動させたり、年度の中途で有期雇用職員の増員を行ったりしていた。また、紙台帳等とオンライン記録との突合せ業務については、本部の指示により、ブロック本部間で業務を融通するなど所定の期限内に業務を終えるための処置が執られていた。

このように、機構は、年金記録問題への取組の進捗状況等に応じて、本部、ブロック本部、事務センター及び年金事務所のそれぞれの業務量に対応して職員配置を適切に行ったとしている。

(10) 年金記録問題対策に関する経費の状況

ア 特別委員会の報告書等における年金記録問題対策に関する経費の概要

前記のとおり、厚生労働省及び機構は、厚生年金保険制度及び国民年金制度を掌管し、年金記録問題に関する事業等を実施している。そして、年金記録問題は、国の事務処理誤りにより発生したものであり、この対策のための経費を厚生年金保険料等に転嫁させるのは適当ではないとの考えに基づき、年金記録問題対策に関する経費は、主に租税収入等の国の財源を充てることとなっている。

このため、厚生労働省は、毎年度、年金記録問題対策に要する資金を一般会計から年金特会の業務勘定に繰り入れ、同勘定から直接、又は同勘定から機構に交付金を交付し、交付を受けた機構が年金記録問題対策のための経費を支出している。

機構への交付金には、租税収入等を財源とした運営費交付金と、保険料収入等を財源とした事業運営費交付金とがある。これらの交付金は、図表1-47のとおり、機構が行う各業務に充てられており、前記の理由から、年金記録問題対策の経費には、運営費交付金が充てられている。

図表1-47 運営費交付金及び事業運営費交付金の使途

運営費交付金 (租税収入等を財源)	年金記録問題対策	誤った年金記録を正しい記録とするための調査等
	一般管理費	正規職員、役員の人件費及び内部管理に必要な業務
事業運営費交付金 (保険料収入等を財源)	保険事業	①国民年金及び厚生年金保険の資格の得喪等に関する事務 ②保険料の収納及び老齢・障害・遺族年金の給付に関する事務
	社会保険オンラインシステム事業	年金記録管理・基礎年金番号管理システム及び年金給付システムの維持管理
	年金相談等事業	年金事務所等の来訪相談等

特別委員会の報告書等によれば、年金記録問題発生以降、厚生労働省（21年12月以前は社会保険庁）及び機構において支出した年金記録問題対策に関する経費は、図表1-48のとおり3873億余円となっているとしている。このうちの「Ⅰ ねんきん特別便等関係」、「Ⅱ 紙台帳とコンピュータ記録の突合せ関係」、「Ⅶ 年金記録問題対応のための体制強化等関係」の経費の合計は、全体の97.9%を占めており、その内容等を支出額の多い順に示すと次のとおりである。

① 「Ⅱ 紙台帳とコンピュータ記録の突合せ関係」の経費1891億余円

主な内容は、21年度前後は厚生労働省による紙台帳検索システムの開発、サーバの調達に要する経費等で、22年10月以降は機構による紙台帳検索システムを利用した突合せ作業等のための委託費等である。

② 「Ⅰ ねんきん特別便等関係」の経費951億余円

主な内容は、各種便の作成、送付等に要した経費であり、ねんきん特別便（全員便）等の多くの各種便を送付した20年度前後の経費が多額となっており、各種便の送付の減少に伴い経費も減少してきている。

③ 「Ⅶ 年金記録問題対応のための体制強化等関係」の経費950億余円

主な内容は、機構における年金記録問題対策に必要な有期雇用職員の人件費である。

なお、前記のとおり25年度末において年金記録問題への対応の集中処理期間が終了することから、年金記録問題対策の26年度予算額は110億余円と大幅に縮減されている。

図表1-48 特別委員会の報告書等において年金記録問題対策に関する経費とされた経費
(単位：百万円)

事項等		年度	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
I ねんきん特別便等関係 〔各種便の送付、専用ダイヤル、被保険者等への回答の処理等〕	国		11,210	39,190	21,023	322	-	183	-	71,930
	機構		-	-	9,106	9,600	2,433	1,920	199	23,260
	小計		11,210	39,190	30,129	9,923	2,433	2,103	199	95,190
II 紙台帳とコンピュータ記録の突合せ関係 〔紙台帳検索システムの構築、突合せ作業、国民年金特殊台帳との突合せ等〕	国		-	5,739	24,269	5,592	1,435	1,337	1,255	39,630
	機構		-	-	99	21,629	60,278	49,628	17,857	149,493
	小計		-	5,739	24,368	27,222	61,714	50,965	19,113	189,124
III 厚生年金基金記録との突合せ関係 〔突合せ作業等〕	国		-	238	-	-	-	-	32	271
	機構		-	-	-	214	31	92	31	370
	小計		-	238	-	214	31	92	64	641
IV 標準報酬月額等の遡及訂正事案対応関係 〔戸別訪問、相談対応等〕	国		-	1,021	-	-	-	-	-	1,021
	機構		-	-	-	-	-	-	-	-
	小計		-	1,021	-	-	-	-	-	1,021
V ねんきんネット関係 〔システム構築等〕	国		-	-	-	128	374	586	333	1,422
	機構		-	-	-	1,117	1,622	1,257	888	4,887
	小計		-	-	-	1,245	1,997	1,844	1,222	6,310
VI 3号不整合対応関係 〔システム構築等〕	国		-	-	-	-	-	-	-	-
	機構		-	-	-	-	0	-	-	0
	小計		-	-	-	-	0	-	-	0
VII 年金記録問題対応のための体制強化等関係 〔年金再裁定事務の迅速化、適用・収納対策、年金記録問題対策に必要な人件費等〕	国		-	-	1,307	450	7	3	3	1,772
	機構		-	-	1,167	16,878	25,996	24,610	24,590	93,244
	小計		-	-	2,475	17,329	26,004	24,613	24,594	95,016
計			11,210	46,190	56,973	55,935	92,179	79,619	45,194	387,304

注(1) 単位未満を切り捨てているため、各項目を合計しても小計、計欄とは一致しないものがある。

注(2) 金額は、契約額ではなく、年金特会の業務勘定及び機構から年金記録問題対策として支出された額である。

(特別委員会の報告書等を基に会計検査院が作成)

イ 特別委員会の報告書において年金記録問題対策に関する経費とされていない経費

特別委員会の報告書において年金記録問題対策に関する経費とされている経費には、次の経費が、整理上の理由で計上されていなかった。

(ア) 年金特会の業務勘定からの支出でない経費

特別委員会の報告書においては、年金記録問題対策に関する経費に、「年金特会の業務勘定及び機構から支出した経費のうち、年金記録問題の対策のための業

務に要した経費」を計上している。このため、総務省の一般会計から支出した第三者委員会等の経費（常勤職員の人件費を除く。）492億余円、特例納付保険料の額に相当する額の総額として一般会計から年金特会の厚生年金勘定に繰り入れられた厚生年金特例法に基づく国庫負担額21億余円、厚生労働省の一般会計から支出した社会保障審議会第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会の経費80万余円は、年金記録問題対策に関する経費として計上されていなかった。

(イ) 年金記録問題対策として予算措置されていない経費

前記のとおり、機構の正規職員の定員数には、年金記録問題対策のための職員は考慮されておらず、また、その人件費は、年金記録問題対策に要する経費として予算措置されていない。代わりに、年金記録問題対策のための多くの有期雇用職員の人件費が年金記録問題対策に要する経費として予算措置されている。このため、有期雇用職員の人件費のみが年金記録問題対策に関する経費として計上され、正規職員の人件費は、年金記録問題対策に従事しているか否かにかかわらず、計上されていなかった。

なお、実際には、前記のとおり、多くの機構の正規職員が年金記録問題対策に従事していて、代わりに年金記録問題対策の要員として予算措置された有期雇用職員の一部が、適用・徴収業務等の経常業務に従事していた。そこで、機構が算出した正規職員の年金記録問題対策に従事した割合等に基づき、年金記録問題対策に従事した正規職員の人件費等を試算すると43億余円となっていた。

(ウ) 年金記録問題対策に従事した割合が不明な経費

① 厚生労働省（21年12月以前は社会保険庁）における年金記録問題対策は、社会保険庁の運営部企画課と年金保険課、年金局の事業企画課、特に同課の年金記録回復室で行われている。そして、厚生労働省によれば、上記課室の職員の多くは年金記録問題対策専従の職員ではないとして、年金記録問題対策に従事した割合（以下「年金記録従事割合」という。）が明確でないことを理由に、当該職員の人件費を、年金記録問題対策に関する経費に計上していないとしている。

なお、上記の人件費について、年金記録従事割合に代わる指標を用いて支出額ベースで試算することが極めて困難なことから、19年度から25年度までの各年度に、年金記録問題に対応する目的で措置されている級別定数を基に、各年

度における新規増員分の人件費予算額の算出方法によって年金記録問題対策に従事した職員の人件費予算を試算すると33億余円となっていた。

(注16) 級別定数 職員の職務をその複雑、困難及び責任の度に応じて各俸給表の職務の級別に分類し、その職務の級ごとの適用職員数を定めたもの

② 年金事務所等における年金相談業務の委託費は、前記の厚生労働省の職員の人件費と同様に、適用・徴収業務等の経常業務に係る年金相談対応と年金記録問題に係る年金相談対応との従事割合が明確でないことを理由に年金記録問題対策に関する経費として計上されていなかった。

なお、年金事務所等に設置された委託相談窓口数に占める記録相談窓口の各年度ごとの割合を、年金記録問題に対する相談対応の従事割合とみなして、これを基に年金記録問題に係る年金相談業務の委託費を試算すると81億余円となっていた。

(エ) (ア)及び(ウ)のいずれにも整理できる経費

第三者委員会事務室の常勤職員の人件費は、年金特会の業務勘定からの支出ではないため、年金記録問題対策に関する経費として計上されていなかった。また、総務省によれば、第三者委員会事務室の常勤職員は、年金記録問題対策専従の職員とは限らず、年金記録従事割合が明確でないとしている。このため、当該常勤職員の人件費は、特別委員会において(ウ)の経費として整理することもできたと思料される。

なお、上記の人件費については、年金記録従事割合に代わる指標を用いて支出額ベースで試算することが極めて困難なことから、19年度から25年度までの各年度に、年金記録問題に対応する目的で措置されている級別定数を基に、各年度における新規増員分の人件費予算額の算出方法によって年金記録問題対策に従事した職員の人件費予算を試算すると91億余円となっていた。

特別委員会の報告書においては、上記の経費は年金記録問題対策に関する経費として計上されていなかったが、(ア)は年金記録問題がなければ必要がなかった蓋然性が高いこと、(イ)、(ウ)及び(エ)は年金記録問題対策に係る業務等に従事した実績があり、年金記録問題がなければその間は他の業務等に従事することができたことを考慮すると、これらの経費計764億余円についても整理次第で年金記録問題対策に関する経費として計上する余地はあったと思料される（図表1-49参照）。

図表1-49 年金記録問題対策に関する経費（図表1-48）として計上されていない経費
（単位：百万円）

年度 事項等		平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
(ア)	第三者委員会等の経費	2,195	9,479	11,270	10,910	8,294	4,501	2,611	49,264
	厚生年金特例法による国庫負担額	-	-	8	9	217	914	1,007	2,158
	第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会の経費	-	-	-	-	0	-	-	0
(イ)	機構の正規職員の人件費	-	-	2,263	5,493	-777	-2,992	387	4,374
(ウ)①	厚生労働省の職員の人件費	-	1,112	1,560	215	214	118	119	3,339
(ウ)②	年金記録問題に対する相談業務等の委託費	-	-	689	2,990	2,029	1,604	799	8,113
(エ)	第三者委員会事務室の常勤職員の人件費	-	120	583	2,284	2,192	2,133	1,857	9,170
計		2,195	10,711	16,375	21,904	12,171	6,279	6,782	76,421

注(1) (ア)の第三者委員会等の経費の欄は、総務省において、平成21年度以降の支出済額を抽出したものである。また、関係書類等の保存期限が経過しているため、19年度の欄は、平成19年度決算検査報告の、会計検査院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項（年度途中で急きょ設置された組織等の運営経費に係る経理について、方針を定めることにより、速やかに適切な手続が執られるよう改善させたもの）に掲記されている19年度の第三者委員会の運営経費21億9583万余円を、20年度の欄は、歳出決算報告書において第三者委員会に係る支出に特定できる「(事項) 年金記録確認地方第三者委員会に必要な経費」の94億7987万余円を記載している。

なお、第三者委員会等の経費には、「年金業務・社会保険庁監視等委員会」及び「年金業務監視委員会」の経費も含まれている。

注(2) (ア)の第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会の経費は801,497円である。

注(3) (イ)の機構の正規職員の人件費の欄は、機構が算出した正規職員の年金記録問題対策に従事した割合等に基づき算出した正規職員の人件費から経常業務に従事した有期雇用職員の人件費を控除した額である。

注(4) (ウ)①から(エ)までは前記の方法により試算した額である。

注(5) 単位未満を切り捨てているため、各項目を合計しても計欄とは一致しないものがある。

(11) 総務省における年金記録問題への取組の実施状況

ア 第三者委員会の業務の概要

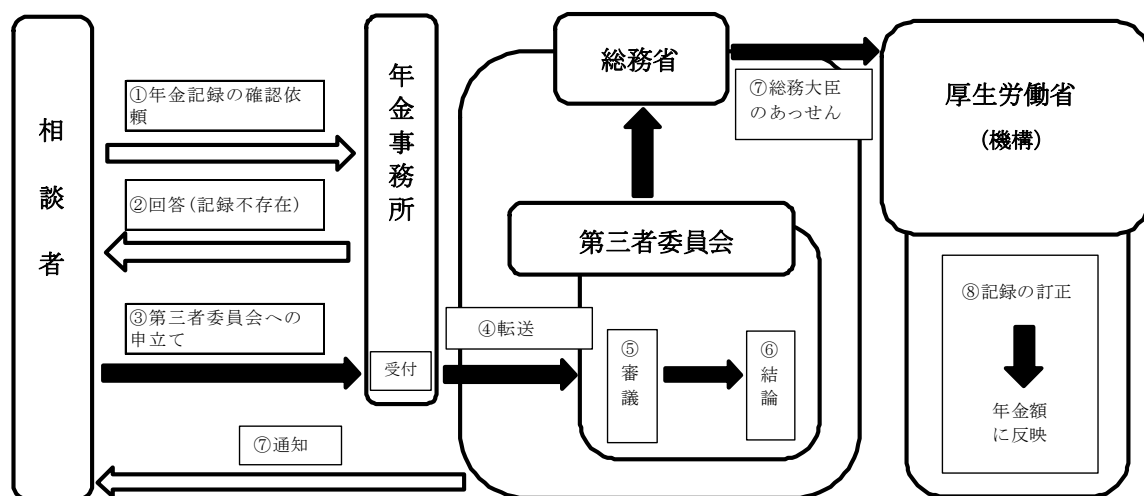
前記のとおり、年金記録に係る確認の申立てについて調査審議を行うなどのため、19年6月から総務省に第三者委員会が設置された。第三者委員会は、委員30人以内で構成される中央委員会と委員数の上限が地域の実情に応じて20人から150人と定められている地方委員会から成っている。そして、中央委員会は、①総務大臣の求めに応じて、年金記録に係る苦情のあっせんに当たっての基本方針等を調査審議すること、②総務大臣の求めに応じて、年金記録に係る苦情のあっせんであって他の

年金記録に係る苦情のあつせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行うなどしてあつせん案を作成することを所掌事務としている。また、地方委員会は、総務大臣の求めに応じ、年金記録に係る苦情のあつせんに関する調査を行い、当該調査の結果及び基本方針に基づき、あつせん案を作成することなどを所掌事務としている。このあつせん案を作成するに当たっては、中央委員会及び地方委員会は、年金記録確認第三者委員会令（平成19年政令第186号）により部会を設置し、部会の議決をもって中央委員会又は地方委員会の議決とすることができることとなっている。

そして、中央委員会及び各地方委員会には、具体的な調査等を行う事務室が置かれ、総務省の職員等が配置されている。

年金記録に係る確認の申立てから調査審議、総務大臣の厚生労働大臣へのあつせんまでの流れは図表1-50のとおりとなっている。

図表1-50 年金記録に係る確認の申立てから調査審議、総務大臣の厚生労働大臣へのあつせんまでの流れ（第三者委員会ホームページを基に会計検査院が作成）



(注) 総務大臣からあつせんを受けた厚生労働大臣は、第三者委員会の判断を尊重して年金記録の訂正を行うこととなっている。

また、前記のとおり、年金記録に係る確認の申立ての多数は全国50か所（25年5月16日からは9か所に集約）に設置された地方委員会で調査審議等されることから、地方委員会が行う調査審議及びあつせん案の作成に当たっては統一的な運用が求められており、これらは、総務大臣が中央委員会の調査審議の結果に従って定めた「年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たっての基本方針」（平成19年

7月10日総務大臣決定。以下、「基本方針」という。)等によることとなっている。基本方針においては、本人からの保険料納付の領収書等の直接的な証拠がなくても、当時の家計簿等の記載内容、申立てがなされた当時の集金等の実態等の関連資料、周辺事情を踏まえて、社会通念に照らして「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」などをあっせんに当たっての判断基準としている。さらに、中央委員会が多数の先例を発出することなどにより、その事務処理の統一的な運用を確保している。

そして、前記のとおり、第三者委員会の指摘を受けるなどして、19年12月に厚生年金特例法が成立、施行されたことから、厚生年金において、申立者が事業主に保険料を源泉控除されていた事実が認められるがオンライン記録等には納付済みとされていない場合についても、基本方針等に基づき、第三者委員会は、事業主による保険料納付義務の履行に関する調査をした上であっせん案の作成を行っている。

イ 第三者委員会の業務の実績と人員の状況

(ア) 第三者委員会の事務処理状況

図表1-7で記載した26年3月末までに年金記録に係る確認の申立てを年金事務所等で受け付けた件数（以下「受付件数」という。）、第三者委員会に転送された件数（以下「転送件数」という。）、第三者委員会で処理した件数（以下「処理件数」という。）等について年度別にみると、図表1-51のとおりとなっていた。

そして、受付件数は21年度に60,374件、転送件数及び処理件数は22年度にそれぞれ60,385件、62,505件とピークとなっていたが、23年度以降は減少傾向にあり、25年度には、受付件数18,038件、転送件数7,919件及び処理件数8,190件と、ピーク時に比べて受付件数は29.9%、転送件数及び処理件数はともに13.1%まで減少していた。

また、各年度の年度末残件数は、22年度末までは2万件前後となっていたが、23年度末3,885件、24年度末2,211件、25年度末1,940件と減少していた。

なお、21年6月に中央委員会が取りまとめた「年金記録確認第三者委員会報告書－これまでの活動実績を振り返って－」（以下「21年報告」という。）によれば、申立内容を第三者委員会で調査する過程で、未統合記録が発見され、あっせんによって基礎年金番号に統合されたものや年金給付に至った例も多数存在したとされており、図表1-51のあっせんの件数にはその分も含まれている。また、厚

生年金特例法に基づき、申立者が事業主に保険料を源泉控除されていた事実が認められるがオンライン記録等には納付済みとされていない場合に事業主による保険料納付義務の履行に関する調査をした上であつせんとなった分も、同様に含まれている。さらに、24年度及び25年度に受付件数と転送件数に大きな差があるのは、年金記録に係る確認の申立てに関し、その効率化を図るため、第三者委員会においてこれまでのあつせん事案の分析等を行い、その結果、第三者委員会での調査審議を経ずに年金事務所段階での記録訂正が可能となるよう「年金事務所段階での回復基準」が23年10月に策定されたことなどにより、第三者委員会に転送しないで年金事務所で処理されたものが一定数含まれていることが影響している。

図表1-51 第三者委員会の処理件数等

(単位：件)

年 度	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
年金事務所等での 受付件数	50,752	49,807	60,374	59,912	27,607	17,883	18,038	284,373
年金事務所等から の転送件数 (うち地方委員会 分)	34,079 (33,568)	49,885 (47,780)	54,925 (52,374)	60,385 (60,336)	26,149 (26,137)	9,833 (9,832)	7,919 (7,916)	243,175 (237,943)
処理件数 (うち地方委員会 分)	5,796 (5,474)	53,742 (51,614)	57,377 (54,673)	62,505 (62,447)	42,118 (42,104)	11,507 (11,505)	8,190 (8,186)	241,235 (236,003)
年金記録訂正が 必要と判断(あ つせん)	2,397	20,368	27,562	30,381	19,631	5,454	4,308	110,101
年金訂正不要と 判断(非あつせ ん)	2,938	31,176	26,956	28,879	20,791	5,658	3,506	119,904
取下げなど	461	2,198	2,859	3,245	1,696	395	376	11,230
年度末残件数 (うち地方委員会 分)	28,283 (28,094)	24,426 (24,260)	21,974 (21,961)	19,854 (19,850)	3,885 (3,883)	2,211 (2,210)	1,940 (1,940)	

注(1) あつせん案を作成したものについては、全て年金記録が訂正されている。

注(2) 平成19年度の年金事務所等での受付件数には、社会保険庁が受け付けて調査、確認をしていたものを第三者委員会に引き継いだ318件も含まれている。このため、年金事務所等での受付件数の合計284,373件は、図表1-7の受付件数284,055件と一致しない。

注(3) 19年度に年金事務所等での受付件数と年金事務所等からの転送件数に差があつたり、22年度に年金事務所等からの転送件数が年金事務所等での受付件数を上回つたりしているのは、年金事務所等において年金記録に係る確認の申立てを受け、翌年度に第三者委員会に転送されたものがあるためである。

注(4) 年金事務所等からの転送件数は、第三者委員会が転送を受けた年度で整理しており、図表1-7の第三者委員会への転送件数は、機構が申立てを受け付けた年度で整理している。そして、機構が25年度中に受け付けて26年度に第三者委員会に転送したものがあつること、また、19年度の年金事務所等からの転送件数には社会保険庁が第三者委員会に引き継いだ318件が含まれていることから、年金事務所等からの転送件数

の合計243,175件と図表1-7の第三者委員会への転送件数242,987件は一致しない。

また、第三者委員会に転送されてから処理を終えるまでに要した平均日数は、中央委員会の抽出調査によれば、図表1-52のとおりとなっていた。

このように、抽出調査を開始した21年2月以降、第三者委員会の委員数等の見直しを行いながら処理期間の短縮が図られている一方で、25年5月の地方委員会の集約化等が行われた後の同年10月以降は、若干処理期間が長くなっている。

図表1-52 年金記録に係る確認の申立てが年金事務所等から第三者委員会に転送されてから処理を終えるまでに要した平均日数

(単位：日)

調査時点	平成 21年2月	21年4月	22年3月	23年3月	25年3月	25年10月	26年3月
平均日数（注）	231.0	171.7	147.6	130.2	100.1	107.8	109.5

(注) 各地方委員会においてそれぞれの調査時点までに処理を終えた事案のうち、直近のものから遡って、国民年金に係るあつせん事案及び訂正不要事案、厚生年金に係るあつせん事案及び訂正不要事案からそれぞれ5件ずつ計20件を抽出し、各地方委員会で受け付けてから処理を終えるまでに要した平均の期間を調査し、全地方委員会の平均を算出したものである。

また、中央委員会及び地方委員会の部会の開催状況は図表1-53のとおりとなっていた。そして、中央委員会及び地方委員会では、調査審議を効率的に行うため、申立事案件数を一定件数確保した上で部会を開催しており、転送件数、処理件数の減少等に伴い部会の開催回数は減少していた。また、体制の見直しが行われた25年度においては、部会の開催回数は半減していた。

図表1-53 中央委員会及び地方委員会の部会の開催状況

(単位：回)

年度	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
中央委員会	146	113	34	16	13	4	3
地方委員会	2,122	9,204	9,178	8,703	6,305	2,523	1,356
計	2,268	9,317	9,212	8,719	6,318	2,527	1,359

(注) 事案審議のために開催されたもののほかに、委員長互選等のために開催されたものを含む。

(イ) 転送件数の制度別内訳

第三者委員会が調査等を行うことになる転送件数について、国民年金、厚生年金の年金制度別の内訳の推移をみると、図表1-54のとおりとなっていた。全体の

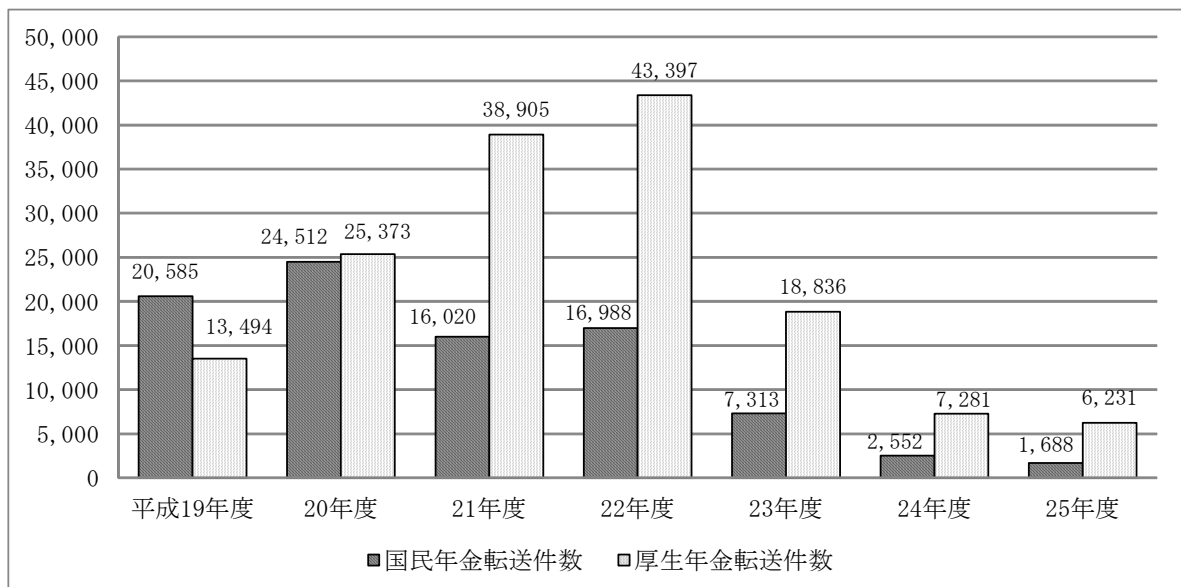
転送件数は22年度をピークに減少傾向にある中で、年金記録問題への対策の取組当初の19、20両年度において、国民年金に関するものの件数が2万件以上となっていたが、その件数は21年度以降、減少していた。そして、全体の転送件数は22年度をピークに減少傾向にある中、近年の申立ての大部分は厚生年金に関するものとなっていた。

これについて、23年6月に中央委員会が取りまとめた「年金記録確認第三者委員会報告書－信頼回復へ向けたこれまでの活動と今後の課題－」（以下「23年報告」という。）によれば、報告当時の状況として、年金記録の確認を申し立てる事案には、厚生年金に関する申立てで賞与支払届の届出漏れ、賞与額の誤りの事案が多いなどとされている。また、第三者委員会が設置された19年6月以降の厚生年金の記録についての申立ても23年5月末時点で累計7,484件あったなどとされている。

そして、24、25両年度でも厚生年金の年金記録に関する申立ての転送件数が、それぞれ7,281件、6,231件あることからすると、今後も、厚生年金記録に関するもので「年金事務所段階での回復基準」では処理できず第三者委員会の調査審議が必要となる案件が相当数あると思料される。

図表1-54 転送件数の制度別内訳

(単位：件)



(ウ) 第三者委員会の人員の状況

第三者委員会の委員等の実人員数は、図表1-55及び図表1-56のとおりとなって

いた。設置直後の19年7月には、中央委員会及び全国50の地方委員会に、委員計338人、事務室の職員計459人が配置され、20年4月以降、調査審議の迅速化を図る観点から順次体制整備が図られ、21年4月に委員計950人、事務室の職員計2,253人が配置されて体制が拡充された。その後は、未処理件数及び転送件数の減少傾向を踏まえて人員体制が見直されてきた。

そして、24年度には、①申立件数の減少等による転送件数の減少が見込まれる中で、従来どおり1回の部会に諮る申立事案件数が一定件数となるまでに従前より長い期間を要することとなり、この場合、申立ての処理までに要する期間が長期化することが想定されること、また、②人件費等の削減による予算の効率的執行に努める必要があることなどの観点から、地方委員会の体制の見直しの検討が行われた。そして、総務省は、全国50の地方委員会を集約しても受付場所は全国の年金事務所であることに変更がないこと、申立者への調査は主に電話や文書で行っていることにより申立者に新たな負担は生じないことから地方委員会の体制を見直すこととし、体制の見直しに伴う事案処理方法等の具体的な手順について地方委員会と協議を行うなどして、見直しの内容について調整を進めた。

その結果、25年5月16日に年金記録確認第三者委員会令が改正され、50の地方委員会^(注17)は9地方委員会に集約され、その他の41地方委員会は廃止された。これにより、同日の地方委員会の委員数は計243人、地方委員会事務室の職員数は計575人となった。

(注17) 9地方委員会 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州各管区行政評価局、四国行政評価支局及び沖縄行政評価事務所に置かれた地方委員会

図表1-55 第三者委員会委員数

(単位：人)

年月 委員会	平成 19年7月	20年 4月	21年 4月	22年 4月	23年 4月	24年 4月	25年 4月	25年 5月16日	26年 3月末
中央委員会	30	30	29	25	25	20	20	20	16
地方委員会	308	600	921	914	913	817	574	243	237
合 計	338	630	950	939	938	837	594	263	253

図表1-56 第三者委員会事務室の職員（常勤・非常勤）数

(単位：人)

年月 職員等		平成 19年7月	20年 4月	21年 4月	22年 4月	23年 4月	24年 4月	25年 4月	25年 5月16日	26年 3月末
中央 委員 会	常勤	57	58	56	50	44	42	37	38	36
	非常勤	10	32	24	28	24	19	18	18	18
	計	67	90	80	78	68	61	55	56	54
地方 委員 会	常勤	284	628	632	614	560	393	324	231	228
	非常勤	108	805	1,541	1,519	1,213	704	344	344	339
	計	392	1,433	2,173	2,133	1,773	1,097	668	575	567
合 計		459	1,523	2,253	2,211	1,841	1,158	723	631	621

注(1) 非常勤職員は、主に社労士、行政書士から選出されており、個別の申立ての内容を調査する点について、業務内容は常勤職員と差異はない。

注(2) 平成25年5月16日において地方委員会の非常勤職員数に変動がなかったのは、同年4月の人員体制において、将来の地方委員会の集約化を見越して採用を減らすなどの対応をしていたためである。

(エ) 業務実績と人員の状況との対比

前記のとおり、第三者委員会の委員数等の見直し等が行われているが、このうち、年金記録に係る確認の申立てに関する多数の具体的な調査等を行う地方委員会事務室の職員数の見直しについて、総務省は、その必要人員の判断について、処理件数の動向、現有の職員の処理能力等を総合的に勘案し、各地方委員会が必要とする人員を決定してきたとしている。

第三者委員会は、国民の立場に立って申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討するなどして速やかに処理を行うことが求められていること、前記のとおり、年金記録に係る確認の申立ての転送件数等は減少しており、一般的には、転送件数等の減少により地方委員会事務室の職員の業務量も減少すると考えられることなどを踏まえ、地方委員会事務室の職員数について、適切に見直しを行う必要がある。

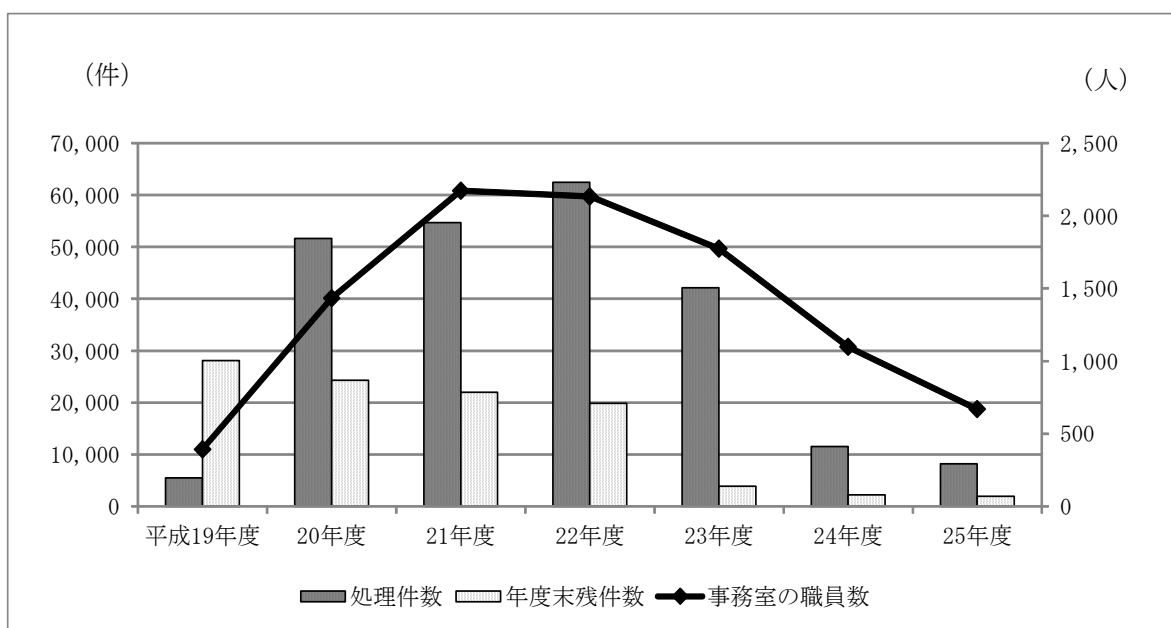
地方委員会事務室の職員が行った個々の事案について調査等に要した日数等の具体的なデータはないが、前記のとおり、年金記録に係る確認の申立てが第三者委員会に転送されてから処理を終えるまでに要した平均日数が短縮されている傾向にあることなどを踏まえると、地方委員会事務室の職員が行った調査等に要し

た日数等も短縮されている傾向にあると思料される。

また、前記のとおり、転送件数は減少傾向にある。

そこで、地方委員会の処理件数、年度末残件数及び事務室の職員数の推移をみると、図表1-57のとおりとなっていた。

図表1-57 地方委員会の処理件数、年度末残件数及び事務室の職員数の推移



(注) 事務室の職員数のうち、平成19年度については7月12日の実人員であり、20年度以降については、各年度の4月1日の実人員である。

処理件数と事務室の職員数はほぼ同じように推移していた。

また、事務室の職員1人当たりの処理件数と、前年度末残件数及び当年度転送件数の合計に対する年度末残件数の割合は、図表1-58のとおりとなっていた。

図表1-58 事務室の職員1人当たりの処理件数等

(単位：人、件、%)

	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
事務室の職員数 A	392	1,433	2,173	2,133	1,773	1,097	668
当年度処理件数 B	5,474	51,614	54,673	62,447	42,104	11,505	8,186
当年度転送件数 C	33,568	47,780	52,374	60,336	26,137	9,832	7,916
年度末残件数 D	28,094	24,260	21,961	19,850	3,883	2,210	1,940
職員1人当たりの処理件数 B÷A	14.0	36.0	25.2	29.3	23.7	10.5	12.3
前年度末残件数及び当年度転送件数の合計 に対する年度末残件数の割合	—	32.0	28.7	24.1	8.4	16.1	19.2

(注) 事務室の職員数のうち、19年度については7月12日の実人員であり、20年度以降については、各年度

の4月1日の実人員である。

当年度処理件数を事務室の職員数で除した、職員1人当たりの処理件数は、19年度14.0件、20年度36.0件、21年度25.2件、22年度29.3件、23年度23.7件、24年度10.5件、25年度12.3件と20年度をピークに減少傾向となっていた。

地方委員会が処理した年金記録に係る確認の申立てには個別の事案により資料の収集等に時間を要するものがあるなどの状況の違いがあったり、また、地方委員会事務室の職員が調査等の業務に加えて情報公開請求や訴訟への対応等の業務を並行して行ったりすることがあるなどのため、事務室の職員1人当たりの処理件数のみで適切な体制となっているかを単純に判断することはできないが、24年度の数値からは、同年度は処理件数の減少に応じた人員体制となっていなかったか、又は申立事案1件当たりの調査に長期間を要したなどの特別な事情があった可能性がある。しかし、前記のとおり、24年度以降、地方委員会の体制については見直しの検討が行われるなどしており、25年度の職員1人当たりの処理件数が増加していることから、業務量を踏まえた人員体制とすることに努めてきていることがうかがえる。

また、前年度末残件数及び当年度転送件数の合計に対する年度末残件数の割合は、20年度32.0%、21年度28.7%、22年度24.1%、23年度8.4%、24年度16.1%、25年度19.2%となっており、おおむね減少傾向となっていた。23年度に大きく減少したのは、事務処理の促進が図られるなどしたこと、25年度に若干増加しているのは、25年5月に地方委員会の集約化等が行われたことによると思料される。

ウ 第三者委員会の運営に要した経費

前記図表1-56のとおり、地方委員会事務室の職員は、21年4月に計2,173人、22年4月に計2,133人の人員が配置され、その後は縮小されてきている。そして、第三者委員会の運営に要した経費は、図表1-59のとおりとなっている。

なお、前記のとおり、図表1-59の経費は図表1-48の特別委員会の報告書等による年金記録問題対策に関する経費として計上されていない。

図表1-59 第三者委員会の運営に要した経費

(単位：百万円)

年度 委員会等		平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
人件費 注(1)		注(2)	120	583	2,284	2,192	2,133	1,857	9,170
中央 委員 会	物件費等 注(7)	447	注(5)	633	449	349	229	276	4,068
	非常勤 人件費	129		441	446	327	188	150	
地方 委員 会	物件費等 注(7)	832	9,479 注(6)	3,105	3,052	2,243	1,177	574	45,173
	非常勤 人件費	786		7,074	6,959	5,373	2,906	1,609	
計		注(4) 2,195	9,599	11,837	13,191	10,485	6,633	4,467	58,412

注(1) 人件費の欄は、中央委員会及び地方委員会の常勤職員の人件費の額である。総務省によると、常勤職員は年金記録問題対策の専従の職員とは限らず年金記録従事割合は明確でないとしている。このため、各年度の新規増員分の人件費予算額の算出方法によって試算している。

注(2) 平成19年度の人件費の欄は、当該業務に当たった常勤職員が主に他省庁からの併任により、その費用を当該他省庁が支弁するものであったことなどから試算が困難なため、集計には含めていない。

注(3) 21年度以降の中央委員会及び地方委員会の欄は、総務省において、支出済額を抽出したものである。

注(4) 関係書類等の保存期限が経過しているため、19年度の中央委員会及び地方委員会の欄は、平成19年度決算検査報告の、会計検査院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項（年度途中で急きょ設置された組織等の運営経費に係る経理について、方針を定めることにより、速やかに適切な手続が執られるよう改善させたもの）に掲載されている19年度の第三者委員会の運営経費21億9583万余円及びその内訳を記載している。

注(5) 関係書類等の保存期限が経過しているため、20年度の中央委員会及び地方委員会の欄は歳出決算報告書から記載することとしたが、歳出決算報告書では中央委員会に係る支出が他の支出と区分されておらず、その分を特定することはできないため、集計には含めていない。

注(6) 20年度の地方委員会の欄は、歳出決算報告書において地方委員会に係る支出として特定できる「(事項)年金記録確認地方第三者委員会に必要な経費」の94億7987万余円を記載している。

注(7) 物件費等は、事務所借料、委員手当等である。

エ 第三者委員会の報告

前記の21年報告では、それまでの第三者委員会の活動状況のほか、今後、新たな年金記録問題を起こさないための予防策としての、具体的な対策について、関係省庁において検討・実施がなされるよう期待すること、また、ねんきん定期便の継続的送付が開始されたことや機構の設立を踏まえて、第三者委員会を含め、今後の年金記録確認体制をどのように構築していくのか、政府における検討を期待することなどが指摘されている。

そして、前記の23年報告では、これまでの第三者委員会の活動状況のほか、厚生年金に関する申立てにおいては、現在も引き続き誤った年金記録が生じていること

が認められるなど、第三者委員会設置時の状況からの変化が生じていること、現在の仕組みにおいては、総務大臣のあっせんは個別法令に基づく行政作用ではなく、事実上の行為にすぎないが、新たな年金記録確認体制の構築により司法手続も考慮に入れた仕組みとすることも可能となることなどを踏まえ、新たな年金記録確認体制の構築について政府において早急に検討を進め、必要な対応をとるよう強く要請することなどが指摘されている。

オ 年金業務監視委員会の業務等

年金業務監視委員会は、機構の設立等を踏まえ、22年2月に総務大臣が主宰する外部有識者からの意見を聞く場として設置されて、同年4月以降は総務省組織令（平成12年政令第246号）及び年金業務監視委員会令（平成22年政令第115号）により、26年3月31日までの間、総務本省に設置され、各種年金に関する厚生労働省及び機構の事務のうち「事業の実施」に関する事務について調査審議することなどをその任務としている。

そして、23年2月には「運用3号問題」について、24年12月には「時効特例給付問題」について、それぞれ調査審議を開始している。

このうち、年金記録と実態に不整合が生じている第3号被保険者の救済を「運用3号通知」という課長通知により行ったことが問題視された「運用3号問題」については、調査審議の結果、「その内容が国民年金法に違反する疑いがある上、年金受給者間において著しい不公平をもたらすと考えられることから、廃止すべきであり、必要な立法措置を講ずるべきである」旨を内容とする「運用3号の取扱いに関する意見」を23年3月8日に総務大臣に具申し、同日付けで総務大臣から厚生労働大臣に対し文書を手交して意見を表明している。これを受けて、厚生労働省は、「運用3号通知」による取扱いを廃止し、また、前記のとおり、25年6月に年金健全化法が成立し、第3号被保険者の年金記録不整合問題については年金健全化法に基づいて対応している。

また、時効特例給付問題については、前記のとおり、機構の職員からの情報提供が行われたことを契機に調査審議がなされている。そして、厚生労働省及び機構から、機構が同年1月に設置した「時効特例給付の業務実態等に関する調査委員会」の調査結果及びその後の対応等の説明を受けるなどしている。

さらに、26年3月31日には「失踪宣告を受けた者に係る消滅時効に関する解釈変

更及び取扱変更について並びに東日本大震災の行方不明者に係る死亡一時金の支給
(注18)
事務の実情が把握されていないことに関する意見」を総務大臣に具申しており、同日付けで総務省から厚生労働省へ文書で通知している。

このほか、22年7月1日には「紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務の入札案件問題に関する厚生労働省及び日本年金機構の対応について」と題する所見を厚生労働大臣に提出している。この所見では、紙台帳等とオンライン記録との突合せ業務に関し、同年6月に入札関係の情報漏えいが発覚したことについて、同業務の発注の公平性、適正性を著しく損なうものであり、今後の同業務の発注の在り方を再検討する必要があるなどとしている。

これを受けて、機構は、「紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務の入札に関する第三者検証会議」を設置し、調査を実施し、再発防止策を策定している。

(注18) 国民年金の被保険者が死亡するなどしたときに遺族に支給される死亡一時金のうち、当該被保険者が裁判所の失踪宣告により死亡したものとみなされた場合の消滅時効の起算日について、国民等への周知がなされずに変更されたことなどについて、適切な措置が執られるよう意見することを内容としている。

カ 新たな年金記録訂正手続の創設

前記のとおり、23年報告では、新たな年金記録確認体制の構築、司法手続も考慮に入れた年金記録確認の仕組みについて、政府において早急に検討を進め、必要な対応をとるよう強く要請している。この要請等を踏まえ、26年6月に成立した「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第64号。以下「年金事業改善法」という。）によって、新たに、年金個人情報（国民年金及び厚生年金の原簿記録）について、被保険者等による訂正請求を可能とし、民間有識者の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続が整備された。年金事業改善法によれば、27年1月に厚生労働省の社会保障審議会の下に分科会が設置され、分科会は、厚生労働大臣から、年金記録の訂正手続に関する調査審議の基本方針（以下「審査基準等」という。）について諮問を受けて答申するなどの業務を行うこととされている。また、年金記録の訂正決定の可否を判断する際には、この審査基準等により調査及び審議が行われることとされている。そして、同年3月から、厚生労働大臣から訂正決定に関する権限の委任を受けた地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）が国民年金法又は厚生年金保険法による年金記録の訂正請求の受付及び調査を開始し、同年4月から、訂正決定

等を実施することとされている。この調査は、国民の立場に立って、できる限り訂正請求に係る事実関係を明らかにすることを目的とするもので、保険料の納付状況等を確認するなどのため、金融機関、被保険者等の配偶者等に対して資料の提供又は報告を求めることができるように国民年金法等の一部が改正されている。地方厚生局長等が訂正決定等を実施する際には、訂正請求を受けた申立て事案について、事業主、関係者等を調査し、訂正の可否について、地方厚生局に設置する民間有識者から成る合議体（地方厚生局に置かれる政令で定める審議会。以下「地方審議会」という。）に諮問することとされている。そして、地方審議会が、審査基準等に従って調査、審議を行って議決し、その結果を地方厚生局長等に答申して、地方厚生局長等が訂正の可否を決定することとされている。

また、年金事業改善法により厚生年金特例法が改正され、改正後の厚生年金特例法が施行される同年4月以降、厚生年金特例法に規定する個別案件に係る調査審議は、地方審議会が担うこととなっている。

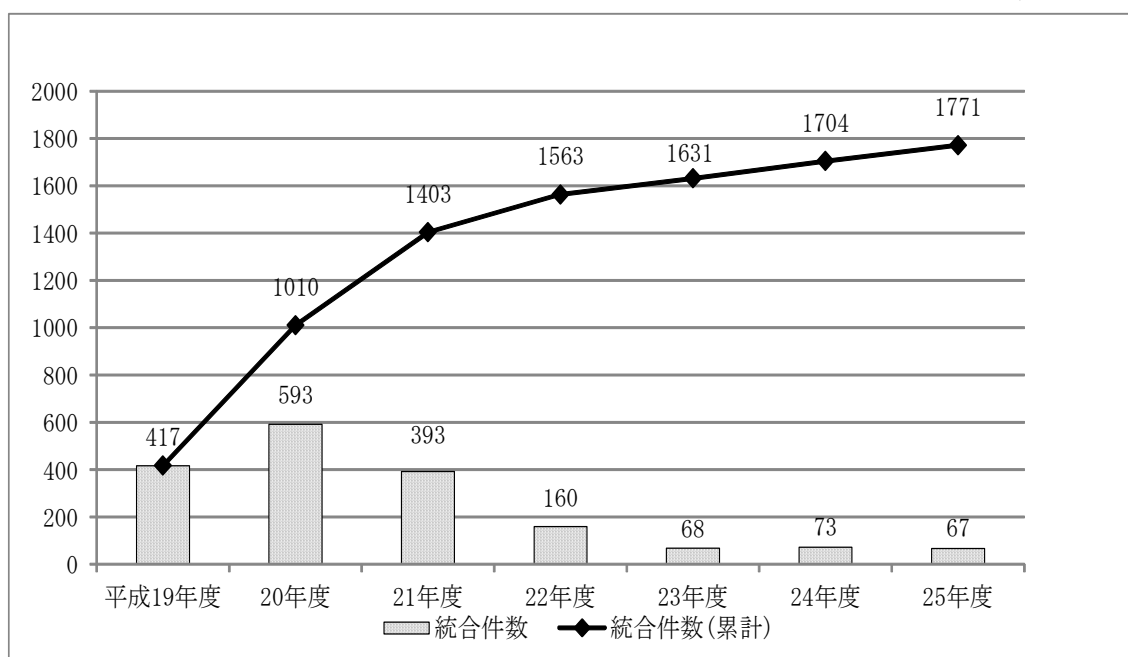
このように、同年3月以降の新たな年金記録に係る確認の申立てについては、年金事業改善法に基づく制度で処理できることとなり、総務省は、新たな訂正手続が開始された以降において、第三者委員会を廃止する予定としている。そして、第三者委員会で蓄積したノウハウや第三者委員会に転送された処理中の案件を厚生労働省に円滑に引き継ぐなどするための具体的な方法等について、現在、総務省及び厚生労働省において検討を進めているとしている。

2 年金記録問題への取組による効果の発現状況

(1) 未統合記録の回復状況

特別委員会の報告書等によれば、未統合記録約5095万件のうち、各種便等の取組により、約1771万件が基礎年金番号に統合され、約716万人の年金受給者の年金記録が回復している。そして、19年度から25年度までの間の回復件数の推移は、図表2-1のとおりであり、19年度から21年度までの間の状況に比べると近年統合された件数は減少傾向となっている。

図表2-1 未統合記録のうち基礎年金番号に統合された件数の推移 (単位：万件)



(2) 記録の内容に誤りがある年金記録の回復状況

記録の内容に誤りがある問題については、前記の機構等からの能動的な各種取組によって年金記録の内容が訂正されたことにより、25年度末現在で、図表2-2のとおり、多くの年金受給者の年金額が回復するなどしている。そして、機構は、処理が困難な一部のケースを除いて、年金記録問題への対応の集中処理期間である25年度末までに、各種取組のほとんどの作業を終了している。

図表2-2 記録の内容に誤りがある問題についての年金記録の回復状況及び作業の進捗状況

(平成25年度末現在)

年金記録回復のための取組	回復した人数等	作業の進捗状況
① 紙台帳等とオンライン記録との突合せ	189万人	突合せ審査対象者約8123万人のうち、機構職員による審査まで終了したものは、平成26年3月末現在で約8122万人
② 厚生年金保険の被保険者等の年金記録と厚生年金基金記録との突合せ	55万件	26年3月末に終了
③ 厚生年金保険の標準報酬等の遡及訂正(2万件の戸別訪問調査の分)	1,362件	22年6月に終了
④ 国民年金の特殊台帳とオンライン記録との突合せ	8万件	22年6月に終了

(注) 回復した人数等は、特別委員会の報告書等からの引用である。

他方、機構等の能動的な各種の取組だけでなく、総務大臣（第三者委員会）のあっせんの申立て、年金事務所等への来訪相談等のように、年金受給者等からの申出により回復した年金記録も相当数に上っている。

このうち、総務大臣（第三者委員会）のあっせん等により回復したものは、前記のとおり、未統合記録の統合分も含め約13万件（25年度末現在）となっている。

また、年金事務所等への来訪相談により年金記録が回復したものについては、既存のデータがなく集計することは困難であるが、前記のとおり「年金記録回復の具体的事例（1,000事例）」によれば、年金事務所等への来訪相談（年金相談）を契機として判明したものの割合は全体の27.2%となっている。この分析は、年金の増加金額の大きい事例を抽出して分析したものであり、これまでに回復した年金記録全体の傾向を表すものとはいえないが、相当数は、年金事務所等への来訪相談が判明の契機となっていたことがうかがえる。

なお、本人からの申出により年金記録が回復した場合でも、前記の機構等からの能動的な働きかけの結果として来訪相談、第三者委員会に年金記録に係る確認の申立てがなされた場合等もあることから、回復した人数等が機構等からの能動的な各種取組

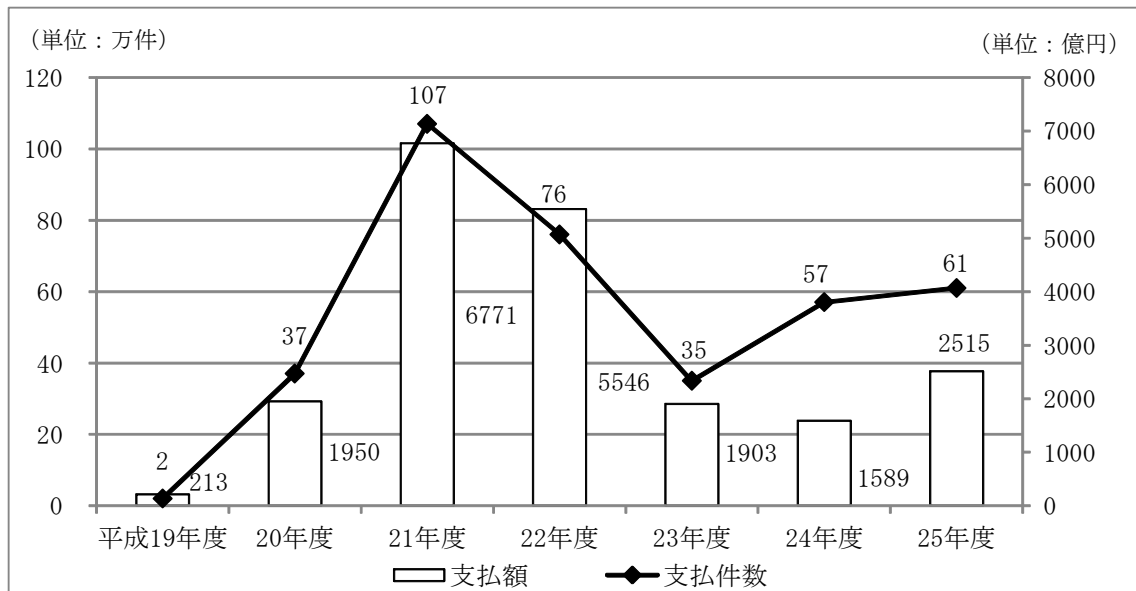
によるものと一部重複している。

(3) 年金受給者等に対する特例的救済施策による年金等の支給状況

年金時効特例法等の特例的救済施策により年金記録が回復したもの（継続した実態調査が行われていない第3号被保険者の年金記録不整合問題に関連するものを除く。）についてみると、時効特例給付の支払件数等は、図表2-3のとおりであり、21、22両年度の一時期に比べてその件数等は減少してきている。そして、前記のとおり、未統合記録の基礎年金番号への統合件数は減少傾向となっていること、機構の年金記録問題への対応の集中処理期間が終了したことなどから、特例的救済施策による支払件数等は、今後、継続的に減少傾向となることが見込まれる。

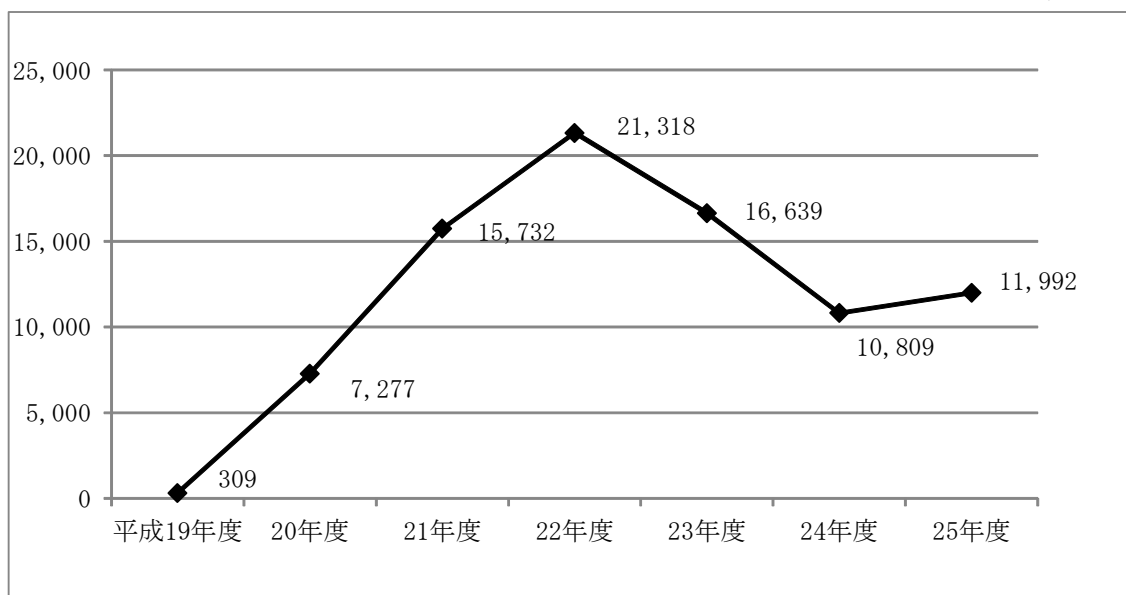
図表2-3 年金受給者等に対する特例的救済施策による年金等の支給額等の推移

① 時効特例給付の支払件数及び支払額の推移



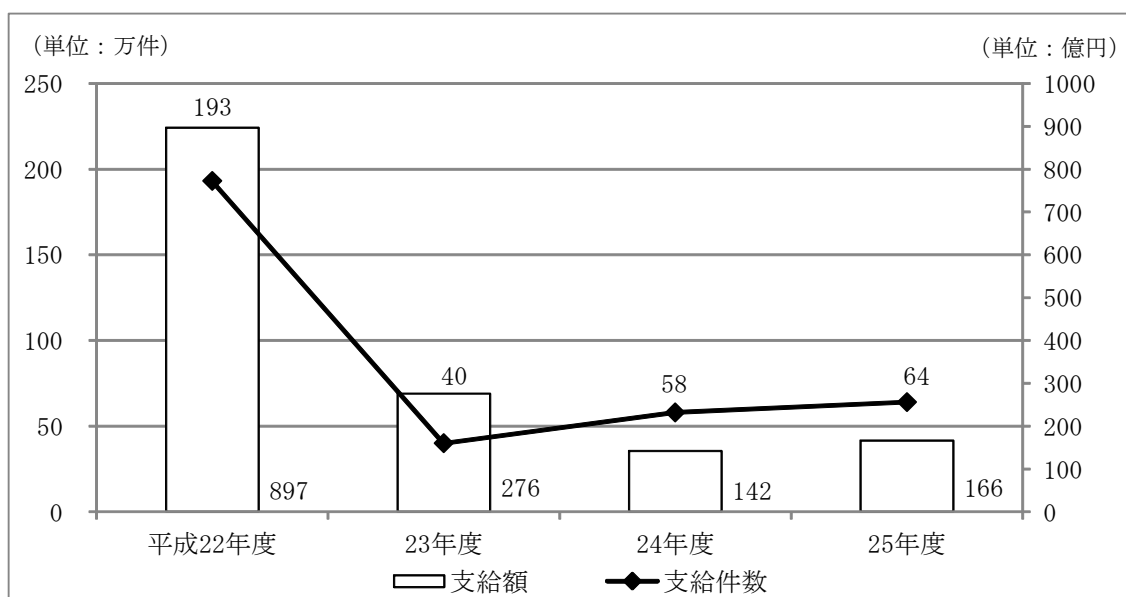
(注) 平成19年度については19年7月から20年3月まで

② 厚生年金特例法に係るあっせん等に基づき年金記録の訂正を行った件数の推移
(単位：件)



(注) 平成19年度については19年6月22日から20年3月31日まで

③ 遅延特別加算金の支給件数、支給額の推移



(4) 年金記録の回復による効果

ア 特別委員会の報告書等における年金回復額

特別委員会の報告書等によれば、25年度末現在、未統合記録の基礎年金番号への統合や年金記録の内容の訂正により年金額が回復した人数は延べ約324万人、年金回復額は、年間の年金額で約1081億円、生涯受給額で約2.2兆円とされている。

このうち生涯受給額は、図表2-4のとおり、①年金受給者に対する説明等のため年金事務所等が試算した年金額（年間）の増額分等の累計約1081億円を、②老齢年金が支給される65歳以上の老齢年金給付額の男女比率で案分し、③男女別の65歳の平均余命を年金受給期間とみなして、それぞれ乗ずることにより算出している。

なお、③で記録訂正時の年齢における平均余命ではなく、65歳の平均余命を年金受給期間とみなしているのは、年金記録の訂正を行う年金受給者の年齢は区々であるが、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の本則上の支給開始年齢が65歳であること、記録訂正により65歳の支給開始時点まで遡及して年金増額分が支給（5年の消滅時効が完成した部分については時効特例給付）されることなどによるとしている。

そして、特別委員会の報告書等によれば、機構における20年4月以前のデータが存在しないため、約1081億円はあくまで同年5月以降の年金記録訂正による年金受給者の年金額（年間）の増額分等を累計したものであり、それ以前の回復分や年金額に換算できない被保険者等の年金記録訂正分を考慮すると、年金記録が回復された効果は約2.2兆円を大きく上回ると思われるとしている。

図表2-4 生涯受給額の算出内訳

- | |
|--|
| ① 年金記録訂正による年金受給者の年金額（年間）の増額分等の累計
1081億円
年金受給者に対する説明等のため、年金事務所等が試算したもので、
年金記録訂正前の年金額（年間）に対する年金記録訂正後の年金額（年
間）の増額分等を累計したものである。 |
| ② 65歳以上の老齢年金給付額の男女比率（平成23年度実績）
男64.3%、女35.7% |
| ③ 65歳平均余命（平成24年簡易生命表）
男18.89年、女23.82年 |
| ④ ①、②、③を基に生涯受給額を算出
$1081\text{億円} \times 64.3\% \times 18.89\text{年} + 1081\text{億円} \times 35.7\% \times 23.82\text{年}$
$\div 2.2\text{兆円}$ |

上記の算出内訳についてみると、生涯受給額約2.2兆円は、次に示す受給額の算定の細部を省略して算出されたものであり、回復実績の概要を示すための試算的なものであると認められる。

- ① 65歳から平均余命を経過したときまでを年金を受給する期間としているため、特別支給の老齢厚生年金等、65歳より前から支給される年金が考慮されて

いないこと

- ② 在職者や雇用保険受給者に対する支給停止等が考慮されていないこと
- ③ 前記のとおり、年金額（年間）の増額分等を累計した約1081億円は、実額ではなく試算額の累計であること
- ④ 記録回復時の年金額（年間）の増額分等を基にしているため、物価の変動率に応じて年度ごと行われる年金額の改訂、いわゆる「物価スライド」が考慮されていないこと
- ⑤ 前記のとおり、時効特例給付は考慮されているのに、これを現在価値に見合う額とするために支給される遅延特別加算金が考慮されていないこと

イ 年金回復額の推移等

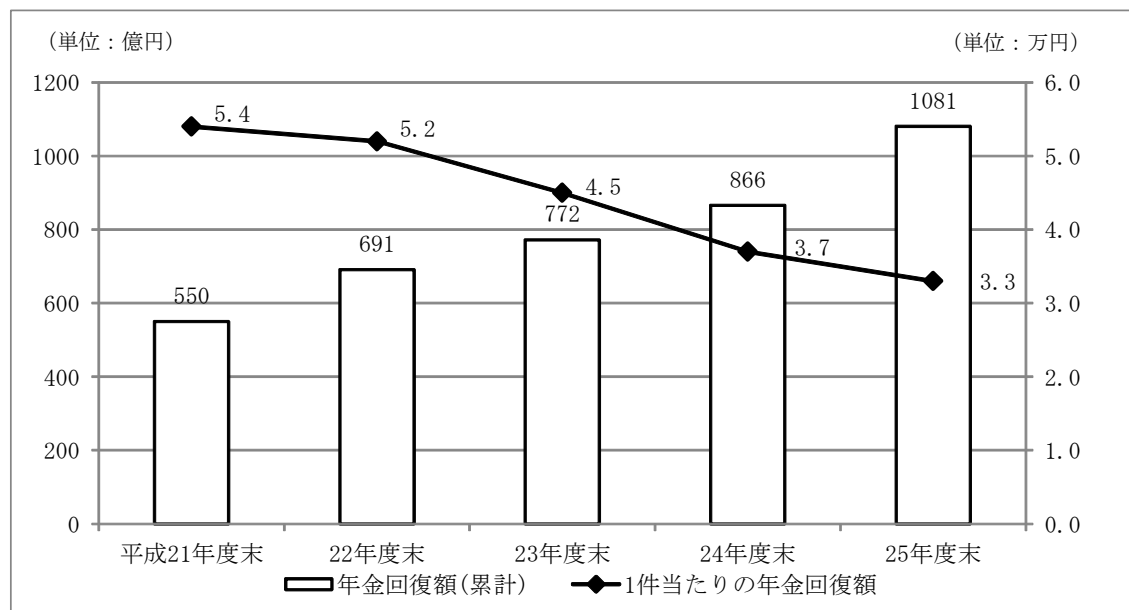
特別委員会の報告書等によれば、25年度末における年金額（年間）の増額分等の累計は、図表2-4のとおり、約1081億円となっている。

そして、各年度末における年金額（年間）の増額分等の累計を年金回復件数の累計で除した、1件当たりの年金額（年間）の増額分等についてみると、図表2-5のとおり、機構が年金回復額の調査を開始した20年以降、減少を続けている。これは、年金加入期間が長く年金額の増額が大きなものから処理が進んでいることなどが要因と考えられる。

そして、前記のとおり、年金記録問題への対応の集中処理期間が25年度に終了し、26年度以降は、未統合記録の統合数及び記録の内容に誤りがあるものの回復件数の減少が見込まれる。

なお、特別委員会の報告書では、27年10月以降の年金受給資格期間が、25年から10年へ短縮されることに伴って、年金加入期間の短い記録であっても、今後本人からの申出が増える可能性があるとしている。

図表2-5 年金額（年間）の増額分等の累計及び1件当たりの年金額（年間）の増額分等の推移



また、特別委員会の報告書等によれば、前記の「年金記録回復の具体的事例（1,000事例）」における増加総額（生涯受給額）を試算すると、図表2-6のとおり、増加総額が1000万円以上のものが計867件、このうち3000万円以上のものが6件となっている。

こうした状況から、1件当たりの年金回復額は減少してきているものの、個人ごとにみれば、年金受給者の生活に大きな影響を与える事例があったことがうかがえる。

図表2-6 年金記録判明による年金回復事例（1,000事例）の増加額分布

増加総額 （万円）	100～ 999万円	1000～ 1999万円	2000～ 2999万円	3000 万円以上	左の平均金額 約1420万円
事例数	133	767	94	6	合計1,000事例

（注）増加総額は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命までの期間（この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、既に死亡されているケース（未支給分）は死亡時までの期間）について受給すると仮定して機械的に計算した金額である。

（5）年金記録の訂正による減額ケース等

前記のとおり、年金記録問題に関して、各種便の送付等の各種の取組が行われている。そして、その結果、記録の内容に誤りがあることが明らかになるなどした場合は、原則として年金記録の訂正が行われ、年金額が回復するなどすることとなる。

このうち、新たに平均標準報酬月額の高い期間の保険料納付記録が発見されるなど

の、記録の内容に誤りがあることが明らかになり、これに基づき年金記録を訂正すると既に受給している年金額の減額が見込まれるなどのケースについては、国の年金記録が正しいかどうかは、最終的には本人しか判断できないこと、紙台帳等とオンライン記録との突合せは本人の申出によらず、国が一方的に行った突合せが契機であること、本人からの訂正後の年金記録に基づく再裁定の請求を行わなければ、記録訂正及び再裁定は行わないこと、年金額の減額をすることは年金受給者の生活に大きく影響を与えることなどの考えから、年金記録回復委員会の審議を経るなどして、運用により、図表2-7のように取り扱っている。

図表2-7 年金記録の訂正による減額ケースの取扱い

契 機	対 象	取 扱 い
① ねんきん特別便等	年金受給者	各年金事務所において、年金記録を訂正した場合の年金額を仮に計算するなどした「年金額仮計算書」を作成するなどして、減額となる理由、過払い分は返還していただく旨を懇切丁寧に説明し、本人が年金記録の訂正（年金額の減額の申出）を認めた場合は、将来にわたって減額するとともに過払い分は返還を求める。本人が年金記録の訂正（年金額の減額の申出）を認めない場合は、保留として、年金相談事跡管理システム（以下「事跡管理システム」という。）に記録を残し、減額しない。注(1)
	被保険者等	受給権がいまだ発生していないことから、改めて本人にお知らせすることなく、年金記録の訂正を行い、事後的に訂正結果をお知らせする。
② 紙台帳等とオンライン記録との突合せ	年金受給者	本人への通知及び年金記録の訂正は行わず、事跡管理システム等に記録を残し、減額しない。ただし、突合せを希望してきた年金受給者については通知等を行う。注(2)
③-1 厚生年金保険の被保険者等の年金記録と厚生年金基金記録との突合せ（③-2を除く。）	被保険者等	本人にお知らせし、年金記録の訂正の申出があった場合は、年金記録を訂正し、年金記録の訂正は不要である旨の申出があった場合は、年金記録の訂正は行わず、事跡管理システム等に記録を残す。なお、お知らせを発出してから少なくとも30日を経過しても回答がない場合は、再度お知らせを送付し、再送付から少なくとも30日が経過してもなお本人から回答がない場合は、事跡管理システム等に記録を残す。
③-2 厚生年金保険の被保険者等の年金記録と厚生年金基金記録との突合せの結果、国の年金の代行相当部分について二重に支給されていたことが明らかになった場合 注(3)	年金受給者	年金記録を訂正した後に、本人にお知らせし、申出により、また、申出がない場合は職権により減額の再裁定を行い、過去5年分の過払いの返納を求める。
	被保険者等	本人にお知らせすることなく、年金記録の訂正を行い、事後的に訂正結果をお知らせする。
④ 国民年金の特殊台帳とオンライン記録との突合せ	年金受給者	本人へのお知らせは行わず、年金記録の訂正も行わない。
	被保険者等	年金記録の訂正を行い、本人にお知らせする。

注(1) 本人が年金記録の訂正（年金額の減額の申出）は必要ないと判断した場合に、従来は、「年金額訂正申出書」の記入・提出を求めていなかったが、平成22年4月以降は、本人が「年金記録の訂正は必要ない」とことの意味を示したことが明確になるよう、「年金額仮計算書」の書式を変更し、「年金額訂正申出書」の記入・提出を求めている。

注(2) 基金加入者に係る国の年金記録が訂正され、年金額が減額になるケースにおいて、本人が国の年金記録の訂正は必要ないと判断した場合には、国の年金記録の訂正等はされず、基金の年金記録等にも影響を与えない。

注(3) 基金は、老齢厚生年金の一部を国に代わって代行給付している。このため、企業等の厚生年金保険の適用事業所の事業主が基金を設立したり、厚生年金保険の被保険者が基金に加入したりしたときには、当該事業主から国、基金それぞれに届出がされる。しかし、当該届出がなされなかったことなどにより、年金記録の誤りがあった場

合に、国及び基金の両方から老齢厚生年金（代行部分）について二重に支給されることがある。

このように、年金記録を訂正すると既に受給している年金額の減額が見込まれるなどのケースについては、「年金額仮計算書」により変更後の年金額の仮計算を行うなどして、年金受給者本人の意思に反した年金額の減額を行わないなどとして取り扱っている。そして、図表2-7の③-1「厚生年金保険の被保険者等の年金記録と厚生年金基金記録との突合せ（③-2を除く。）」を契機としたケースについては、前記のとおり、第一次審査において「訂正不要」の申出があるなどしたため訂正しないものが7.1万件あることが明らかになっているほかは、「年金額仮計算書」はあくまでも「仮の年金額」を年金受給者に示すものであり、「年金記録の訂正は必要ない」との意思が明確にされた後は、特段保管する必要のないものであることなどから、機構は、対象者数や減額見込み金額の集計を行っていなかった。このため、会計検査院がその全体像を把握することは困難であったが、前記の紙台帳等とオンライン記録との突合せについてみると、第一次審査、第二次審査が終了し、紙台帳等とオンライン記録が不一致と判断された約324万人に対して、本人に通知されたものが約289万件（26年3月末現在）となっていることなどからすると、相当数の者が対象となっていると思料される。

なお、前記のとおり、不整合期間を有する第3号被保険者は、年金健全化法に基づき、「特定期間該当届」を機構に提出して、過去10年前までの保険料を特例的に追納することができることとなっている。そして、年金健全化法のうち「特定期間該当届」に係る部分の規定が施行された25年7月1日より前に不整合期間に係る年金記録が訂正された者で年金受給者である者については、既に年金受給額の減額が行われており、上記の「特定期間該当届」の提出及び保険料の追納を行った場合は、当該追納を行った日の翌月から、当該追納を行った月数に応じた年金受給額の増額を行うこととなっている。一方、同年7月1日以降に不整合期間に係る年金記録が訂正される年金受給者については、保険料の追納可能期間が終了する30年3月までは既存の年金受給額のままであるが、同年4月以降は、上記の「特定期間該当届」の提出及び当該追納の状況を踏まえて、年金受給額の増減が行われることとなっており、減額に該当する場合は、既存の年金受給額の10分の1を超えて減額されないことが年金健全化法に規定されている。

3 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

(1) 機構における体制整備の状況等

ア 内部統制システムの構築等

年金記録問題発生の原因、組織の問題点等については、前記のとおり、国の各種委員会で調査、検証等を行っている。機構の設立に当たっては、これらの調査、検証等において指摘された事項に対応する必要があることから、日本年金機構業務方法書（平成22年1月1日方針第3号）第16条第1項において、理事長その他役員（監事を除く。）及び職員の職務執行が機構法その他の法令に適合することを確保するなどのための体制を構築するとともに、継続的にその改善を図ることとされている。このため、機構は、①コンプライアンス確保、②業務運営における適切なリスク管理、③業務の有効性・効率性の確保、④適切な外部委託管理、⑤情報の適切な管理・活用、⑥業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善、⑦ITへの適切な対応といった7つの方針を柱とした「内部統制システムの構築の取組方針」（平成22年1月1日方針第4号。以下「取組方針」という。）等を定め、これに基づき、次のような内部統制システムを構築している。

(ア) コンプライアンス確保

コンプライアンス確保に関して、検証委員会から、多くの職員は年金記録の誤りが相当あることを漠然と認識していたが、これらについて定量的に把握・検証・補正を行う組織的な取組が行われなかったことなどが指摘されていた。

機構は、上記の指摘に対応するなどのため、社会保険庁における上記の指摘を踏まえた取組を引き継ぎ、法令遵守委員会を改組したコンプライアンス委員会や機構内外の法令違反通報窓口を設置したり、法務・コンプライアンス部（26年3月以前はリスクコンプライアンス部。以下同じ。）を設置したりして、調査や再発防止の指示業務に迅速に対応するなどの新たな取組を行っている（図表3-1参照）。

図表3-1 コンプライアンス確保に関する検証委員会の主な検証結果と機構における主な取組

検証委員会の主な検証結果	機構における主な取組
- 多くの職員は年金記録の誤りが相当あることを漠然と認識していたが、これを定量的に把握・検証・補正する組織的な取組が行われなかった。 - 大きな金額を扱う機関として、不正防止・不正摘発を専門的に処理する相応の体制の不備があった。 - 内部職員の不正を防止し、発生時にはこれを厳しく摘発していくための仕組みが必ずしも十分でなかった。 - 保険料の領収書があるのに、社会保険庁側に記録がないという問題が生じており、その原因の一つとして、職員等の横領行為があるのではないかと疑念が生じている。	- 外部弁護士の参画の下での法令違反に対する通報制度の設立 - お客様の声、事務処理誤りの報告等の伝達ルールを明確化し、法令違反通報以外の方法でもコンプライアンス問題事案を把握 - コンプライアンス委員会及び法務・コンプライアンス部の設置 - 日本年金機構コンプライアンス規程（平成22年1月1日規程第6号）及び日本年金機構役職員行動規範（平成22年1月1日方針第5号）の策定 - 全役職員を対象とするコンプライアンス研修等を様々な機会を捉えて実施

(イ) 業務運営における適切なリスク管理

リスク管理に関して、検証委員会から、誤りの定量的な把握及び統計分析、チェック体制の検証・評価等を行うことなどが重要であることなどが指摘されていた。

機構は、上記の指摘に対応するなどのため、事務処理誤りの報告やリスクアセスメント調査の実施等によりリスク情報を的確に把握、分析、評価等するなどの取組を行っている（図表3-2参照）。

図表3-2 業務運営における適切なリスク管理に関する検証委員会の主な検証結果と機構における主な取組

検証委員会の主な検証結果	機構における主な取組
- 多くの職員は年金記録の誤りが相当あることを漠然と認識していたが、これを定量的に把握・検証・補正する組織的な取組が行われなかった（再掲）。 - オンライン記録の誤記入等については、①誤りの定量的な把握及び統計分析、②データの入力方法及びチェック体制の検証・評価、③防止対策等の検討・改善を行うことなどが重要 - 継続的な業務活動のための組織全体としてのサイクル（PDCA（Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善））サイクル）を確立していなかったことが、横領等事案を繰り返し生じさせた一因 - 大きな金額を扱う機関として、不正防止・不正摘発を専門的に処理する相応の体制の不備があった（再掲）。	- お客様の声、事務処理誤り報告等の伝達ルールを明確化、継続的なリスクアセスメント調査の実施によりリスク情報を的確に把握 - 把握したリスクを分析・評価等し、リスク管理委員会の審議結果を踏まえた上で対応策を検討・改善 - 日本年金機構リスク管理規程（平成22年1月1日規程第7号）に機構のリスク管理に関する基本的事項を定め、毎年度の基本的な方針を規定したリスク管理プログラムを作成し、これに基づき適切なリスク管理の取組を推進 - リスク管理委員会を設置しリスク管理に関する事項を組織横断的に審議、また、「事務リスク」及び「システムリスク」の担当部署を設置して分析、評価、審議、指示等の業務を実施

(ウ) 業務の有効性・効率性の確保

業務の有効性・効率性の確保に関して、検証委員会から、統一的な業務マニユ

アルが示されず、各社会保険事務所等において独自の事務処理が行われることがあったこと、記録誤りについての定量的な把握が十分でなかったことなどが指摘されていた。

機構は、上記の指摘に対応するなどのため、社会保険庁が上記の指摘を踏まえて作成した全国統一の業務処理マニュアルを精緻化し、これに基づいて業務処理を行うことを徹底し、また、「事務処理誤り総合再発防止策」を策定するなどして、事務処理誤りの再発防止に努めるなどの取組を行っている（図表3-3参照）。

図表3-3 業務の有効性・効率性の確保に関する検証委員会の主な検証結果と機構における主な取組

検証委員会の主な検証結果	機構における主な取組
・ 統一的な業務マニュアルが示されず、各地方において独自の事務処理が行われることがあった。 ・ 多くの職員は年金記録の誤りが相当あることを漠然と認識していたが、これを定量的に把握・検証・補正する組織的な取組が行われなかった（再掲）。 ・ 年金記録の照会方法が社会保険事務所ごとに区々となっていた。 ・ 二度目の相談で記録問題が判明するなど、当初の相談への対応が不十分だったと考えられる事例が見られた。 ・ 継続的な業務活動のための組織全体としてのサイクル（PDCAサイクル）を確立していなかったことが、横領等事案を繰り返し生じさせた一因（再掲）	・ 社会保険庁時代に左の検証結果等により作成された全国統一の業務処理マニュアルについて、判断基準、責任・権限の明確化等の精緻化を図った。 ・ 日本年金機構業務管理規程（平成22年1月1日規程第8号）を策定し、業務処理マニュアルに基づく業務処理を行うことを徹底した。 ・ 年金事務所等からの事務処理誤りの再発防止に関する改善提案を踏まえ、「事務処理誤り総合再発防止策」を策定 ・ 被保険者等の意見を機構の業務運営等に反映させるため、理事長の諮問機関である運営評議会を設置 ・ サービスの質の向上、業務運営の改善等を図るため、サービス・業務改善委員会及びサービス推進部を設置 ・ 厚生労働大臣が定める中期目標に沿って中期計画を定め、実績の評価を受けることで、継続的な業務活動のための組織全体としてのサイクルを確立 ・ 業務の合理化・効率化を進めるため、業務改善工程表を策定して、これに基づき取組を推進

(エ) 適切な外部委託管理

外部委託管理に関して、検証委員会から、ソフトウェアの著作権が開発業者に帰属し、実質的に同一の開発業者しかプログラム改修が行えず、固定的な関係が継続されてきたことなどが指摘されていた。

機構は、上記の指摘に対応するなどのため、日本年金機構システム調達要領（平成22年1月1日要領第40号）を定め、今後システム開発、管理、運用及び保守に関して機構が外部委託を行う場合は、契約書に「新たに作成される成果物に関する（注19）著作権はすべて機構に帰属し、外部委託先は著作者人格権を行使しない」といった知的財産の帰属に関する事項を明記するなどの取組を行っている（図表3-4参

照)。

(注19) 著作権者人格権 著作権者が、著作物及びその題号について無断で修正したり、変更したりすることを禁止することができるなどの権利

図表3-4 適切な外部委託管理に関する検証委員会の主な検証結果と機構における主な取組

検証委員会の主な検証結果	機構における主な取組
・ ソフトウェアの著作権が開発業者に帰属し、実質的に同一の開発業者しかプログラム改修が行えず、固定的な関係が継続されてきたこと	・ 日本年金機構システム調達要領を定め、今後システム開発、管理、運用及び保守に関して機構が外部委託を行う場合は、契約書に「新たに作成される成果物に関する著作権はすべて機構に帰属し、外部委託先は著作権者人格権を行使しない」といった知的財産の帰属に関する事項を明記 ・ 一般競争入札を原則とした上で、業務品質の維持・向上が図られるように総合評価方式を活用 ・ 調達委員会を設置して調達案件の事前審査を実施し、また、契約監視委員会を設置して調達後に契約内容の事後的審査を実施 ・ 外部委託する業務の横断的な品質管理、分析及び評価を行う外部委託管理担当部署の設置 ・ 日本年金機構外部委託規程（平成22年1月1日規程第10号）等を策定し、外部委託業務責任者等を定めて、外部委託を管理・監視

(オ) 情報の適切な管理・活用

情報の適切な管理・活用に関して、検証委員会から、組織内において情報を整理し、それを共有し、引継ぎを行っていくという基本的な作業が行われていなかったことなどが指摘されていた。

機構は、上記の指摘に対応するなどのため、日本年金機構情報伝達規程（平成22年1月1日規程第11号）等を策定し、これらの規程に基づく情報の伝達、保存、管理及び活用を徹底し、また、業務引継実施要領（平成22年1月1日要領第21号）を策定するなどして、必要な情報を適切に継承するなどの取組を行っている（図表3-5参照）。

図表3-5 情報の適切な管理・活用に関する検証委員会の主な検証結果と機構における主な取組

検証委員会の主な検証結果	機構における主な取組
・組織内において情報を整理し、それを共有し、引継ぎを行っていくという基本的な作業が行われていなかった。 ・記録管理方式の変更の度に、それ以前の経緯を十分踏まえずに判断しており、過去の年金記録の管理に関する情報が全く引き継がれていないことが誤りを繰り返すことにつながった。	・日本年金機構情報伝達規程、日本年金機構文書管理規程(平成22年1月1日規程第12号)及び日本年金機構個人情報保護管理規程(平成22年1月1日規程第13号)を策定し、当該規程に基づく情報の伝達、保存、管理及び活用の徹底 ・業務引継実施要領の策定、事跡管理システムの導入等により、必要な情報を適切に継承 ・情報システム内部に記録された情報等の取扱いを定めたセキュリティーポリシーの策定 ・個人情報の目的外閲覧に対しては、情報へのアクセスの監視の徹底、職場内研修の義務付け

(カ) 業務運営及び内部統制の実質的な監視及び改善

業務運営等の実質的な監視等に関して、検証委員会から、①監査が厳しく行われていないこと、②監査結果について書面で整理し、これを改善につなげる姿勢に欠けることなどが指摘されていた。

機構は、上記の指摘に対応するなどのため、①日本年金機構内部監査規程（平成22年1月1日規程第14号。以下「内部監査規程」という。）等を策定し、理事長と直結した監査部門を設置して、重大な不正事案等については、後述する特別監査、無予告監査等を実施し、②監査結果について、定期的に理事会に報告するとともに、的確に業務改善につなげるよう、指摘事項のフォローアップを実施するなどの取組を行っている（図表3-6参照）。

図表3-6 業務運営及び内部統制の実質的な監視及び改善に関する検証委員会の主な検証結果と機構における主な取組

検証委員会の主な検証結果	機構における主な取組
- 平成16年度までは指摘がなく監査が厳しく行われていない。 - 横領等が発生しているにもかかわらず、特別監査が実施されていないケースがある。 - 監査結果を書面で整理し、これを改善につなげる姿勢に欠けていた。 - 業務監察について、15年度までは指摘内容や指摘事項の取りまとめや分析が行われておらず、業務上の問題の全体像が把握されていない。 - 今後は年金記録に係るシステムや業務の外部監査の視点も重要である。	- 内部監査規程等を策定し理事長と直結した監査部門を設置し、機動的・効果的に本部機能として内部監査を実施 - 監事の職務を補佐する監事室を設置 - 重大な不正事案等の特別監査、無予告監査等を実施 - 監査結果（指摘事項）について、定期的に理事会に報告するとともに的確に業務改善につなげるよう、指摘事項のフォローアップを実施 - リスクアセスメント調査等の結果を基に、業務の分野別に監査のチェックリストを策定 - システムの信頼性等を確保するため、システム監査及びセキュリティー監査を実施 - 業務について、適切な監査テーマを設定して、会計監査人等と連携して監査を実施

(キ) I T への適切な対応

I T への適切な対応に関して、検証委員会から、コンピュータシステムの開発

- ・運用については、長期間にわたり特定の開発業者に依存してきたため、社会保険庁内部の人材育成が十分でないことなどが指摘されていた。

機構は、上記の指摘に対応するなどのため、システム担当理事（C I O）の設置、I T スキルを有する者の採用、システム部門職員を対象とした人材育成研修の実施等に取り組んでいる（図表3-7参照）。

図表3-7 I T への適切な対応に関する検証委員会の主な検証結果と機構における主な取組

検証委員会の主な検証結果	機構における主な取組
- コンピュータシステムの開発・運用については、長期間にわたり特定の開発業者に依存してきたため、社会保険庁内部の人材育成が十分でなく、システムの仕様等に係る意思決定を業者に依存している。 - 社会保険庁自らが、システムの設計・評価・検証・改善を行う姿勢や意識を持つことができず、記録誤りの防止・減少のために必要な業務及びシステムの見直しの遅れにつながった。	- システム担当理事（C I O）及びシステム部門（P J M O）を設置し、I T ガバナンスの確立に向けた体制を整備 - 機構自らが責任と主体性を持ってシステム開発に取り組むため、システム部門へのI T スキルを有する者の採用、システム開発経験者等の配置、社内公募による登用、システム部門職員を対象とした人材育成研修の実施、I T 関連資格の取得促進

機構の内部統制システムは、前記のとおり、年金記録問題に対する国の各種委員会の調査、検証等による指摘を踏まえるなどして、取組方針等に基づいて整備されている。しかし、公表資料等によれば、前記の厚生年金特例法の運用等における事務処理誤りのほかにも、前記の時効特例給付業務における事務処理が不統一となっ

ていた問題への対応が遅れたことなど、内部統制システムが有効に機能していないと思料される事態が続いている。このようなことなどから、機構法第36条に基づき厚生労働大臣が毎年度実施している機構の業務実績の評価結果における「内部統制システムの構築に関する事項」の評価は、21年度から25年度まで常にC（年度計画をやや下回っている。）となっている。

イ 事務処理誤りに対する取組の状況等

年金記録問題は、一部の本人側の事情によるケースを除けば、事務処理誤りの問題と考えられる。このため、事務処理誤りを早期に把握してその改善を図るとともに、その拡大と再発を防止することは、年金記録問題の再発防止にとって有益であると考えられる。こうした観点からは、事務処理誤りに係る前記の内部統制システムが有効に機能することが重要である。

そこで、内部統制システムの構築の取組のうち、特に、事務処理誤りに関係する取組の状況について検査したところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 事務処理誤りに対するこれまでの取組

機構は、年金記録問題対策に対応する内部統制システムの構築の取組の一環として、前記の「事務処理誤り総合再発防止策」を22年7月に策定し、24年12月の改訂を経て、事務処理誤りの再発防止に取り組んでいる。具体的には、図表3-8のとおり、業務処理マニュアルの見直しや受付進捗管理システムの導入のほか、未処理届出書の確認・点検、マニュアル改正時における勉強会等を実施するなどしている。

図表3-8 事務処理誤り総合再発防止策の主な内容

年 度	内 容
平成 22年度	・ 届書の受付控えの交付対象の拡大、未処理届書の確認・点検の実施、マニュアル改正時などにおける勉強会の実施、ファックス送信誤りの防止、記録統合誤り防止の実施、老齢年金繰下げ意思確認書の実施 ・ バーコードを活用した届書などの受付、届書の進捗管理を行う受付データ進捗管理システムの構築に向けて、業務要件などを検討し、基本計画書を策定 ・ 「国民年金被保険者資格取得届にかかるシステム改善」を含む10件の基本計画書の策定
23年度	・ 国民年金被保険者資格取得届に係るシステム改善 ・ 厚生年金保険適用関係届書に係る決定通知書等への社会保険労務士コードの印字 ・ 20歳到達日直前での厚生年金保険取得時における入力システムの改善 ・ 二以上事業所勤務被保険者に係る事務処理システムの改善 ・ 裁定中表示の期間における資格取得届、資格喪失届の入力処理の改善
24年度	・ 旧三公社(日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社)共済・農林共済の誤裁定防止(期間重複チェック) ・ 資格取得届、算定基礎届及び月額変更届の処理結果リストの出力項目の追加 ・ 受付進捗管理システムの導入 ・ 送付物のダブルチェック及び確認後の確認印の押印
25年度	・ 事務処理誤り・ヒヤリハット事例集の作成 ・ 二以上事業所勤務被保険者の事務処理を支援するツールの導入 ・ 遡及記録(算定、賞与等)の補正処理の改善 ・ 誤送付を防止するための送付用窓開封筒の作成 ・ 受付や返戻等のルール及び受付システムの運用を見直し、届出書等の処理遅延・紛失の再発防止策の策定
毎年度	・ 職員や現場によって業務処理が異なることのないよう、全国統一的な業務の標準化を図るため、随時、業務処理マニュアルを改正 ・ 業務処理マニュアルの徹底を図ることを目的として、ブロック本部のマニュアルインストラクター全員を対象とした研修を実施

(機構ホームページ等を基に会計検査院が作成)

また、日本年金機構業務管理規程に基づき、「事件・事故・事務処理誤り対応要領」(平成22年1月1日要領第20号。以下「対応要領」という。)を策定し、機構の業務の実施に際して、事件・事故・事務処理誤りその他機構の適正な業務運営を阻害する事由が発生した場合の対応に関して必要な事項を定めている。

対応要領によれば、事務処理誤りが発生したとき、年金事務所等は、本部の品質管理部品質管理グループに、①原則として2日以内に第1報を、②顧客への対応等、事象への対応が完了した後は速やかに、再発防止を含む詳細な完了報告を行うこととされている。そして、品質管理グループ又は品質管理グループから指示を受けた本部関係部署は、法務・コンプライアンス部と協議の上、必要に応じて、当該事務処理誤りの再発防止に係る全国的指示を行うこととされている。

また、事務処理誤りのうち、被保険者、年金受給者、事業主等に著しい影響を与えるものなどについては、品質管理グループが公表資料を作成するなどして、その件数、影響金額等を公表することとなっている。

(イ) 事務処理誤りの発生状況

機構の資料によれば、22年1月の機構設立から、25年度末現在までの、事務処理誤りの判明件数は、図表3-9のとおり、21年度（22年1月から3月まで）410件、22年度2,834件、23年度3,582件、24年度3,972件、25年度4,208件の計15,006件となっている。

このうち、社会保険庁時代に発生し機構設立後に判明したものを除いた件数、すなわち、機構設立後に発生した事務処理誤りの判明件数は、それぞれ21年度（同）188件、22年度1,850件、23年度2,419件、24年度2,351件、25年度2,447件となっていて、おおむね横ばいであり、機構の取組に応じて事務処理誤りの件数が減少しているという傾向は確認できなかった。

図表3-9 事務処理誤りの判明件数等

（単位：件）

判明年度 件数分類		平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合 計
判明件数		410	2,834	3,582	3,972	4,208	15,006
	うち社会保険庁時代分	222	984	1,163	1,621	1,761	5,751
	うち機構設立後発生分 (判明件数のうち機構設立後発生分の割合)	188 (45.9%)	1,850 (65.3%)	2,419 (67.5%)	2,351 (59.2%)	2,447 (58.2%)	9,255 (61.7%)

注(1) 平成21年度は22年1月から3月までの期間である。

注(2) 26年3月末現在で判明した件数である。

そして、機構が公表した近年の事務処理誤りの具体例をみると、次のとおり、再発防止の取組が十分に機能していないと思料される事態が判明している。

<機構が公表した事務処理誤りの具体例>

機構は、平成22年度から未処理届書の確認・点検を実施し、24年10月から受付進捗管理システムを導入するなどして届書の未処理・処理遅延防止を図っている。

しかし、25年1月、「日本年金機構へのご意見・ご要望メール」宛てに通報があったことにより兵庫事務センターの事務処理遅延等が判明し、その後、同年5月に行った全年金事務所等の総点検の結果、計1,312件の事務処理遅延、計76件の書類紛失及び計13件の添付書類の確認漏れが明らかとなった。これらの中には、受付進捗管理システム導入以降に発生したもので、同システムに未登録であったものや、登録したにもかかわらず進捗管理が不十分であったものも多数見受けられた。

そこで、機構は、受付した届書を受付進捗管理システムへ登録することを徹底すること、受付日から一定期間経過しても処理されていない届書を毎週1回管理職員が確認することにより再発を防止することとしていた。

しかし、同年10月及び11月の機構本部の内部監査等により、池袋年金事務所及び世田谷年金事務所において、前記の総点検で見受けられた処理遅延等と同様の原因により計291件の事務処理遅延と計4件の書類紛失が再び判明した。

また、対応要領によれば、事務処理誤りは「通知書等の記載誤り・誤送付、届書等の入力漏れ・入力誤り及び通知書・届書等の紛失、説明誤りなど被保険者、年金受給者、事業主等に影響を与える事務処理誤り。また、関係機関に対する情報提供誤り並びにその他これらに準ずる事務処理誤り」などとされている。このうち、未処理・処理遅延については、どの程度の期間、未処理又は処理遅延したときに事務処理誤りとして扱うかなどの目安がないため、結果として被保険者等からの問合せがあったときに初めて未処理・処理遅延として取り扱う場合があった。

このため、未処理や処理遅延となっても被保険者等にあまり影響のない事務、例えば、前記の厚生年金特例法に基づく納付勧奨の手続や国庫負担の手続等については、未処理・処理遅延の事態が生じていても、被保険者等からの問合せがほとんどないため、その多くを事務処理誤りとして取り扱っていなかった。

また、一部の年金事務所においては、対応要領等に基づき、上記の厚生年金特例法の運用における未処理・処理遅延について、品質管理グループに報告していたが、同グループは、報告件数が年間数件と少なかったことから、法務・コンプライアンス部と協議を行わず、結果として再発防止に係る全国的指示を行ってい

なかった。

(ウ) 事務処理誤り後の対応

機構の資料によれば、21年度から25年度までの間の事務処理誤りの影響金額は、図表3-10のとおり、機構から顧客への未払が約27.0億円、過徴収が約3.7億円、過払いが約13.6億円、未徴収が約9.9億円、誤還付が約0.5億円となっている。

図表3-10 事務処理誤りによる影響額

(単位：千円)

区分 期間	機構から顧客に支給等すべきもの		機構が顧客に返還等を求めるもの			その他
	未払	過徴収	過払い	未徴収	誤還付	
平成21年度	30,077	35,579	56,769	9,329	2,855	115
22年度	365,445	95,142	326,971	164,785	31,759	98,031
23年度	610,615	56,194	254,290	110,228	2,893	113,742
24年度	557,219	56,210	239,626	51,532	7,744	295,943
25年度	1,144,284	132,929	488,220	663,718	7,668	328,252
計	2,707,640	376,054	1,365,876	999,592	52,919	836,083

注(1) 平成21年度は22年1月から3月までの金額である。

注(2) 1件の事務処理誤りに区分が混在するものは相殺せずにその他に計上した。

特別委員会は、報告書で、顧客が善意・無過失なのに、事務処理誤りという事由で不利益を被ることは回避されなければならないとする一方、顧客が本来受けるべきでない「もらい過ぎ分」などは、機構等の過失とはいえ、現行法の枠内での返還をお願いしないと他の顧客の負担が増えることにつながりかねないので、返還を求めるべきであるとしている。

また、未払については、前記のとおり、年金時効特例法に基づく時効特例給付により、消滅時効が完成した部分についても支給されるなどの特例的な措置が執られているものの、過払いについては、5年の消滅時効が完成した場合には、その返還請求ができないことから、その防止に努めるとともに、判明した場合は速やかに是正することが重要である。

そこで、機構が25年度に公表した事務処理誤りのうち、公表上の影響金額が300万円以上の過払いで、かつ、その発生年月日から判明年月日までの期間が5年を超える23事案について、時効による消滅の状況をみると、要返還額2億1287万余円のうち、1億3115万余円が時効により消滅していた。

そして、前記の理由から、過払いが明らかになった場合には、速やかに再裁定及び返納勧奨等の所定の手続を進め、納入告知を行うなどして時効を中断する必要がある、機構の指示依頼書（業務の実施に際し、機構内の関係部署に指示、依頼等する文書をいう。以下同じ。）によれば、過払いが明らかとなってから納入告知等までの期間は原則206日（年金受給者が勧奨開始時点で死亡している場合等は220日）とされている。しかし、過払いが判明した年度ごとに、25年度末現在で処理が完了していない過払いの件数をみると、21年度の2件、22年度の13件、23年度の19件、24年度の124件、25年度の517件が未完了となっていて、上記の指示依頼書で原則としている処理日数を超えるものも多数見受けられた（図表3-11参照）。

図表3-11 25年度末における事務処理誤りの処理が未完了となっている過払いの件数
(単位：件)

件数分類 \ 判明年度	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
未完了件数	2	25	76	512	2,705	3,320
うち過払いの件数	2	13	19	124	517	675

注(1) 平成21年度は22年1月から3月までの期間である。

注(2) 26年3月末現在で判明した件数である。

さらに、透明性を確保し、公的年金制度等に対する国民の信頼を確保するなどの目的で公表している事務処理誤りの件数や影響金額等のうち事務処理誤りによる影響金額について、機構は、被保険者等に直接影響のある返納対象額等のみを計上することとしており、過払いしたもののうち時効により消滅した額は影響金額に含めないとしている。しかし、この時効消滅額も、年金給付のための貴重な財源から支払われたものであることから、これも公表することにより、透明性が高まり、国民の信頼の確保につながると思料される。

また、機構は、業務運営における適切なリスク管理のために、「リスク発生の頻度」と「リスク発生による影響度」の2つの評価指標を活用するなどしたリスクアセスメント調査を実施している。このうち、「リスクの発生による影響度」の評価には、前年度に発生した各業務における事務処理誤りの「影響金額」の平均値が活用されていて、時効消滅額が「影響金額」に含まれないことにより、時効消滅額がリスクの評価に考慮されていない状況となっていた。しかし、「リス

ク発生による影響度」に時効消滅額を反映するなどして、リスクを適切に評価等
する必要がある。

このように、機構は、事務処理誤りの再発防止を目的として様々な取組を行って
いるが、これまでに明確な減少効果は確認できていない。また、厚生年金特例法に
基づく納付勧奨の手續等の事務処理の問題を把握できず事態の拡大を防げなかった
こと、また、影響金額に時効消滅額を含めていないことにより、リスクの過小評価
につながるおそれがあると思料される。

したがって、機構は、今後も引き続き、対応要領等に沿って、事務処理誤りの再
発防止を着実に進めた上で、被保険者等からの問合せを伴わない事務処理誤りも適
時に把握して、関係部署間における適切な情報の共有に取り組むとともに、時効消
滅額を考慮したリスク評価等を行うことについて検討する必要がある。

ウ 監事監査及び内部監査の体制整備等

年金記録問題の再発防止に向けて、内部統制システムが有効に機能しているかを
検証する役割も担う内部監査等の機能は極めて重要である。

そこで、内部監査等の取組の状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 監事監査の実施状況

機構は、監事監査を、厚生労働大臣が任命した監事2人（うち非常勤1人）と、
それを補佐する直属の監事室の職員4人、計6人体制で実施しており、監事室の職
員の独立性を保つため、人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては監事の同意
を要することとしている。

監査の対象は、財務及び業務の状況となっており、日本年金機構監事監査規程
（平成22年2月12日監事決定）により年次の監査計画等に基づき監事監査を実施
することとなっている。

監査の方法には、理事会その他の重要な会議への出席や重要な文書の閲覧等の
他、本部役職員に対するヒアリング監査と地方拠点へ訪問して行う監査があり、
図表3-12のとおり21年度から25年度までの間の監査実績は延べ537人日、訪問監
査を行った年金事務所等は80か所となっていた。

監査の結果は、監査報告書として理事長及び厚生労働大臣に提出され、ホーム
ページで一般にも公表されている。また、監査の結果、是正又は改善が必要であ

ると判断したときは、理事長又は厚生労働大臣にその旨の意見を提出するとともに、是正又は改善の状況について必要な確認を行うこととなっているが、これまで、監査報告書において指摘された事項はない。

図表3-12 監事監査の実績

方 法	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
役員ヒアリング日数	4日	2日	14日	14日	6日	40日
部長ヒアリング日数 注(2)	13日	29日	73日	73日	62日	250日
全369か所のうち 訪問監査を行っ た年金事務所等	—	7か所	25か所	22か所	26か所	80か所
総人日数	39人日	68人日	154人日	150人日	126人日	537人日

注(1) 平成21年度は22年1月から3月までの期間である。

注(2) ブロック本部長も含む。

(イ) 内部監査の実施状況

機構は、内部監査を、図表3-13のとおり、理事長直属の監査部において103人体制（25年4月1日現在）で行っており、監査担当者は独立性と客観性の観点から被監査部署等が行う業務に従事してはならないこととなっている。

図表3-13 内部監査担当者

(単位：人)

監査部内グループ		平成25年度定員	25年度首実人員
本部	監査企画、本部監査	25	25
ブロック	北海道監査	5	5
	東北監査	9	7
	北関東・信越監査	13	11
	南関東監査	17	12
	中部監査	13	9
	近畿監査	13	11
	中国監査	9	7
	四国監査	5	5
	九州監査	13	11
	小計	97	78
計		122	103

(注) 実人員数が定員より少ないのは、監査部の定員枠を、年金記録問題対策の人員に充てているためである。

監査の対象は、機構の全ての組織が行う業務となっており、①機構の財務の状

況に対する監査、②機構の業務の状況に対する監査、③機構が開発、管理及び運用する電子情報処理組織の当該開発、管理及び運用に対する監査等となっている。

内部監査規程によれば、機構の内部監査には、一般監査と特別監査があり、一般監査をあらかじめ定められた「監査計画」に基づいて実施し、機構の業務運営に重大な影響を与える事象が発生した場合等に監査部長の決定で特別監査を実施することとされている。

また、監査の実施に当たっては、原則として、事前に監査実施の日程等を通知することとなっているが、効率的な監査を行うために必要であると認めるときは、これを行わない無予告監査によることができることとなっている。

21年度から25年度までの間の内部監査の実績は、図表3-14のとおりであり、内部監査に要した延べ人日数については、21年度（22年1月から3月まで）390.0人日、22年度4,115.0人日、23年度5,642.5人日、24年度4,379.0人日、25年度4,341.5人日の計18,868.0人日、監査の結果、不備等を指摘された項目数については、21年度（同）459件、22年度5,274件、23年度3,072件、24年度6,088件、25年度4,661件の計19,554件となっていた。このうち、指摘された項目に対する改善状況等について監査するフォローアップ監査は、33か所で300.0人日実施しており、指摘項目は184件となっていた。

なお、年金事務所及び事務センターは、業務管理の状況を定期的に自ら確認することにより、事件、事故、事務処理誤り等を早期に発見し、また、それらを未然に防止する目的で、自主点検を毎月行っている。自主点検は、自主点検実施要領（平成22年4月1日要領第50号）に基づき、年金事務所長及び事務センター長のほか、年金事務所長等から指名された課室長等が自ら所掌する課室等を除いた業務について行い、領収書等の処理、管理状況等、定められた監査項目の前月の状況を毎月15日までに、是正措置、改善対応等と併せて監査部に報告するものである。そして、一般監査において、当該自主点検の結果についてその有効性の確認を行うこととなっている。

図表3-14 年度別内部監査の実績

①一般監査及び特別監査

監査の種類等			平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
一般 監査	本部	箇所数(箇所)	-	77.0	43.0	39.0	53.0	212.0
		指摘項目数(件)	-	187.0	135.0	128.0	70.0	520.0
		人日数(人日)	-	388.0	405.0	309.0	540.0	1,642.0
	地域	[事前予告] 箇所数(箇所)	26.0	57.0	90.0	230.0	220.0	623.0
		指摘項目数(件)	459.0	1,377.0	2,536.0	5,292.0	3,961.0	13,625.0
		人日数(人日)	390.0	855.0	1,350.0	3,450.0	3,300.0	9,345.0
	[無予告] 箇所数(箇所)	-	-	-	-	241.0	241.0	
	指摘項目数(件)	-	-	-	-	618.0	618.0	
	人日数(人日)	-	-	-	-	361.5	361.5	
特別 監査	地域	実施事由等		処理遅延、 不適切な 記録訂正 事案の 発覚を 受け 実施	保険料横領 事件を受け 同様の事 象がない か確認	現金紛失事 案を受け、 建物の施 錠及び金 庫の管理 状況等 について 無予告 監査を 実施	兵庫事務セ ンターにお ける事務処 理遅延を受 け実施	
		箇所数(箇所)	-	359.0	311.0	160.0	1.0	831.0
		指摘項目数(件)	-	3,710.0	401.0	484.0	12.0	4,607.0
		人日数(人日)	-	2,872.0	3,887.5	320.0	140.0	7,219.5
計		箇所数(箇所)	26.0	493.0	444.0	429.0	515.0	1,907.0
		指摘項目数(件)	459.0	5,274.0	3,072.0	5,904.0	4,661.0	19,370.0
		人日数(人日)	390.0	4,115.0	5,642.5	4,079.0	4,341.5	18,568.0

② フォローアップ監査

監査の種類等			平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
地域		箇所数(箇所)	-	-	-	33.0	-	33.0
		指摘項目数(件)	-	-	-	184.0	-	184.0
		人日数(人日)	-	-	-	300.0	-	300.0

③ ①及び②の合計

監査の種類等			平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
計		箇所数(箇所)	26.0	493.0	444.0	462.0	515.0	1,940.0
		指摘項目数(件)	459.0	5,274.0	3,072.0	6,088.0	4,661.0	19,554.0
		人日数(人日)	390.0	4,115.0	5,642.5	4,379.0	4,341.5	18,868.0

注(1) 平成21年度は22年1月から3月までの期間である。

注(2) 本部の箇所数とは、本部内の各部等のことである。

(ウ) 内部監査の結果の活用状況等

内部監査規程等によれば、監査結果の報告書と指摘された事案の改善計画書は、それぞれ理事長に提出、報告され、監査部長は、改善計画に基づく対応状況の事後調査及び完了確認を行い、その結果等を定期的に理事会に報告することとされ

ている。

このため、監査部長は、フォローアップ監査や3か月ごとに被監査部署からは是正及び改善の取組状況の報告を行わせることなどにより、改善計画に基づく対応状況の事後及び完了確認を行っており、26年3月現在においては是正されずに取組継続事項とされている指摘項目は、差押物件の換価に時間を要している事態等の254件となっている。

また、監査部長は、被監査部署で発見された指摘事項に対する是正又は改善の措置について、被監査部署における取組だけでなく本部関連部署による対応が必要であると判断する場合、当該本部関連部署の長に対して、改善提言を行うこととなっている。

前記の厚生年金特例法の運用における未処理・処理遅延については、機構の内部監査において指摘されているものもあることから、事態の拡大や再発の防止に向けた監査結果の活用状況をみると、指摘された被監査部署では改善計画に基づき是正等が進められていたが、指摘件数が少なかったことなどから、監査部長は、本部関連部署による対応は必要ないものと判断して改善提言を行っていなかった。

さらに、前記のとおり、機構では、監査結果を、理事長及び理事会に報告等するだけでなく、監査対象部署の担当理事及び関係理事に回覧することとしているが、職員に対して監査結果を適切に周知するための取組が十分でなかったことなどにより、事態の拡大を防止することができなかった。

したがって、機構は、内部監査等を適切に実施した上で、本部関連部署への改善提言を活用するなどして、監査結果等を職員に対して適切に周知し、事態の拡大や再発の防止に努める必要がある。

(2) 厚生労働省と機構との連携等

年金記録問題を受け、厚生年金保険等の適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等の一連の運営業務を行う機関として機構が設立され、厚生労働省と社会保険庁との間で曖昧となっていた行政実務上の法解釈の権限と責任は、厚生労働省に一元化された。

それ以降、厚生労働省と機構の役割分担は明確にされたことになっていたが、前記のとおり、時効特例給付業務の事務処理不統一問題が発生し、その原因の一つとして、

監察本部の検証において業務の処理基準である「時効特例法Q & A」が簡略で具体性に乏しいまま改訂・充実が行われなかったことが挙げられ、このような事態を招いたのは法令解釈を担当する厚生労働省と実務を行う機構との役割分担の不明確さ・曖昧さが原因の一つであるなどとされた。

これを受け、年金局は、時効特例給付業務の教訓を踏まえて年金行政を担う組織運営の在り方、すなわち、厚生労働省及び機構の連携方法や体制整備、各組織内のマネジメント等の検討を行い、25年11月に年金事業運営の改善に関する報告を取りまとめた。

この報告では、図表3-15のとおり、年金局の事業部門の業務体制見直しや組織内の連携強化等の対策が示され、厚生労働省と機構との間の業務分担及び連携について、①コンプライアンス等について幹部だけでなく実務担当者との定期的な協議の場を設け、日常的に業務運営状況を把握するなどして機構に対し積極的に関与すること、②相互の業務に対する理解を深め、業務を円滑に進めるため、人事交流を拡大すること、③事務処理フローや業務分担の見直しについて、定例意見交換等で検討することなどの対策が示されている。

そして、これらの改善策を着実に実施することは、年金記録問題の再発を防止する上で重要であると考えられる。現在、年金局は、事業企画課内に年金事業運営推進室を設置（26年4月）するなどして厚生労働省と機構との間の業務分担及び連携等を推進している。

図表3-15 監察本部の検証結果を踏まえた年金事業運営の改善に関する報告の主な内容

1	年金局事業部門の業務体制の見直し ・ 疑義照会への対応ルールの明確化 ・ 人員配置も含めた業務運営体制の充実
2	業務の処理基準について ・ 業務処理マニュアル等の見直しに速やかに対応できる体制の構築（業務処理マニュアルは、機構が年金局と協議の上改正）
3	厚生労働省と機構との間の業務分担及び連携 ・ 時効特例給付、コンプライアンス等について幹部だけでなく実務担当者との定期的な協議の場を設け、日常的に業務運営状況を把握するなどして機構に対し積極的に関与 ・ 相互の業務に対する理解を深め、業務を円滑に進めるため、人事交流を拡大 ・ 事務処理フローや業務分担の見直しについて、定例意見交換等で検討
4	組織内における連携強化 ・ 業務運営上の観点を含めた制度改正、施行後の法令解釈等について年金局事業部門と制度部門とが協力して速やかに対応 ・ 週1回の課内打合せ等による課題等の共有 ・ 業務引継ルールに沿った引継ぎの実施 ・ 国民の声の活用等

(3) 年金記録問題に関する厚生労働省及び機構と共済組合等の関係機関との連携等

厚生労働省及び機構は、市区町村や共済組合等と連携して、年金記録問題の解決等に取り組んでおり、その主なものを挙げると次のとおりである。

- ① 名寄せ便に対して「訂正なし」と回答した者及び未回答の者であって、未統合記録が基礎年金番号に結び付く可能性が高い約88万人を対象に行ったフォローアップ調査では、市区町村の協力を得て、機構が接触できなかった者の電話番号等の調査や年金記録の調査を行った。
- ② 被保険者等の年金記録の照会や、紙台帳等とオンライン記録との突合せ作業で被保険者等の年金記録を確認する際に、共済組合等の加入期間と思われる記録が判明した場合等は、共済組合等の協力を得てその記録の確認を行うなどしていた。
- ③ 年金相談に関して、市区町村に「ねんきんネット」の端末の導入等を要請し、インターネット環境がない被保険者等に対して「ねんきんネット」を利用した年金記録の提供をしたり、市区町村の生活保護担当部局等の協力を得て、生活に困った高

齢者等を対象に、生活相談の窓口における年金記録の発見の支援を行ったりするなどしていた。

近年は、前記のとおり、第3号被保険者の年金記録不整合問題の解消のため、国民年金法第108条に基づき、共済組合等に対して、健康保険等の被扶養配偶者情報の提供を受けるための協議を続けるなどしている。

(4) 今後の年金記録の正確性確保のための対策

ア 本人等による記録確認等

機構は、年金記録問題への対応の集中処理期間の最終年度である25年度末をもって、処理が困難な一部のケースを除き、機構等からの能動的な働きかけによる年金記録問題の処理を終了している。

しかし、未統合記録で「解明作業中又はなお解明を要する記録」である約2083万件の中には、誤った氏名や生年月日となっているなどして、名寄せ作業や紙台帳等との突合せの対象とならなかったものが多数存在しており、また、「解明された記録」として整理された約689万件の「死亡者に関連する記録」の中には、遺族からの年金記録確認の照会等があれば今後の年金受給に結びつく可能性があるものも含まれていることから、本人や遺族からの年金記録の確認の申出を促すことが重要である。

そして、今回の年金記録問題で明らかになったように、長い年月を経た後の年金記録の確認は多大な困難を伴うため、裁定時だけでなく、できるだけ直近の時点で情報提供等を行い、恒常的に本人が自身の年金記録を確認するなどの仕組みを構築することが、年金記録問題の再発を防止し、正確な年金記録の管理を行う上で非常に重要である。

機構は、上記に対応するため、「ねんきん定期便」及び「ねんきんネット」の充実に努めている。

「ねんきん定期便」は、年金記録確認のため、21年4月から全被保険者に対し、年金加入期間、標準報酬月額、保険料納付額等を、誕生日月に毎年送付するものである。機構は、多額の費用がかかることや、「記載された内容が理解できない」などの被保険者の意見を踏まえ、節目年齢（35歳、45歳、59歳）以外は、封書形式を圧着はがき形式に改めて、直近1年分の標準報酬月額、保険料納付状況等の被保険者が確認したい事項のみを分かりやすく表示するなどの改善を行っている。

また、前記の厚生年金保険の標準報酬等の不適正な遡及訂正については、標準報酬の引下げなどの改定が事業主から通知されないと、従業員はその事実を知ることができないことから、「ねんきん定期便」により、年間又は全加入期間の標準報酬月額を従業員である被保険者に直接通知し、従業員に事業主の不適正な届出について注意喚起を行っている。

さらに、27年10月に予定されている「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号）の施行後は、これまで未加入期間として表示されていた共済組合等の加入期間について、共済組合等から情報提供を受け、「ねんきん定期便」に記載することが予定されている。

「ねんきんネット」については、前記のとおり、利用者の拡大等のため、スマートフォン等のモバイル機器でも閲覧できるように機能を拡充したり、通常、取得に5日程度を要するユーザーIDを即時取得するためのアクセスキーを「気になる年金記録、再確認キャンペーン」のお知らせや「ねんきん定期便」に記載したりしている。

イ 基礎年金番号の重複付番対策

重複付番とは、9年1月の基礎年金番号が導入された当時の付番作業が十分でなかったことなどにより同一の者が複数の基礎年金番号を保有していることであり、将来、年金の裁定請求時の調査が完全でなければ、新たに未統合の年金記録を発生させることになる。

機構は、25年度末の時点で、氏名、生年月日、性別及び住所の4項目が一致する基礎年金番号4,240件並びに氏名、生年月日及び性別の3項目が一致する基礎年金番号443,384件について本人確認を行い、それぞれ2,336件（55.1%）、165,321件（37.3%）の重複付番を解消している。

25年4月以降は、再発を防止するため、基礎年金番号が未記載の資格取得届が提出された場合で、当該届の対象者に関し、3項目（氏名、生年月日及び性別）が一致する基礎年金番号が既にあるときは仮基礎年金番号を用いて別管理としており、今後必要な調査等を行った上で統合することとしている。

ウ 諸届出の電子化

特別委員会の報告書によれば、年金記録問題の発生原因の一つには、事業主等か

ら提出される届出等の紙媒体の情報を電子化する際に、入力誤りなどにより正確な情報が登録されなかったことが挙げられている。

そして、このような事態は、あらかじめ電子化された情報を入手し、入手した情報をそのまま活用していれば防げたものである。

しかし、25年度における厚生年金保険の主要な6種類の届書の申請方法は、図表3-16のとおり、電子媒体申請が47%、電子申請が6%となっており、残りの47%は入力が必要な紙申請のままとなっている。

今後の対策としては、届書等の電子化を促進し、同時に機構の業務プロセスのペーパーレス化を図っていくことが必要となっている。

図表3-16 届書の電子化状況等（平成25年度）

分類	媒体	割合	特徴	問題点
紙申請	紙	47%	届出頻度、件数が少ない場合に有効	・記載項目漏れ等の返戻が多い。 ・再入力時の誤読、誤入力の発生
電子媒体申請	CD DVD等	47%	届出件数が多い場合に有効 (電子媒体届書作成プログラムを活用)	・対象が厚生年金保険の主要な6種類の届書、国民年金の主要な6種類の届書に限定 ・添付書類は紙媒体
電子申請	(注) e-gov	6%	届出頻度が多い場合に有効	・電子証明書(有料)の取得が必要 ・I Cカードリーダーが必要

(注) 申請窓口を総務省が運用する電子政府の総合窓口

エ 基金への情報提供

年金記録回復委員会は、国の年金記録と基金等の年金記録との不一致の約3割から4割は、事業主が、標準報酬の決定等の国から通知された事項を基金等に届け出なかったことなどが原因であるとしている。

このため、機構は、国が保有する基金等加入員の年金記録に関する情報、すなわち、事業主から機構に提出された届書等に基づく年金記録の変更分の情報を定期的に基金に提供する仕組みを構築することとしており、26年度に作業を開始する方向で準備を進めることとしている。

(5) 26年度以降の機構の年金記録問題への対応に係る体制の変更等

ア 機構における体制の変更等

前記のとおり、機構は、年金記録問題への対応の集中処理は25年度をもって終了したことなどを踏まえて、26年10月に、①事務センターに設置した「突合記録審査グループ」を廃止し、その行っていた事務を「記録審査グループ」に引き継ぐとと

もに、②各年金事務所に設置した「年金記録課」を廃止し、その事務を「お客様相談室」に引き継いでいる。

また、本部においては、引き続き年金記録問題へ適切に対応する必要があるため、「記録問題対策部」を「年金記録企画部」へ名称変更するなどし、年金記録問題に関する各種の対策の検討等について、継続して対応することとしている。

なお、厚生労働省は、同年4月に、社会保障審議会の日本年金機構評価部会を改組し、機構の事後的な評価のみならず、年金記録問題への対応も含め、年金事業全体について審議する年金事業管理部会を設置したほか、年金事業等の適正かつ円滑な運営を推進するための総合的な調整を行う年金事業運営推進室を年金局の事業企画課内に設置している。

イ 年金健全化法による改正後の国民年金法の施行

前記のとおり、第3号被保険者の年金記録不整合問題に対応するなどのため、年金健全化法が制定されて、施行されている。そして、年金健全化法による改正後の国民年金法第108条の共済組合等に対する資料要求権等に関する規定のように、既に施行されているものもあるが、改正後の国民年金法第12条の2のように未施行のものもある。

この国民年金法第12条の2は、26年12月1日から施行されることとなっており、施行後、第3号被保険者であった者は、第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったことについて、機構に届け出ることとなっている。

これにより、機構において第3号被保険者に該当しなくなったことを適切に把握することなどが期待されている。

ウ 第三者委員会の報告書等への対応

前記のとおり、23年報告では、新たな年金記録確認体制の構築により、司法手続も考慮に入れた年金記録確認の仕組みについて、政府において早急に検討を進めることなどが要請されている。この要請等を踏まえ、26年6月に、年金記録の訂正手続の創設等の所要の措置を講ずることを内容とする年金事業改善法が成立し、27年3月以降、被保険者等から年金記録の訂正請求を受け、厚生労働大臣から訂正決定に関する権限の委任を受けた地方厚生局長等が自ら所要の調査を行うとともに、地方審議会の審議に基づき、年金記録の訂正の可否を決定することとなっている。

また、年金事業改善法により改正された厚生年金特例法が施行される同年4月以

降、第三者委員会が行ってきた厚生年金特例法に規定する個別案件に係る調査審議は、地方審議会が担うこととなっている。

このように、同年3月以降の新たな年金記録に係る確認の申立てについては、年金事業改善法に基づく新たな制度で処理できることとなり、総務省及び厚生労働省は、厚生労働省に円滑に引き継ぐなどするための具体的な方法等について、現在、検討を進めているとしている。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の概要

年金記録問題に関する日本年金機構等の取組に関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、①年金記録問題に関する事業の実施状況について、機構における未統合記録を基礎年金番号に統合するための取組等は適切に実施されているか、その進捗状況はどのようになっているか、年金受給者等に対する特例的救済施策への取組や第3号被保険者の年金記録不整合問題に係る対応は適切に行われているか、②年金記録問題への取組による効果の発現状況について、未統合記録及び記録の内容に誤りがある年金記録の回復状況はどのようになっているか、年金記録の回復による効果はどのようになっているか、③年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況について、機構の内部統制システムは適切に整備されて、機能しているか、事務処理誤りへの対応は適切になされて、再発防止策が講じられているかなどの点に着眼して検査を実施した。

検査の結果の概要は、次のとおりである。

(1) 年金記録問題に関する事業の実施状況

ア 厚生労働省及び機構における年金記録問題への取組の実施状況

(イ) 各種便の送付

社会保険庁は、未統合記録の解明等のために年金受給者や被保険者等に対して、各種便を送付していたが、機構も引き続き「ねんきん定期便」を送付したり、各種便が未送達の者に対して再送付したりなどしていた。そして、回答を求める必要がある各種便の回答状況をみると、25年4月末現在で、平均して送付した者の約4分の1からは回答がない状況となっていた。また、「ねんきん特別便（名寄せ便）」の未回答者等に対するフォローアップ照会は、同月末までに、その処理を終えていた。

各種便の送付等の結果、26年3月末現在で約1382万人の年金記録が回復したとされているが、機構では、今後、毎年送付する「ねんきん定期便」等により、各種便の未回答者等に対して回答を促すなど年金記録確認の呼びかけを実施している（16～20ページ参照）。

(ロ) 紙台帳等とオンライン記録との突合せ

既に基礎年金番号に結び付いている約2.5億件のオンライン記録等について、

電子画像化された約9.5億件の紙台帳等と突合せを行うこととして、紙台帳検索システムが構築され、機構の記録突合センター29か所で5事業者に委託するなどして22年10月から突合せが開始された。この突合せ業務は、25年12月までに終了し、委託事業者に支払った金額は1278億余円となっていた。

その進捗状況についてみると、26年3月末現在で突合せ審査対象者約8123万人のうち、機構職員による審査まで終了したものは約8122万人、紙台帳等とオンライン記録が不一致となったものは約324万人となっていた。

そして、紙台帳検索システムにより、約9.5億件の紙台帳等の画像データを各年金事務所でも確認できることになったことから、機構は、各年金事務所年金受給者等から年金記録の確認の申出があった場合等において紙台帳検索システムを活用して年金記録の調査を行うことができるように統一的調査手順の構築を図り、25年1月から実施している（20～26ページ参照）。

(ウ) 厚生年金保険の被保険者等の年金記録と厚生年金基金記録との突合せ

国で管理する厚生年金保険の被保険者等の年金記録と基金等の年金記録との突合せは、22年4月から約3679万人の年金記録を対象として開始された。

進捗状況についてみると、26年3月末までに全ての突合せ業務が終了していて、この結果、年金受給者で増額となる再裁定が行われ、国からの年金給付が回復した件数は、24年1月から26年3月までにおいて約6.8万件となっていた（26～30ページ参照）。

(エ) 総務大臣のあっせん等による処理

第三者委員会は、年金記録の確認について、国側に年金記録がなく、年金受給者等の側も証拠を持っていないなどの事例について、様々な関連資料を検討し、年金記録訂正に関し第三者的な立場から客観的かつ公正な判断を示すことを任務として、19年6月、総務省に設置された。

第三者委員会は、年金事務所等が受け付けて、第三者委員会に転送された年金記録に係る確認の申立てについて調査審議を行い、年金記録の訂正を要する場合はあっせん案を作成し、これを踏まえて、総務大臣は厚生労働大臣に対して年金記録の訂正に関するあっせんを行い、厚生労働大臣はその決定を尊重し、年金記録を訂正して回復させることとなっている。

そして、年金記録に係る確認の申立てに際し、年金事務所等において迅速に対

応するために、年金事務所等段階で年金記録の訂正が行えるよう、厚生労働省及び社会保険庁（22年1月以降は機構）は「年金事務所等段階での回復基準」を順次策定し、これに基づいて年金事務所等段階で年金記録の訂正等の処理が行われている。

19年6月から26年3月までの第三者委員会への申立て受付件数は、284,055件、第三者委員会において、年金記録の訂正が必要と判断され、あっせんされた件数は110,101件となっていて、その全ての年金記録が年金事務所等において訂正されていた。また、26年3月までに26,627件の年金記録が年金事務所等段階で回復されていた（31～33ページ参照）。

(オ) 厚生年金保険の標準報酬等の遡及訂正

社会保険庁は、標準報酬月額の下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われているなどの年金記録の遡及訂正のうち年金受給者に係る約2万件について、20年10月から21年3月までの間に戸別訪問調査を実施した。

その結果、従業員であって、年金記録が事実と相違しており、年金記録回復の申立ての意思ありとの回答があった1,602件について、年金記録を回復していた。また、20年9月以降、社会保険庁が社会保険事務所段階における年金記録回復基準を策定し、これにより年金事務所等において2,882件の年金記録を回復していた（26年3月末現在）（33～34ページ参照）。

(カ) 国民年金の特殊台帳とオンライン記録との突合せ

社会保険庁は20年5月から、国民年金の特殊台帳とオンライン記録の突合せ業務を開始し、機構はこの業務を引き継いでいる。

機構によれば、突合せ業務は22年6月に全て終了し、特殊台帳の記録とオンライン記録が不一致となったものが約30万件あったとしている。そして、年金受給者であって年金額が増えると考えられた約7万件について年金記録が訂正されて、年金額が年額で平均約1.4万円増額となったとしている（34～35ページ参照）。

(キ) 引き続き取組を行う必要がある未統合記録

厚生労働省は、未統合記録約5095万件の状況について、26年3月末時点で、基礎年金番号に統合済み又は一定の解明がなされた年金記録約3012万件を「解明された記録」として、ねんきん特別便等を送付したものの未回答となっているなどの年金記録約2083万件を「解明作業中又はなお解明を要する記録」として整理し

ている。

「解明された記録」のうちには、「死亡者に関連する記録」約689万件（未統合記録のうちの13.5%）が含まれているが、この記録には、遺族からの年金記録確認の照会等があれば、今後の年金受給に結び付く可能性があるものも含まれていると認められる。

そして、24年に年金機能強化法が成立し、27年10月から、年金受給資格期間を現在の25年から10年に短縮することが予定されている。

また、「解明作業中又はなお解明を要する記録」では、年金加入期間が25年未満の年金記録の割合が高くなっているなどしている。

このため、厚生労働省及び機構において、短期間の年金記録等であっても引き続き未統合記録の解明を進める必要があると認められる（35～39ページ参照）。

イ 機構の取組に対する厚生労働省の関与

厚生労働省の監督の下に機構は業務を行うこととなっていることから、同省は、機構が行う年金記録問題に関する各種取組について適切に業務が実施されるように、工程表の作成の段階から機構と協議したり、各種取組の実施に当たって機構と協議して実施要領等を発したり、各種取組の進捗状況等について機構から報告を受けて進捗管理を行ったりするなどして、機構に対して必要に応じて指導や助言を行っていた（39ページ参照）。

ウ 年金受給者等に対する特例的救済施策への取組

（ア）年金時効特例法の運用について

機構は、時効特例給付の事務処理において、一部に不統一・不公平が生じたことが判明したため、25年4月以降、これまでに処理した時効特例給付の全件（約349万件）を対象に検証を行った。その結果、追加支給が必要となったものは26年3月末時点で1,164件（約8.5億円）となっており、このうち1,135件（約8.2億円）の支給が同時点で完了していた。

そして、再発防止策として、機構は、25年10月に、実務に当たっての具体例を示すなどした事務処理基準を定めて関係部署に周知徹底するとともに、疑義照会の方法の明確化及び審査体制の改善を図るなどしていた（39～43ページ参照）。

（イ）厚生年金特例法の運用について

a 年金事務所における納付勧奨等の実施について

1999年金事務所において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨が所定の回数行われていないなどしている事態が見受けられた。

上記の事態に関して、会計検査院は、26年10月30日に厚生労働大臣及び機構理事長に対して、会計検査院法第34条の規定により、機構において対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等を厚年特例法マニュアル等に従って適切に行っていなかったものについて、厚年特例法マニュアル等に定められた処理を完結させるよう是正の処置を要求するとともに、厚生年金特例法の運用が適切に行われるよう、次のとおり、是正改善の処置を求めた。

- (a) 機構において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等の進捗状況を年金事務所内での確に把握して、その状況を機構本部に報告するよう厚年特例法マニュアル等の改正等を行い、また、年金事務所に納付勧奨等を厚年特例法マニュアル等に従って適切に行うことを周知徹底すること
- (b) 厚生労働省において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等が厚年特例法マニュアル等に従って適切に実施されるよう、機構に対して必要な指導監督を行うこと（43～49ページ参照）

b 年金事務所における特例納付保険料の収納に係る債権管理について

特例納付保険料の納付の申出を行ったが納付期限までに納付しなかった対象事業主等から債務承認書を徴取するなどの適切な時効の中断措置を執らなかったことから、当該債権が時効により消滅しているなどの事態が見受けられた（50ページ参照）。

c 国が厚生年金特例法に基づき取得する請求権について

厚生労働省は、厚生年金特例法に基づき国が取得する請求権の内容、消滅時効等の取扱いが不明確であるなどの問題があるなどとして、厚生年金特例法の施行から6年以上が経過しているのに請求権の取扱いを定めていなかった。このため、同省は、請求権を取得しているにもかかわらず、その行使等ができていない状況となっていた（50～51ページ参照）。

(ウ) 遅延特別加算金法の運用について

遅延特別加算金は、年金記録の訂正がなされた上で年金の受給権に係る裁定（再裁定を含む。）が行われた場合に、本来の支給日より大幅に遅れて支給される年金給付の額について、その現在価値に見合う額になるようにするために支給する

もので、22年度から25年度までの間に約357万件、約1482億円の支給を完了していた（51～52ページ参照）。

(エ) 第3号被保険者の年金記録不整合問題に係る年金確保支援法及び年金健全化法の運用について

a 機構における種別変更の処理の引継ぎについて

第3号被保険者としてのオンライン記録と実態に不整合が生じている者について、機構が種別変更の処理を行うに当たり、オンライン記録上の現住所から転出している者については、引継元年金事務所が転出先年金事務所に種別変更の処理を引き継ぐこととされているのに引き継いでいなかったり、引き継いだものの転出先年金事務所が種別変更の処理を行っていないかたりしている事態が見受けられた。

上記の事態に関して、会計検査院は、不整合期間を有する者に係る種別変更の処理が適切に行われるよう、次のとおり、26年10月30日に厚生労働大臣及び機構理事長に対して、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

(a) 機構において、転出先年金事務所に種別変更の処理を引き継ぐ場合の具体的な引継方法等を事務取扱要領等において明示し、各年金事務所に種別変更の処理を事務取扱要領等に従って適切に行うことを周知徹底すること

(b) 厚生労働省において、不整合期間を有する者に係る種別変更の処理状況を適切に把握して、機構に対して必要に応じて指導を行うこと（52～58ページ参照）

b 共済組合及び健康保険組合が管理している情報の提供について

機構において、国家公務員共済組合等の短期組合員に係る情報等がないため、真に不整合であることを確認し、適切に種別変更を行うことができない状況となっていた。その後、年金健全化法による国民年金法の改正により、機構は25年7月から共済組合又は健康保険組合に対して、必要な資料の提供を求めることができるようになったが、機構は、同法に基づきその提供を求めていなかった。

機構は、現在、健康保険等の被扶養配偶者情報の提供を受けられるよう、共済組合及び健康保険組合と協議を続けている。しかし、これらの協議がまとま

らず、健康保険等の被扶養配偶者情報の提供を十分に受けられない場合には、不整合期間を有する者との不公平等が今後も解消されないこととなるおそれがある。

このため、機構においては、共済組合や健康保険組合との協議をより一層推進していく必要があると認められる（58～60ページ参照）。

エ 年金記録等に係る年金相談等の実施状況

機構は、被保険者等からの年金の見込額、年金記録に関する相談等に対応する年金相談業務を年金事務所、街角の年金相談センター等及びコールセンターにおいて自ら又は委託により実施している。そして、自らが行う年金相談業務の体制については、26年度当初までにその中核部分を正規職員等で対応する体制の構築に取り組んでいたり、「ねんきんダイヤル」等の電話相談においてコール数に応じて設置席数を増加させたりなどして、年金相談業務の改善に向けた取組を行っていた。

しかし、15年金事務所において、年金相談業務の中核部分を正規職員等で対応する体制が十分に確保されていないなどの状況となっていた。

したがって、「年金相談体制の確立に向けた基本方針」に沿った正規職員等の配置を行う必要があると認められる（60～74ページ参照）。

オ ねんきんネットの活用等

「ねんきんネット」は、機構のホームページを通じ被保険者等の側から容易に年金記録を確認できる仕組みとして徐々にその機能を拡充して、利用の増大が図られており、ユーザーID発行件数は25年度末現在で計約280.4万件となっていた。

また、年金局は、市区町村と連携して、インターネット環境がない者に、市区町村窓口で「ねんきんネット」を利用した年金記録の提供を行っているが、その実施市区町村は全市区町村の56.8%の989市区町村にとどまっており、26年3月の1市区町村当たりの照会件数は5.9件となっていた（74～76ページ参照）。

カ 被保険者等の自主点検を促す施策

機構は、25年1月から26年3月までの間、「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を実施し、年金受給者等にはがきを送付するなどして、被保険者等に年金記録の自主点検を促していた。

また、機構は、年金記録回復事例のうち年金の増加金額が大きい1,000事例を分析・公表しており、これによれば、年金相談を契機として回復したものが全体の27.

2%とされており、年金受給者等からの申出が年金記録の回復のために有効であることがうかがえる（76～78ページ参照）。

キ 機構における契約方式、入札の状況等について

機構が22年1月1日から26年3月31日までの間に年金記録問題への取組のために締結した契約は、契約件数計462件及び支出済額計1444億0537万余円となっていた。

機構は、中期計画等で、契約の競争性及び透明性の確保並びにコストの削減を図ることを徹底することとしている。

機構は、22年1月から26年3月までの第1期中期計画期間で、競争入札の割合について80%以上の水準を確保することを目指すこととしている。そして、契約全体の競争割合は63.7%となっているのに対し、年金記録問題契約分の競争割合は、22年度に総合評価方式で契約した紙台帳等とオンライン記録との突合せ業務委託について、23年度以降も同じ契約相手方に随意契約により業務を委託したことなどにより、33.8%となっていた（78～84ページ参照）。

ク 機構における年金記録問題への取組の体制

機構における年金記録問題への取組に当たっては、正規職員を増員することなく、有期雇用職員の定員数を増加させることにより対応していた。また、年金記録問題への取組には、専門的知識や経験を有する職員が必要であり、多くの正規職員が年金記録問題に従事したため、これを補充するための有期雇用職員も配置されていた。

そして、機構は、25年度までに年金記録問題への取組の主要部分を終了させるために、各部署の長が職員の能力・適性や業務の状況を総合的に勘案して、専門的知識や経験を有して指導的役割を果たすことができる正規職員を年金記録問題を専門に担当する部署に配置したり、各担当部署の年金記録問題への取組の進捗状況に応じて職員を異動させたり、年度の中で有期雇用職員の増員を行ったりするなどしていた（84～92ページ参照）。

ケ 年金記録問題対策に関する経費の状況

年金記録問題は、国の事務処理誤りにより発生したものであり、年金記録問題対策に関する経費は、保険料収入ではなく、主に租税収入等の国の財源を充てることになっている。このため、厚生労働省は、毎年度、年金記録問題対策に要する資金を一般会計から年金特会の業務勘定に繰入れ、同勘定から直接、又は同勘定から機構に交付金を交付し、交付を受けた機構が年金記録問題対策のための経費を支出し

ている。

特別委員会の報告書等によると、年金記録問題発生以降、厚生労働省及び機構が支出した対策経費は3873億余円となっており、最も支出額が多いものは「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ関係」の1891億余円となっている。

そして、上記の対策経費には、①総務省の一般会計から支出した第三者委員会の経費（常勤職員の人件費を除く。）等の年金特会の業務勘定からの支出でない経費、②年金記録問題対策として予算措置されていない機構の正規職員の人件費、③年金記録従事割合が不明な厚生労働省の職員の人件費等及び④このほか、①、③のいずれにも整理できる第三者委員会事務室の常勤職員の人件費の計764億余円が計上されていなかった。

しかし、これらの経費も整理次第で年金記録問題対策に関する経費として計上する余地はあったと思料される（92～97ページ参照）。

コ 総務省における年金記録問題への取組の実施状況

第三者委員会は、年金記録に係る確認の申立てについて、第三者的な立場から客観的かつ公正な判断を示すことを任務として、19年6月、総務省に設置された。

そして、年金事務所等から第三者委員会に転送された件数は22年度をピークに減少傾向にあるものの、近年の申立ての大部分は厚生年金に関するものとなっていることなどから、今後も、厚生年金記録に関するもので第三者委員会の調査審議が必要となる案件が相当数あると思料される。

また、年金記録に係る確認の申立てに関する多数の具体的な調査等を行う地方委員会事務室の職員数については、その業務量等を踏まえて、適切に見直しを行う必要がある。そこで、地方委員会の処理件数等の推移についてみたところ、個々の事案により状況の違いがあるなどするものの、職員1人当たりの処理件数の24年度の数値は、それまでの数値と比べて半分以下となっており、同年度は処理件数の減少に応じた人員体制となっていなかったか、又は特別な事情があった可能性がある。しかし、24年度以降、地方委員会の体制については見直しの検討が行われるなどしており、25年度の職員1人当たりの処理件数が増加していることから、業務量を踏まえた人員体制とすることに努めてきていることがうかがえる。

また、年金事業改善法の施行により、27年3月以降、年金個人情報について、被保険者等による訂正請求により厚生労働大臣（地方厚生局長等）が訂正する手続が

整備されることから、第三者委員会は廃止される予定となっている。そして、第三者委員会で蓄積したノウハウや第三者委員会に転送された処理中の案件を厚生労働省に円滑に引き継ぐなどするための具体的な方法等について、現在、総務省及び厚生労働省において検討を進めているとしている（97～110ページ参照）。

（2）年金記録問題への取組による効果の発現状況

ア 特別委員会の報告書等における年金回復額

特別委員会の報告書等によれば、25年度末で未統合記録約5095万件のうち約1771万件の未統合記録が基礎年金番号に統合され、また、25年度末現在で年金記録の訂正により年金額が回復した人数は、延べ約324万人、年金回復額は、年間の年金額で約1081億円、生涯受給額で約2.2兆円とされている。

この生涯受給額は、65歳より前から支給される年金や在職者等に対する支給停止等の受給額の算定の細部を省略して算出したものであることから、回復実績の概要を示すための試算的なものであると認められる（111～116ページ参照）。

イ 年金回復額の推移等

1件当たりの年金額（年間）の増額分等は、20年以降、減少を続けており、これは、年金額の増額が大きなものから処理が進んでいることなどが要因と考えられる。そして、年金記録問題への対応の集中処理期間が終了し、26年度以降は、回復件数の減少が見込まれる。

なお、特別委員会の報告書では、27年10月以降、年金受給資格期間が25年から10年へ短縮されることに伴って、年金加入期間の短い記録であっても、申出が増える可能性があるとしている。

また、年金記録回復事例のうち年金の増加金額が大きい1,000事例をみると、増加総額が1000万円以上のものが計867件となるなどして、個人ごとにみれば年金受給者の生活に大きな影響を与える事例があったことがうかがえる（116～117ページ参照）。

ウ 年金記録の訂正による減額ケース等

年金記録を訂正すると既に受給している年金額の減額が見込まれるなどのケースについては、国の年金記録が正しいかどうかは最終的には本人しか判断できないことなどから、本人からの再裁定の請求がなければ、一部の例外を除き記録訂正及び再裁定は行わないことにしており、相当数の者がその対象となっていると思料され

る（117～119ページ参照）。

(3) 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

ア 機構における体制整備の状況等

(ア) 内部統制システムの構築等

機構は、検証委員会において指摘された事項等を踏まえ、「コンプライアンス確保」、「業務運営における適切なリスク管理」、「業務の有効性・効率性の確保」、「業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善」等の7つの方針を柱とした「取組方針」等を定め、これに基づき、内部統制システムを構築している（120～126ページ参照）。

(イ) 事務処理誤りに対する取組の状況等

a 事務処理誤りの発生状況

年金記録問題は、一部の本人側の事情によるケースを除けば、事務処理誤りの問題と考えられるため、これを早期に把握して改善を図るとともに、その拡大と再発を防止するための内部統制システムが有効に機能することが重要である。

機構は、「事務処理誤り総合再発防止策」を策定するなどし、事務処理誤りの再発防止に取り組んでいるが、機構設立後に発生した事務処理誤りの件数が、機構の取組に応じて減少しているという傾向は確認できなかった。

事務処理誤りのうち、未処理・処理遅延については、未処理や処理遅延とする期間の目安がなく、被保険者等からの問い合わせがあったときに初めて事務処理誤りとして取り扱う場合があったため、未処理等が生じていても被保険者等からの問い合わせがほとんどない厚生年金特例法の納付勧奨の手続等については、その多くを事務処理誤りとして取り扱っていなかった（126～130ページ参照）。

b 事務処理誤り後の対応

事務処理誤りのうち、過払いについては、5年の消滅時効が完成した場合には、その返還請求ができない。そこで、機構が25年度に公表した事務処理誤りによる過払い23事案の状況をみると、要返還額2億1287万余円のうち1億3115万余円が時効により消滅していた。また、過払い事案で機構の指示依頼書で原則

としている納入告知等の処理期間を超えて、所定の処理が完了していないものも多数見受けられた。

さらに、リスクアセスメント調査の「リスク発生による影響度」の評価指標には、機構が公表している事務処理誤りの影響金額の平均値が活用されているが、影響金額には時効消滅額が含まれておらず、リスクが適切に評価等されていなかった。

したがって、機構は、事務処理誤りの再発防止を着実に進めた上で、事務処理誤りを適時に把握等するための取組等について検討する必要がある（130～132ページ参照）。

（ウ）監事監査及び内部監査の体制整備等

監事監査は、厚生労働大臣が任命した監事2人と直属の監事室の職員4人の計6人体制で実施しており、21年度から25年度までの間の監査実績は延べ537人日で、これまで監査報告書において指摘された事項はない。

また、内部監査は、理事長直属の監査部が103人体制で一般監査、特別監査等を実施しており、21年度から25年度までの間の監査実績は延べ18,868人日で、指摘項目数は19,554件となっていた。

そして、前記の厚生年金特例法の運用における未処理・処理遅延については、内部監査において指摘されているものもあるが、その件数が少なかったことから、本部関連部署等に対する改善提言が行われず、また、職員に対して監査結果を適切に周知するための取組が十分でなかったことから、事態の拡大を防止することができなかった。

したがって、機構は、監査結果等を適切に共有し、事態の拡大、再発防止に努める必要がある（132～136ページ参照）。

イ 厚生労働省、機構、共済組合等の関係機関の連携等

前記の時効特例給付の事務処理において、不統一や不公平が生じたことについて、年金局は、年金行政を担う組織運営の在り方を検討し、年金局の事業部門の業務体制の見直し、厚生労働省と機構との間の業務分担及び連携等に関する各種の対策を報告に取りまとめ、これを推進している。

また、厚生労働省及び機構は、市区町村や共済組合等と連携して、年金記録問題の解決等に取り組んでおり、近年は、第3号被保険者の年金記録不整合問題の解消

のため、共済組合等に対して、健康保険の被扶養配偶者情報の提供を受けるための協議を続けるなどしている（136～139ページ参照）。

ウ 今後の年金記録の正確性確保のための対策及び26年度以降の機構の年金記録問題への対応に係る体制の変更等

機構は、年金記録問題の再発を防止等するため、①「ねんきん定期便」及び「ねんきんネット」の充実、②同一の者が複数の基礎年金番号を保有する重複付番の解消と防止、③入力誤りを防ぐための諸届出の電子化等を進めている。

そして、年金記録問題への対応の集中処理が25年度をもって終了したことなどから、26年10月に、各年金事務所に設置した「年金記録課」を廃止し、「お客様相談室」に引き継ぐなどの体制の変更を行っている（139～143ページ参照）。

2 所見

年金記録問題については、厚生労働省及び機構は25年度を集中処理の最終年度として各種の取組を実施するなどしてきたところである。

そして、機構の26年度からの中期目標及び中期計画によれば、26年度以降も、厚生労働省の監督の下、「年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止のための対応」として各種取組を実施することとされているが、被保険者等からの申出等に対する適切な対応が中心となるなど、その内容は変化している。また、集中処理期間が終了したことを踏まえて年金記録問題対策の経費は縮減され、機構は年金記録問題への対応に係る体制の変更を行っている。さらに、年金記録訂正手続の仕組みが創設されることとなっている。

以上のような状況を踏まえて、今後、年金記録問題への取組を行うに当たっては、次の点に留意しつつ、適切かつ効果的に行うよう努める必要がある。

(1) 年金記録問題に関する事業の実施状況

厚生労働省等はこれまでに各種便の送付等の取組を実施してきた。これらの取組においては、各種便の未送達の者に対して再送付したり、業務の効率化に向けた対応を執ったりなどして、各種取組の効果がより発現するよう努力をしていた。

引き続き、これまでの年金記録問題に対応するための各種取組の実施状況を踏まえた上で、厚生労働省と機構が連携するなどして次の事項を実施することにより、年金記録問題の解決に取り組む必要がある。

ア 厚生労働省において、

- (ア) 現在も約2083万件の解明作業中等の年金記録等があり、これらの中には年金記録が回復する可能性のある記録等が含まれている。こうしたことなどを踏まえ、効果的な取組について検討した上で、引き続きその解明に当たること
- (イ) 年金記録の解明に当たっては裁定時主義の考え方ではなく、解明に向けた働きかけを積極的に行うことが重要であるという認識を持つとともに、機構に対して、これを徹底させること
- (ウ) 必要に応じて関係機関等と協議するなどして、厚生年金特例法に基づき国が取得する請求権の取扱いに係る問題の検討を進め、請求権の行使等ができていない状況の改善を図ること
- (エ) 年金事業改善法の施行により年金記録訂正手続の仕組みの創設が予定されているが、その経緯等を踏まえて、年金記録の正確性確保に資するために必要な体制整備等を着実にを行うこと

イ 機構において、

- (ア) 「ねんきん定期便」等により、被保険者等の本人に年金記録を確認してもらい、記録の漏れや誤りを申し出てもらうことは、年金記録問題の解決のための有効な手段の一つであることから、これを引き続き実施するとともに、これまでに発送した各種便の未回答者に対しては、「ねんきん定期便」においてその回答を促すなどの方策を検討すること
- (イ) 紙台帳検索システムの構築により紙台帳等の電子画像を各年金事務所等で瞬時に確認することができるようになっている。これが年金記録の確認において有効に機能するよう、その統一的調査手順の更なる浸透、定着に努めること
- (ウ) 未統合記録の解明に当たっては、年金制度に対する国民の信頼の回復を図るため、責任と自覚を十分にもって引き続きその解明に当たること。その際、未統合記録で「解明された記録」の中には遺族からの申出により年金記録が回復する可能性がある記録が含まれていることなどを踏まえて、国民に対する十分な働きかけを行うこと
- (エ) 年金時効特例法等の特例的救済施策の実施においては、実施部署間での業務処理の不統一・不公平が生ずることなどがなく、再発防止の取組を行うなどして適切な事務処理を行うこと
- (オ) 第3号被保険者の年金記録不整合問題を効率的に解消するためには、共済組合

等の協力を得て、共済組合等から必要な情報の提供を受けることが重要であること、また、年金健全化法により国民年金法が改正されたことなどを踏まえ、各共済組合等との協議をより一層推進して、できるだけ早期に必要な情報の提供を受けるとともに当該情報を活用して第3号被保険者の年金記録不整合問題を効率的に解消するための取組を行うこと

(カ) 年金相談業務において、その中核部分については正規職員等による対応を強化したり、電話相談業務においてコール数に応じて設置席数を増加させたりして、その効率化に向けた取組を行っているものの、十分な対応ができていない事態が見受けられている。このため、その改善に向けた取組を着実に進めていくこと

(キ) 「ねんきんネット」は、被保険者等が自らの年金記録等をいつでも閲覧できるものであり、年金記録の正確性と年金業務の効率化等に資するものであることから、情報の正確性を確保しつつ、広報活動や利用者の意向を踏まえた改修を行うなどして、より一層の活用とそれによる年金業務の効率化を計画的に推進するよう努めること

(ク) 年金記録問題への対応のために必要となる契約の締結に当たっては、中期計画等に沿って、業務運営の効率化のため、契約の競争性及び透明性の確保並びにコストの削減を図ることを徹底すること

(ケ) 集中処理期間の終了に伴う体制の変更後も年金記録問題に係る被保険者等への対応に支障が生じないように、機動的な組織体制の構築に努めること

ウ 総務省において、

(ア) 第三者委員会が設立された経緯等を踏まえ、また、年金記録に係る確認の申立てのうち厚生年金に関するものは、今後も一定数の申立てがある可能性があることを踏まえ、引き続き、年金記録に係る確認の申立てに対する調査審議を適切に行うこと

(イ) 年金記録に係る確認の申立てが第三者委員会に転送される件数は第三者委員会が設置された当初に比べて近年は低減していることなどから、業務量を踏まえた人員体制にすることに努めてきているが、国民年金法又は厚生年金保険法に基づき新たに訂正手続を担う地方厚生局長等に対する第三者委員会で蓄積したノウハウ等の引継ぎなどが完了するまで、今後も人員体制を適切に見直すこと。その際、適切かつ迅速な処理を確保しつつ、人員配置を機動的に見直すなど適切な体制と

すること

- (ウ) 第三者委員会で蓄積したノウハウや第三者委員会に転送された処理中の案件の引継ぎなどに当たっては、厚生労働省で、第三者委員会で処理中の案件及び新たな訂正手続により厚生労働省が受け付けた申立案件を迅速かつ効率的に処理することができるよう、これを行うこと

(2) 年金記録問題への取組による効果の発現状況

厚生労働省等の各種取組により、未統合記録約5095万件のうち、約1771万件が基礎年金番号に統合されるなど、年金記録問題の解決に一定の効果があつたと認められる。

引き続き、厚生労働省及び機構において、年金記録問題への取組が年金制度に対する国民の信頼の回復を図る上で重要なものであること、その財源が租税収入等であることを踏まえた上で、1件当たりの年金回復額が減少傾向にあることなどを考慮し、効率的かつ効果的な取組の実施により、より一層の効果の発現に努めること

(3) 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

年金記録問題は、一部の本人側の事情によるケースを除けば、事務処理誤りの問題と考えられるため、これを早期に把握して改善を図るとともに、その拡大と再発を防止するための内部統制システムが有効に機能することが重要である。

機構において、内部統制システムを構築するなどしているが、事務処理誤りが継続して発生するなどして、年金記録問題の再発防止に向けた更なる体制整備等を必要とする事態が見受けられている。

こうしたことを踏まえ、次の事項を実施することにより、年金記録問題の再発を防止する必要がある。

ア 機構において、内部統制システム等の仕組みが有効に機能するための取組を推進することにより、より一層、適正でない事態等を早期に把握し、情報を適切に共有し、リスクを適切に分析し評価するなどして、事態の是正だけでなく、その拡大と再発の防止に努めること

イ 厚生労働省及び機構において、制度改正に当たり、年金制度の企画立案部門である年金局とその実施部門である機構との連絡調整等を十分行い、また、他の関係機関との連携をより一層推進するなどして年金記録問題の再発防止に努めること

以上のとおり報告する。

会計検査院としては、年金制度に対する国民の信頼の回復を図ることが重要であることなどに鑑み、今後、厚生労働省、機構等において実施される年金記録問題に係る各種取組が適切に実施されているかなどについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

別表 平成20年6月に参議院から受けた検査要請の内容及び21年10月に会計検査院長から参議院議長に報告した「年金記録問題に関する会計検査の結果について」に係る検査の結果に対する所見

(1) 検査の要請の内容

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

厚生労働省

(二) 検査の内容

年金記録問題についての次の各事項

- ① 年金記録問題発生の経緯、現状等
- ② 年金記録問題への対応に係る契約の内容、予定価格の算定、履行及びその確認等の状況
- ③ 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

(2) 検査の結果に対する所見

第3 検査の結果に対する所見

(1) 検査の結果の概要

年金記録問題についての各事項について、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、検査を実施した。

ア 年金記録問題発生の経緯、現状等

年金記録問題が発生した経緯はどのようなものか。9年1月以降の基礎年金番号への統合及び統合後の事務処理等は、適正にかつ迅速に実施されているか。

イ 年金記録問題への対応に係る契約の内容、予定価格の算定、履行及びその確認等の状況

年金記録問題への対応に係る契約について、その内容、予定価格の算定、履行及びその確認等が会計法令等に基づき適切に実施されているか、また、経済的、効率的なものとなっているか。

ウ 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

年金記録問題の再発防止に向けた体制は適切に整備されているか。

検査の結果の概要は、次のとおりである。

ア 年金記録問題発生の際緯、現状等

(ア) 年金記録問題発生の際緯

- a 9年1月の基礎年金番号導入後において、基礎年金番号に統合されずに各制度ごとの手帳番号により管理されている年金記録は、約2億件あるとされていた。18年6月までの間に、このうち約1億5000万件の年金記録が基礎年金番号に統合されたが、同月時点で残りの約5095万件が依然として基礎年金番号に統合されていない状況となっていた。
- b 年金記録のオンライン化等の一連の過程において、使用頻度が低いと判断され、磁気テープ化又はオンライン化が行われずにマイクロフィルムの形で管理することとされた厚生年金保険喪失台帳記録及び船員保険喪失台帳記録が、計約1466万件存在することが判明した。
- c 社会保険庁は、18年8月から実施された年金記録相談の特別強化体制の過程において、国民年金の保険料について、①社会保険庁が保有する国民年金被保険者台帳のマイクロフィルム又は紙台帳や市区町村が保有する国民年金被保険者名簿等の紙台帳に納付記録が存在しているが、オンラインシステム上にその内容が正確に入力されていないものがあることや、②オンラインシステム、マイクロフィルム及び紙台帳に納付記録は存在していないが、年金受給者又は被保険者等本人が保有していた領収書等に納付記録が存在するなどしているものがあることを把握した。

また、年金受給者又は被保険者等が領収書等の直接的な納付記録を保有していないが保険料を納付したと主張する事態も見受けられたが、このような事態について、社会保険事務所等において年金記録の訂正・回復を行う仕組みが整備されていなかった。

- d 総務大臣が厚生年金保険に関して20年2月までにあっせんを行った事案201件のうちには、被保険者の標準報酬月額の下げ処理を適用事業所に該当しなくなったとする全喪届出処理が行われた日より後の日付でそ及して行っていたなど合理的な理由が認められないとされた年金記録のそ及訂正

の事案が16件見受けられた。また、これらの事案とは別に、このような年金記録の不適正なぞ及訂正処理について、社会保険事務所等の職員の関与を疑わせるとされる事案も明らかになった。

(イ) 社会保険庁の取組の状況

a 年金記録の補正作業及び名寄せの実施状況

基礎年金番号に統合されていない約5095万件の年金記録について、社会保険庁が基礎年金番号の年金記録との名寄せを実施するに当たり、氏名、生年月日又は性別が収録されてない年金記録が約524万件存在しており、正しい名寄せを行うことができないという問題点が確認された。そこで、社会保険庁は、当該年金記録について払出簿等を確認の上、氏名等の補正作業を実施した。

しかし、払出簿等に記載が無かったり、オンラインシステム上に事業所情報が収録されていなかったり、生年月日が実在しない日付であったりなどしていたため、氏名等の補正作業が困難とされているものが21年2月現在で26,354件存在している状況である。

上記約524万件の補正作業を実施した後、社会保険庁は、19年11月から20年3月までの間に、すべての年金受給者及び被保険者等のオンラインシステム上の記録との名寄せを実施した。その結果、特定の基礎年金番号に結び付く可能性のある未統合記録は、20年3月現在で約1172万件であった。

b ねんきん特別便等の実施状況

(a) 社会保険庁は、すべての年金受給者及び被保険者等約1億0873万人に対して年金記録を確認してもらうため、ねんきん特別便の発送を20年10月末までに終えている。

(i) 上記のうち、約5095万件の未統合の年金記録の中に本人の基礎年金番号に結び付くと思われる記録が存在しているのに、加入履歴のチェックポイントが示されていないなど、その様式等が必ずしも十分ではないものがあった。このことから、より積極的な対応や分かりやすい注意喚起を行うための印刷物を新たに折り込んで3月末までに1,080,917件を、計1億8989万余円で再発送していた。

また、発送対象者の住所不明により返送されたものがあり、社会保

険庁は住所の変更について各地方社会保険事務局等に再確認するなどした上で、21年3月末までに約79万件を、計1億8466万余円で再発送していた。

このほか、ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約において委託業者への指示等が適切でなかったなどのため、予定どおり発送対象者に到達せず再発送せざるを得なくなり、社会保険庁がその費用を負担して再発送した事態が約51万件、計3301万余円見受けられるなどしていた。

(ii)ねんきん特別便の回答者数は21年5月末現在で約7753万人にとどまっており、未回答者がいまだ約3119万人存在している状況である。また、名寄せ作業の結果、基礎年金番号に結び付く可能性のある記録があるとされた年金受給者においても約40万人の未回答者が存在している。そこで、社会保険庁は、上記年金受給者のほか、やはり基礎年金番号に結び付く可能性のある記録があるとされた年金受給者のうち「訂正無し」と回答した者で、基礎年金番号上の記録と名寄せにより該当した記録に期間の重複が無い者計約87万人について、各社会保険事務所等が中心になり、電話や戸別訪問によるフォローアップ照会を実施してきている。その結果、本人と連絡が取れない者又は回答拒否者が21年5月末現在で37,340人となっている。そして、その数は、フォローアップ照会の実施の進ちよくに伴い増加する傾向にあり、フォローアップ照会を実施したものの、未統合記録が本人のものであるか否かを確認するというフォローアップ照会の目的が十分達せられていない状況となっている。

なお、社会保険庁は、電話や戸別訪問によっても本人と連絡が取れない者に対して、未統合記録の一部を記載して回答を求める文書を発送した。

(b) 社会保険庁は、昭和54年からそれまで一部を除き漢字氏名で収録されていた厚生年金保険の年金記録をカナ氏名で収録することとした。その際、資格喪失被保険者については本人への郵便や事業所を通じてのカナ氏名の確認ができないことから、漢字氏名を一般的な読み方により自動

的にカナに変換する「漢字カナ変換辞書」を使用してカナ氏名を収録した。このため、一般的な読み方と異なる読み方の氏名については年金記録に正しい読み方と異なるカナ氏名が収録されており、カナ氏名同士では名寄せができない状況となっていた。そこで、同庁は、これに係る約154万件の年金記録を対象として、払出簿等を確認して漢字氏名を収録する補正作業を実施している。

一方、漢字氏名等の記録の補正作業が完了していないものは平成20年5月現在で計3,330件あった。社会保険庁は、これらの中には、払出簿等を確認しても漢字氏名が判明せず、名寄せして基礎年金番号に統合することが困難なものがあるとしている。

社会保険庁は、補正ができたものについて基礎年金番号の年金記録との名寄せを実施した結果、当該年金記録の持ち主である可能性のある者について、ねんきん特別便とは別に「年金記録の確認のお知らせ」（黄色の封筒）を発送している。

(c) 社会保険庁は、被保険者等の個人がインターネットにより、年金加入記録の照会を行えるサービスを18年3月から実施している。本システムの開発経費は1億4394万余円、その運用経費は19年度3363万余円、20年度1422万余円となっている。

c マイクロフィルムで管理されている約1466万件の年金記録とオンラインシステム上の記録との名寄せ

社会保険庁は、マイクロフィルムで管理されている厚生年金保険喪失台帳記録及び船員保険喪失台帳記録の約1466万件のうち、オンラインシステムに収録されていない記録について磁気媒体化し、オンラインシステム上の記録との間で名寄せを行った。その結果、氏名等が一致した年金記録のうち約139万件についてオンラインシステムへの収録を行った。そして、このうち記録が結び付く可能性がある約68万人（これに係る記録の数約76万件）に対し確認の文書を発送し、21年5月末までに約58万人から回答があった。このうち、約35万人については本人の記録であると確認できたとしている。なお、同年2月までに約27万件の年金記録が基礎年金番号に統合されているとしている。

d オンラインシステム上の年金記録と厚生年金保険の被保険者名簿等の記録約8.5億件との突合せ

厚生年金保険及び国民年金に係る年金記録について、社会保険庁が実施したサンプル調査の結果、被保険者名簿等の記録とオンラインシステム上の記録が一致しないものが、厚生年金保険の被保険者名簿等の記録19,979件の1.4%について、国民年金の特殊台帳の記録3,090件の0.1%について、それぞれ見受けられた。

厚生労働省は、このサンプル調査の結果を踏まえて、これら紙台帳等の記録約8.5億件を電子画像化してコンピュータに入力し、検索機能を備えたシステムを整備した上で、オンラインシステム上の記録との計画的な突合せを22年度から行うこととしており、これに必要な経費は1900億円から2300億円であると試算している。そして、社会保険庁は、突合せを行うため年金情報総合管理・照合システムを開発しているところであり、これに要する経費としては20、21両年度に予算額計66億円を計上している。

e 年金記録相談等の実施状況

社会保険庁における年金記録相談等業務には、①社会保険事務所等が主体となって実施している年金記録相談等、②社会保険庁が民間事業者に業務を委託して実施しているコールセンターでの年金記録電話相談等、③市区町村、社会保険労務士等の協力を得て市区町村の窓口、郵便局、農業協同組合等において実施している年金記録相談等がある。

このうち、①の社会保険事務所等の相談窓口における年金記録の確認件数は、18年8月から20年6月までの累計で約1165万件となっていた。そして、相談窓口で年金記録が判明しなかったため照会申出書により調査の申出を受付したものなどは約112万件であった。この約112万件のうち、基礎年金番号の年金記録に収録されていなかった年金記録が判明するなどしたものは約28万件であった。

また、②の民間事業者に業務を委託して実施している年金記録電話相談等についてみると、その平均応答率は「ねんきんダイヤル」で38.8%、「ねんきんあんしんダイヤル」で93.1%、「ねんきん特別便専用ダイヤル」で68.5%となっている。そして、「ねんきんダイヤル」及び「ねんきん特別

便専用ダイヤル」については、年金受給者又は被保険者等の年金記録電話相談等の需要に対して十分な対応ができていない期間が生じていると認められる。

f 標準報酬月額等の不適正なぞ及訂正処理問題への取組状況

社会保険庁は、標準報酬月額等の不適正なぞ及訂正処理が行われた可能性があるとして約6万9千件の年金記録を抽出して、このうち年金受給者に係る約2万件について、20年10月から戸別訪問による聞き取り調査を開始し、21年3月末までにそれをおおむね終了した。その結果、同庁職員の関与を疑わせる旨の回答が1,335件あり、このうち211件は職員が特定できるなど具体性のある内容となっている。社会保険庁は、標準報酬月額の不適正なぞ及訂正処理への職員の関与について調査を行っており、21年7月及び9月に追加調査等の結果が公表され、職員が関与した不適正なぞ及訂正事案が20年9月に公表された調査結果に係る1件のほか、25件確認されたとしている。

(ウ) 年金記録の基礎年金番号への統合等の状況

a 年金記録の基礎年金番号への統合及び記録の訂正・回復状況

(a) 社会保険庁は、約5095万件の年金記録については、社会保険事務所等における年金記録相談の実施、ねんきん特別便の発送等により、18年6月から21年3月までの間に、約1010万件の記録について基礎年金番号へ統合を終えたとしている。

約5095万件のうち、名寄せにより基礎年金番号の記録に結び付く可能性があるとしてねんきん特別便を発送したものは約1172万件である。このうち、統合できた記録は約398万件であり、依然として約774万件が統合できないまま残っている状況である。

そして、約5095万件の年金記録のうちには、上記の統合を終えた約1010万件のほか、死亡が判明した者等の記録が約1616万件、解明作業が進展中の記録が約533万件あるが、その一方で、今後解明を進める年金記録は依然として約1162万件存在している。

これらの年金記録について、社会保険庁は、未統合記録の持ち主であると思われる者に対して照会を行うなどの各種解明作業を行い、それで

もなお本人の特定ができない年金記録については、最終的にはインターネット上での公示等により解明・統合を進めることを検討するとしている。

また、これらの作業と平行して、22年4月から年金情報総合管理・照合システムによる紙台帳の記録とオンラインシステム上の記録との突合せを実施するとしている。

- (b) 社会保険事務所等における年金記録相談において、被保険者等から年金記録照会の申出を受け、被保険者等に対して回答したものの中に、社会保険事務所等の調査により年金記録が判明したが、氏名変更等の届出欄の無い様式の申出書を使用するなどして被保険者等から氏名変更等に係る届出が別途提出されていなかったり、手帳番号の年金記録の基礎年金番号への統合には被保険者等の届出は必要ないのに、これを求めていたりなどしていた。社会保険事務所等においては、被保険者等から氏名変更等の届出が無い場合には、これを提出するよう勧奨したり、被保険者等からの届出が無くとも手帳番号の年金記録を基礎年金番号に統合するための処理を行ったりなどする必要があったのに、これらのことを行っていないかった。

このため、年金記録の基礎年金番号への統合等の処理が適切に行われておらず、その結果、本来給付されるべきであった年金額が適正に支給されないなどしている事態が見受けられた。

b 再裁定等の実施状況

年金受給者について未統合の年金記録のあることが新たに判明した場合は、社会保険事務所等が年金記録を基礎年金番号へ統合する処理を行った後に、社会保険業務センターにおいて再裁定を行う必要がある。

社会保険事務所等から同センターへの再裁定進達件数の増加や時効特例法に基づく事務処理の増加等により、再裁定の申出から年金の支給決定までに要する期間は長期化している。そこで、社会保険庁は、再裁定処理の迅速化のために、職員の増員及び再裁定処理システムの改善を行っており、その結果、21年3月及び4月の処理件数が19.1万件まで増加する一方、未処理件数は同年1月の82.3万件をピークに減少に転じていて、同年4月には61.

7万件となっている。社会保険庁は当分の間500人程度の人員配置及び再裁定処理システム機能の更なる強化を行うこととし、この結果、同年6月の未処理件数は45.6万件に減少する見込みとなっている。

c 年金受給者等に対する特例的救済施策とその実施状況

多数の年金記録が訂正・回復されたことに伴い多額の未支給の年金が消滅時効にかかったり、給与からの保険料控除に見合った給付が受けられなかったりするなどの年金受給者等の不利益となる事態が多数発生したことから、このような年金受給者等を特例的に救済するための時効特例法、厚年特例法等が制定されている。

時効特例法に基づく支給決定件数及び金額は、21年4月までの累計では、それぞれ549,536件、2938億2281万余円となっている。時効特例法の対象者には、無年金であった者が新たに年金の受給権を得ることとなった結果、支給決定金額が多額となっている高齢者も見受けられ、適切な時期に適切な額の給付を受けることができなかったと認められる者が見受けられた。

また、厚年特例法に基づく特例納付保険料の額は、21年5月現在で5億5625万余円となっていて、このうち2億5410万余円が既に納付されている。特例納付保険料の未納付分については、今後、特例法対象事業主等が納付に応じない場合等には、国が特例納付保険料に相当する額を負担する場合がある。

(エ) 決算検査報告掲記事項のうち年金記録の正確性に係るもの

会計検査院は、年金記録の正確性に影響のあるものとして、①平成12年度決算検査報告に「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の全喪処理について、その適正化を図るよう改善の措置を要求したもの」を、②平成16年度決算検査報告に「健康保険、厚生年金保険の適用促進の実施状況について」を、それぞれ掲記しており、この指摘の概要及び社会保険庁の執った処置の概要は、次のとおりである。

- ① 健康保険又は厚生年金保険が適用される事業所は、事業主の意思にかかわらず、健康保険又は厚生年金保険に加入し、その適用を受けなければならないのに、適用事業所が休業したなどとして全喪届を提出していながら、全喪処理後も引き続き事業を継続していたり、全喪処理後に短期間で事業

を再開していたりしているのに、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けていない事態が見受けられた。

これに対して、社会保険庁は、適用事業所に該当しなくなった場合の届出に関する規定を新たに設け、届書の記載内容を明確に示すとともに適用事業所に該当しなくなったことを証する書類を添付させることとしたり、届書の記載内容の調査確認方法などを定めたりするなどした。

- ② 健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所が数多くあるとの指摘がなされており、未適用事業所を少なくすることが、被保険者等となるべき者に対する医療保障や年金受給権の確保、事業主間の公平性の確保及び制度の信頼性の確保のために重要と考えられることなどから、両保険の適用促進の実施状況について検査した。

検査したところ、社会保険事務所等の中には適用促進への取組が十分でないものがあつたり、社会保険事務所等に対する社会保険庁の指導内容が必ずしも統一的に実施されていなかったりなどしている状況となっていた。

これに対して、社会保険庁は、社会保険等の適用促進を外部に委託する市場化テストを実施し、その結果を踏まえ、19年度においては一般競争による民間委託を全社会保険事務所等に拡大したり、各地方社会保険事務局に対し各種業界団体等から情報収集等を行い、未適用事業所を的確に把握して適用促進を図るよう指導したりするなどしている。

イ 年金記録問題への対応に係る契約の内容、予定価格の算定、履行及びその確認等の状況

社会保険庁が19年度に契約を締結した220契約（支出済額計91億8510万余円）及び20年度に契約を締結して20年10月31日までに支払を行った267契約（支出済額計135億0542万余円）について検査を実施した。

(ア) 契約方式の適用状況等

社会保険庁が、19、20両年度に締結した上記の契約の契約方式別の状況は、一般競争契約及び随意契約となっており、指名競争契約はなかった。

そして、19、20両年度における契約方式別の件数及び支出済額をみると、件数では、一般競争契約が155件、142件、随意契約が65件、125件となって

いて、一般競争契約の件数が多くなっていた。

支出済額では、随意契約が、19年度で57億0311万余円となっていて、前記の220契約の支出済額の62.0%を占めていた。一方、20年度で49億4773万余円となっていて、前記の267契約の支出済額の36.6%となっている。

(イ) 一般競争契約の入札実施状況

19、20両年度における一般競争契約の入札者数をみると、1者入札が10件、28件、2者以上4者以下の入札が27件、23件、5者以上の入札が118件、91件となっていた。

そして、業務等の内容別に入札者数をみると、19、20両年度ともに、ねんきん特別便に関する各業務、旧台帳等のデータ入力業務、労働者派遣において、入札者が5者以上の場合が多くなっていた。

(ウ) 随意契約の締結

19年度に随意契約により締結された電話相談業務8契約、バックオフィス業務1契約及び運営サポート業務1契約、計10契約（支出済額計55億9430万余円）においては、いずれの契約においても業務の実施を先行させて、契約書の作成を業務の開始日より後に行っていた。

これらは、会計法に規定されている契約書の作成を行わないまま委託業務が開始されたものであり、このような事態は会計法上適正を欠いているものと認められる。

(エ) 契約の履行及びその確認の実施状況

社会保険庁においては、通常業務に係る従前の調達に加えて、19年度以降は年金記録問題に係る調達が相当数増加している。これらの契約については、単価契約であるものが相当数含まれていることから、その支払に当たっては、業務の実施に実際に要した員数等の確認を適切に行うことが極めて重要となっている。

検査したところ、員数等の確認を含む給付の完了の確認の検査は、契約担当官等の補助者である本庁経理課等の職員が検査職員として行うこととされているのに、実際は、調達要求部署の担当職員を確認者として契約業務の履行の確認を行わせて、その確認をもって給付の完了を確認したものとして検査調書を作成していた。

会計実地検査において上記のような事態が見受けられたので、社会保険庁は、21年6月15日以降、実際に直接給付の完了を確認する調達要求部署の担当職員を補助者として任命することとした。

(オ) 年金記録電話相談業務等に係る契約の履行の確認の状況

19、20両年度における電話相談業務に係る契約については、業務に従事する管理者、オペレータ等の稼働状況、電話応答数等を日次及び月次で報告させることにより、各月に実施した業務の給付の完了の確認を行っていた。

これらの業務に係る契約においては、業務実施時間数に関する具体的な根拠資料を提出することなどが仕様書等において明示されていなかった。このため、契約の履行確認の際に、支払請求の対象となる業務の実施状況の確認を行うことができず、適切とは認められない事態が見受けられた。

特に、このうち、19年度における「ねんきんあんしんダイヤル」の電話相談業務に係る一部の契約については、業務実施時間数に休憩時間数が含まれていた。しかし、当該休憩時間には業務を実施していないことから、これを支払請求の対象となる業務実施時間数から除外すべきであったと思料される。

ウ 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

(ア) 不適正な事務処理等の防止に係る取組

a 不適正な事務処理等の防止に係る通知の発出

社会保険庁は、17年10月以降、不適正な事務処理等の防止に係る各種通知を発出している。これらは、業務改革プログラムの法令遵守又は内部統制の仕組みの構築と職員の意識改革の推進等に係る具体的な取組として、不適正な事務処理等の再発を防止して年金記録の正確性確保を図ることなどを目的としたものであるとしている。

b 不正行為の再発等

社会保険庁は、18年3月に「不正事故防止のための点検事項並びに指定届書及び特定届書の指定について」を発しているが、その後も年金記録の正確性に影響を及ぼす保険料の横領の不正行為が発生している。

(イ) 内部監査の実施等による不適正な事務処理等の再発防止に係る取組

社会保険庁が実施する内部監査には、業務監察、会計監査及び自治監査が

あり、18年10月以降、社会保険庁は、業務改革プログラム等における監査部門の機能強化を図っている。

a 内部監査の実施方針等について

業務監察については、年金記録の正確性確保に関するものとして、18年度では事故防止に関する取組状況についての監察及び適正検査を実施すること、19年度では適正検査を拡充すること、20年度では適正検査により重点を置いた監察を行うことなどとなっている。

会計監査については、会計経理の適正性を確保する観点として、18、19、20各年度において、内部牽制体制が実効性を確保できる取組みとなっているか実地に検証を行うことなどとなっている。

b 内部監査の実施状況について

年金記録問題への対応に迫られた19年度には、18年度及び20年度と比較して、地方社会保険監察官が単独で業務監察及び会計監査を実施した箇所数が大幅に少なくなっている状況となっている。

業務監察においては、緊張感のある内部監査を行う目的及び不正事故防止の観点から、事前に受検側に通告をしない業務監察も実施しており、その実施対象は、近年、業務監察が実施されていない社会保険事務所等から選定するなどしている。

会計監査においては、現金亡失等の事故防止の観点から、事前に受検側に通告をしない会計監査も実施しており、その実施対象は、業務監察と同様に選定している。

c 内部監査の実施結果について

業務監察においては、実施結果を、①是正指示事項、②指摘事項、③指導事項の三つに区分している。これらの事項は、業務監察の対象である地方社会保険事務局長等に対して、文書で通知されるとともに、是正又は改善のための措置及びその結果について、書面で改善報告書の提出を求められることとなっている。

会計監査においては、会計監査の結果、是正等を要すると認めた事項（指摘事項）について、会計監査の対象である地方社会保険事務局長等に対して、文書で通知されるとともに、是正等のための措置及びその結果につい

て、書面で改善報告書の提出を求められることとなっている。

そして、業務監察及び会計監査において、改善内容が不十分な場合には更なる是正指示又は改善指導を行うとともに、次回の業務監察及び会計監査時に改善状況の確認を行っているとしている。

18、19、20各年度における本庁及びブロック局が実施した業務監察及び会計監査の実施結果を指摘区分ごとの指摘件数についてみると、20年度の業務監察において適正検査により重点を置いた監察を行うこととしたことなどから指摘件数の総数が大幅に増加している状況となっている。

d 内部監査の実施結果の周知について

内部監査の実施結果については、業務監察及び会計監査の対象である地方社会保険事務局長等に対して、実施結果を文書で通知するなどしている。

そして、業務監察の実施結果については、その概要を取りまとめたものを全職員が庁内LANで閲覧できるようになっている。一方、会計監査の実施結果については、その概要を取りまとめたものを会計担当職員に限定して庁内LANで閲覧できるようになっている。

(ウ) 社会保険庁の基本的姿勢や組織上の問題に対応するための組織改革等

社会保険庁は、21年1月の業務改革プログラムの改定において、「内部統制の仕組みの構築と職員の意識改革の推進」について、民間企業等における内部統制の考え方を踏まえながら、社会保険庁における内部統制の強化に取り組むために、金融庁企業会計審議会による内部統制の基本的要素ごとに、これまでに実施した各種の取組を整理するなどしている。これらの社会保険庁の取組のうち、

- ① 18年10月の「社会保険業務処理マニュアルの運用開始」及び「監査部門の機能強化」は、独自の判断による事務処理に基因する不適正な事務処理の再発防止を図るため策定されたものであるとしている。
- ② 「リスクアセスメント調査の実施」は、業務運営上のリスクを網羅的に把握・分析・評価して、その発生や対応について管理する仕組みを構築するために、業務運営上のリスクを洗い出すものであるとしている。
- ③ 「社会保険オンラインシステムの刷新」は、社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、システムの刷新を進めるものであり、不適正処

理の防止及び早期発見が可能となるチェック機能の整備を含むものとなっていて、適正な事務処理を確保するものであるとしている。

また、社会保険庁は、年金記録の正確性を確保するために、「ねんきん定期便の発送」や「インターネットによる年金記録照会」により年金受給者、被保険者等本人が年金記録を確認する仕組みの整備を進めているとしている。

(エ) 社会保険庁の廃止及び日本年金機構の設立

a 日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画

社会保険庁は22年1月に廃止されることが予定されており、厚生年金保険事業及び国民年金事業については、日本年金機構が厚生労働大臣の監督の下にその業務運営を担うことが予定されている。

20年7月に閣議決定された基本計画によれば、

- ① 同機構の組織ガバナンスの確立に関する内部統制の仕組みの構築については、「リスクアセスメント調査、業務処理マニュアルの整備を進めることや、内部統制を推進する組織体制を整備するなど、内部統制の強化に早急に取り組む。」ことなどとされている。
- ② 監査体制等の整備については、「理事長に直結した内部監査部門を設け」、「会計監査人による会計監査のみならず、業務についても外部監査を活用する。」、「厚生労働省以外の第三者が機構を検査する仕組みについて、今後、法改正も含めた検討を行う。」ことなどとされている。
- ③ 固定的な三層構造を一掃するための人材登用の仕組みについては、「本部で一括採用を行うとともに、地方の幹部人事も本部で行う。また、本部・地方組織間で全国異動を行い、管理業務と現場業務の経験を通じて幹部を養成することを基本的なキャリアパターンとして確立し、これを人事制度上のルールとする。」ことなどとされている。
- ④ 年金記録問題への対応については、「現下のいわゆる年金記録問題への対応については、現在、その問題解決に向け、政府において鋭意取組を進めている。一方、基本計画で示した機構の必要人員数は、通常想定される業務をベースにしている。年金記録問題への対応として、一定期間、一定程度の人員・体制がなお必要となる場合も、まずは既定の人員

の枠内で最大限の工夫を行うものとし、それでも対応が困難である場合でも、できる限り、外部委託や有期雇用の活用などにより対応するものとする。これに関係する具体的な人員については、年金記録問題の進捗状況を踏まえ、早期に検討を進める。また、いかなる場合でも、機構の他の業務に重大な支障が生じないように、厚生労働省が責任を持って適切な対応策を講ずる。」こととされている。

b 日本年金機構における内部統制システムの構築等

日本年金機構における内部統制システムの構築についてみると、社会保険庁は、「国民の意見を反映しつつサービスの質の向上を図るとともに、効率的かつ公正・透明な事業運営を行う。」ことなどの基本的視点に基づき、かつ会社法や金融商品取引法に基づく民間企業の取組を参考にして、基本方針を定めているとしている。

この基本方針において、①コンプライアンス確保、②業務運営における適切なリスク管理、③業務の有効性・効率性の確保、④適切な外部委託管理、⑤情報の適切な管理・活用、⑥業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善、⑦ITへの適切な対応の7事項が柱として位置付けられている。

(2) 所見

年金記録問題に対応するための各種取組については、今後も、社会保険庁（22年1月1日以降は同日に成立する予定の日本年金機構。以下同じ。）において適切に実施されることが必要である。

したがって、社会保険庁は、今後の各種取組の実施に当たっては、次の点に留意することが肝要である。

ア 年金記録問題発生の際緯、現状等

(ア) 年金記録の補正作業及び名寄せの実施状況については、基礎年金番号に未統合の年金記録のうち、氏名等の補正作業が困難とされているものや、正しい読み方と異なるカナ氏名が収録されている年金記録で補正困難とされているものが依然として見受けられる。したがって、22年度以降に運用が開始される年金情報総合管理・照合システム等を有効に活用することにより、正しい氏名等に補正を行うなどして早急に解明する必要がある。

(イ) ねんきん特別便等の実施については、

- a 年金記録問題の解決に当たり、ねんきん特別便の発送は被保険者等の本人に年金記録を確認してもらうための有効な手段の一つであるが、ねんきん特別便が被保険者等に到達しないとこの確認をしてもらうことができない。したがって、本人に年金記録を確認してもらうために必要となる様々なアプローチの方法を検討してこれを実施する必要がある。また、ねんきん特別便の未回答者に対しては、今後毎年発送することとなるねんきん定期便においてその回答を促すなどあらゆる機会を捉えて働きかけを行う必要がある。
- b ねんきん特別便の作成及び発送のための費用は多額となっており、その作成及び発送について誤りがあれば再発送の費用を要することになる。会計検査院は「ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約において、仕様書の記載、委託業者への指示等が適切でなかったため、再度、ねんきん特別便の作成及び発送が必要となり不経済となっているもの」として、平成19年度決算検査報告に掲記したところである。今後は、ねんきん定期便が毎年度相当数発送されることから、ねんきん定期便についても再発送の事態を避けるために、慎重にその作成及び発送を行う必要がある。
- c フォローアップ照会において、本人と連絡が取れない者又は回答拒否者の数がフォローアップ照会の実施の進捗に伴い増加する傾向にあり、フォローアップ照会を実施したものの、未統合記録が本人のものであるか否かを確認するというフォローアップ照会の目的が十分達せられていない状況となっている。そのため、今後もこれらの者に対する照会を継続的に実施していく必要がある。
- d インターネットによる年金加入記録の照会サービスは、年金受給者及び被保険者等が自己の年金記録をいつでも閲覧できるように構築したシステムであり、年金記録の正確性に資することができるものであると認められることから、このシステムを十分に活用するための方策を講ずる必要がある。

(ウ) マイクロフィルムで管理されている約1466万件の年金記録とオンラインシステム上の記録との名寄せ

既に約35万人について本人の記録であると確認できたとしているが、名寄せにより氏名等が一致しなかった年金記録等残る記録については、統合作業を早期に終結させるための方策を検討する必要がある。

(エ) オンラインシステム上の年金記録と厚生年金保険の被保険者名簿等の記録約8.5億件との突合せ

年金情報総合管理・照合システムにより行うこととしているが、システムの開発及び運用並びに作業人員の配置等に多額の経費が発生することが見込まれている。したがって、その突合せの作業内容が正確性を確保しつつ経済的かつ効率的なものとなるよう、システムの開発に慎重を期し、かつ、その運用後も定期的にその実施方法及び結果についての検証を行い、随時、人員配置、作業方法等の見直しを行っていく必要がある。

(オ) 年金記録電話相談業務等については、被保険者等の年金記録電話相談等の需要に対して十分な対応ができていない期間が生じていると認められる。したがって、その実施に当たっては、被保険者等の年金記録電話相談等に対する需要を的確に予測・分析するなどした上で、オペレータを増員するなどして需要に見合った対応席数を確保することにより、応答率の向上に一層努める必要がある。

(カ) 不適正なそ及訂正処理が行われたとされる者等の迅速な救済を図るために、対象者が役員（事業主を含む。）以外である場合など一定の基準に該当する事案等については、正確性を確保した上で被害者救済のための処理を引き続き迅速に行う必要がある。そして、今後同様の事態が生じないように、事業主等に対する制度の趣旨についての啓発活動や、被保険者等が自分の年金記録を容易に確認できるための方策を執ることなど、再発防止に向けた処置を検討する必要がある。また、職員の関与等、事実関係の調査を引き続き行い、その調査結果を明らかにする必要がある。

(キ) 年金記録の基礎年金番号への統合については、

a 未統合記録5095万件については、ねんきん特別便の発送等により、18年6月から21年3月までの間に、約1010万件の記録について基礎年金番号への統合を終えるなどしているが、今後解明を進める年金記録が21年3月現在で依然として約1162万件存在している。そこで、社会保険庁は、未統合記

録の持ち主であると思われる者に対して照会を行うなどの各種説明作業を行った上で、インターネット上での公示等により解明・統合を進めることを検討するとしている。これらのことを含めて、解明・統合作業を早期に終結させるための方策を検討する必要がある。

- b 社会保険事務所等における年金記録相談において判明した年金記録について、その基礎年金番号への統合等の処理が適切に行われていなかったため、本来給付されるべきであった年金額が適正に支給されないなどしている事態が見受けられた。

これらについては、社会保険事務所等は、被保険者等から氏名変更等に係る届出が無い場合にはこれを提出するよう勧奨したり、被保険者等からの届出が無くとも手帳番号の年金記録を基礎年金番号に統合するための処理を行ったりなどしてこのような事態については是正を図る必要がある。特に、年金記録の統合により年金給付額が増加すると見込まれる年金受給者については、社会保険庁は、当該年金給付額が早期に支給されるよう、年金の再裁定等の処理の迅速化に更に努める必要がある。

- (ク) 再裁定については、再裁定の申出から年金の支給までに要する期間が長期化していることから、社会保険庁は、引き続き未処理案件の処理促進に努めるとともに、再裁定案件の受付及び処理状況等を把握した上で、効果的な人員配置を行うなど一層の処理促進のための方策を検討する必要がある。

- (ケ) 年金受給者等に対する特例的救済施策

多額の未支給の年金が消滅時効にかかったり、給与からの保険料控除に見合った給付が受けられなかったりするなど年金受給者等の不利益となる事態が発生することを防止するために、事業主に対する制度の趣旨についての啓発活動や、被保険者等が自分の年金記録を容易に確認できるための方策を執る必要がある。

厚年特例法に係る特例納付保険料については、特例法対象事業主等から納付が行われないなどの場合には、最終的に国が特例納付保険料に相当する額を負担することになるおそれがある。したがって、社会保険庁は適切に文書及び電話による納付勧奨を行っていく必要がある。

- イ 年金記録問題への対応に係る契約の内容、予定価格の算定、履行及びその確

認等の状況

(イ) 年金記録問題への対応については、各種の取組に要する経費として21年度予算においても当初予算額283億余円、補正予算額518億余円が措置されており、今後も多額の経費が投入されることが予想される。

このため、年金記録問題への対応に係る委託業務等に関して、契約担当部署は、①調達要求部署からの調達要求について、調達理由書、業務仕様書等により業務の必要性・妥当性を審査するなどして、調達の適正化を図り、②予定価格を適正に算定し、③競争性のある適正な契約手続により契約を締結し、④業務の履行状況を適正に確認し、支払行為を適正に行うことはもとより、⑤業務の効果を的確に判断することが必要である。

さらには、これらについては、現在実施している外部の有識者等による事前又は事後の審査を更に厳正に実施することにより、年金記録問題への対応に係る予算の適切な執行に努める必要がある。

(ロ) 電話相談業務について、契約の履行確認に当たり支払請求の対象とする業務実施時間数に関する具体的な根拠資料を提出することが仕様書等において明示されていないことなどから、業務の実施状況の確認が十分に行われていないと思料される事態等については、今後、同様な事態が生じないよう再発防止に努める必要がある。

ウ 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

社会保険庁は、21年1月に業務改革プログラムの項目を整理する改定を行い、年金記録問題への対応、国民サービスの向上、内部統制の仕組みの構築と職員の意識改革の推進等として再編したとしている。

そして、内部統制の仕組みの構築等により、不正行為等の不適正な事務処理等の再発を防止したり、内部監査による不適正な事務処理等の早期発見及び是正に努めたりする必要がある。

また、22年1月に成立する予定の日本年金機構における内部統制システムの構築についてみると、「国民の意見を反映しつつサービスの質の向上を図るとともに、効率的かつ公正・透明な事業運営を行う。」ことなどの基本的視点に基づき、かつ会社法や金融商品取引法に基づく民間企業の取組を参考にして、基本方針を定めているとしている。

この基本方針において、柱として位置付けられた7事項における具体的な取組内容は、いずれも社会保険庁におけるこれまでの年金記録問題への対応で明らかになった課題等について、改善を図るものであるとしている。

社会保険庁は、このような枠組みの中で、各種取組に対する評価を適切に実施して、解決すべき課題を遺漏なく洗い出すなどすることにより、年金記録問題の再発防止に努める必要がある。

以上のとおり報告する。

会計検査院としては、今後とも、年金記録に対する国民の信頼の回復を図るなどのために社会保険庁が実施している各種取組が適切に実施されているかについて、多角的な視点から引き続き厳正に検査していくこととする。